

官報 号外

昭和五十五年四月二十五日

○第九十二回 参議院會議録第十一号(その一)

昭和五十五年四月二十五日(金曜日)

午前十時四十分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十五年四月二十五日

午前十時開議

第一 北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第六 絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約第十一條(a)の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の

条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一〇 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 船舶のトン数の測定に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第一九 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二〇 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第二四 昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書、昭和五十一年度国有財産増減及び現在額計算書

第二五 昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

第二六 昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

第二七 地震防災対策強化地域内の長大橋整備に関する請願(二件)

第二八 地震防災対策事業に係る財政措置に関する請願(二件)

第二九 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(七十六件)

第三〇 高校増設に対する国庫補助等に関する請願

第三一 専修学校の振興に関する請願

第三二 義務教育教科書の無償化存続に関する請願(二件)

第三三 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(十二件)

第三四 高等学校の新増設に対する国庫補助制度に関する請願

第三五 大幅私学助成に関する請願(五件)

第三六 教科書の有償化反対に関する請願(二件)

第三七 ニホンカモシカによる造林地被害の防

止対策に関する請願

第三八 公立大学助成拡充に関する請願

第三九 長野地方貯金局の存置に関する請願

第四〇 身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(十一件)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第四〇まで

一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(安井謙君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

加瀬完君から病氣のため二十四日間請願の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(安井謙君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、佐方信博君、田中真一郎君、田村祐造君、西村俊一君を任命することについて、本院の同意を求めまいりました。

まず、阿部英一君、田村祐造君、西村俊一君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、佐方信博君、田中真一

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件外九件

九四八

郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

日程第六 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

求めるの件

日程第一〇 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上十件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長石破二朗君。

審査報告書

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 石破 二朗

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、一昨年四月に署名された「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、北西太平洋の沿岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量禁漁区、漁期、取締りの手続等を定めたものである。この議定書の締結により、北西太平洋における我が国のさけ・ます漁業の操業が本年も継続して行われることとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年四月二十二日

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 石破 二朗

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものであつて、我が国とアルゼンティンとの間で文化及び教育の各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することは、我が国とアルゼンティンとの間の友好関係

の一層の促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年四月十七日

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 石破 二朗

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、我が国とハンガリーとの間で、

企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税減免、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、それの国内法令に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約を締結することは、我が国とハンガリーとの間の経済、技術及び文化の面での交流促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年四月十七日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約

〔本号(その二)に掲載〕

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二)

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件外九件

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とポーランドとの間で、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税減免、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、それの国内法令に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約を締結することは、我が国とポーランドとの間の経済、技術及び文化の面での交流促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年四月十七日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、微生物に係る特許出願の際各国において必要とされる微生物の寄託に関し、その国際寄託当局に対する寄託の効果を締約国が認めあうことを主たる内容とするものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の出願人が外国において微生物に係る特許出願をする場合の負担を軽減し、また、他の締約国の出願人についても同様に負担が軽減されることとなる等工業所有権の分野における国際協力の推進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年四月十七日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、絶滅のおそれのある野生動植物

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件外九件

九五〇

の種の国際取引を規制するために遵守すべき要件等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、野生動植物を保護するための国際協力の推進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

野生動植物取引規制条約信託基金拠出金として昭和五十五年度予算に九百三十万六千円が計上されている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一号3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の下で招集される締約国会議の権限に財政規則の採択を追加することを定めたものである。我が国がこの改正を受諾することは、同条約を一層効果的なものとすることが期待されるので、妥当な措置と認め

一、費用

別に費用を要しない。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一号3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一号3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一号3(a)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一号3(a)の改正

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、昭和四十四年三月に我が国とイタリアとの間に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約をイタリアが行った税制改正を考慮に入れて改正し、両国間の二重課税回避の制度を一層整備しようとするものである。この議定書を締結することは、我が国とイタリアとの間の経済関係の緊密化に資すると期待されるので、妥当な措置と認め

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の

条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、昭和四十四年二月に我が国と英国との間に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を英国が行った税制改正を考慮に入れて改正し、両国間の投資環境を一層整備しようとするものである。この議定書を締結することは、我が国と英国との間の経済関係の緊密化に資すると期待されるので、妥当な措置と認め

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 滝尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その一)

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件外九件

外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とフィリピンとの間で、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対する相手国の租税軽減、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税軽減、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内法令に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約を締結することは、我が国とフィリピンとの間の経済、技術及び文化の面での交流促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 滝尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を

求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約
〔本号(その二)に掲載〕

〔石破二郎君登壇、拍手〕

○石破二郎君 ただいま議題となりました条約十件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、さけ・ますの漁獲に関する議定書は、わが国とソ連との間に一昨年締結された漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について取り決めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様四万二千五百トンとされております。

次に、アルゼンティンとの文化協定は、戦後わが国が諸外国との間に締結した文化協定とはほぼ同様の内容でありまして、わが国とアルゼンティンとの間の文化及び教育の交流を奨励することを定めております。

次に、ハンガリーとの租税条約及びポーランドとの租税条約は、わが国とハンガリー及びわが国とポーランドとの間でそれぞれ二重課税の回避について取り決めたものでありまして、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税の減免等を定めるとともに、それぞれの国内法に従つて二重課税を排除する方法を規定してあります。

次に、微生物の寄託に関するブダペスト条約は、微生物に係る特許を複数国で取得しようとする場合に、それぞれの国の寄託機関に微生物を寄託しなければならないという不便を除くために作成されたものでありまして、いずれかの国の国際的に指定された寄託機関への微生物の寄託が他の国でも特許手続上承認されるという内容であります。

次に、野生動物植物取引規制条約は、野生動物植物の一定の種の国際取引を規制しようというものでありまして、特に絶滅のおそれのある種につきましては商業的目的での輸入等を原則として禁止しております。わが国は、この条約の実施に当たり、タイマイ、イリエワニ等九つの種について留保を付する予定であります。

また、同条約の改正は、条約の締約国会議に財政規則を採択する権限を与えようというものであります。

次に、イタリアとの租税条約の改正議定書は、イタリアの税制改正に合わせてイタリア側の対象税目を変更する等、現行条約に所要の改正を加えるものであります。

次に、英国との租税条約の改正議定書は、英国の税制改正に伴い、わが国の一般投資家が英国の法人から受領する配当に關して、英国の投資家と同様のタックス・クレジットが認められるようにする等、現行条約を改めるものであります。

最後に、フィリピンとの租税条約は、わが国とフィリピンとの間で二重課税の回避について取り決めたものでありまして、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従つて二重課税を排除する方法を規定してあります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

昨二十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、さけ・ますの漁獲に関する議定書、アルゼンティンとの文化協定、ハンガリーとの租税条約、ポーランドとの租税条約、微生物の寄託に関するブダペスト条約、野生動物植物取引規制条約及び同条約の改正の七件はいずれも全会一致をもつて、また、イタリアとの租税条約の改正議定

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

北西太平洋における千九百八十年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九五二

書、英国との租税条約の改正議定書及びフィリピンとの租税条約の三件はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

まず、北西太平洋における千九百八十年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約第十一條(四)の改正の受託について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

七件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、七件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、三件は承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長堀田啓典君。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、七件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、三件は承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長堀田啓典君。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、七件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、三件は承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

れた物等の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、低レベル放射性廃棄物の海洋処分について

は、その安全性に十分な調査及び実証のもとに行い、安全の確保に万全を期するとともに、投棄にあつては水産関係者の一層の理解を得るよう努めること。

二、放射性廃棄物の海洋投棄に際しては、効果的な国際監視機構のもとで国際協調を図ること。

右決議する。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年四月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

科学技術振興対策特別委員長 堀田 啓典

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」の実施に伴い、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ

れた物等の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、低レベル放射性廃棄物の海洋処分について

は、その安全性に十分な調査及び実証のもとに行い、安全の確保に万全を期するとともに、投棄にあつては水産関係者の一層の理解を得るよう努めること。

二、放射性廃棄物の海洋投棄に際しては、効果的な国際監視機構のもとで国際協調を図ること。

右決議する。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年四月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

科学技術振興対策特別委員長 堀田 啓典

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

第四十五條の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第四十五條の二 この法律の規定に基づき命令

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九五四

の命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十二条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第五号中「第三十条」の下に「第三十条の二」を加える。

第五十四条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した者

四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素素によつて汚染された物を廃棄した者

第五十五条中「二万円」を「十万円」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十二條、第二十三條又は第二十四條の規定に違反した者

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第五十七条中「前五条」を「第五十二條、第五十三條、第五十四條又は第五十五條」に改める。

第五十八條中「一万円」を「五万円」に改める。

第五十九條中「五千元」を「三万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十三日

科学技術振興対策特別委員長 堀出 啓典
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、放射線利用の急速な拡大、その利用形態の多様化及び放射線防護に関する国際的基準の整備の進展等の状況に対応し、放射性同位元素等の利用に関する規制の合理化と充実強化を図るため所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、放射性同位元素使用事業等の従業員の放射線障害防止に万全を期すること。

二、指定検査機関等に対しては、厳正な業務実施が確保されるよう十分指導監督を行うこと。

三、放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理処分方法についてさらに検討を進めること。

右決議する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 使用の許可及び届出並びに販売及び廃棄の業の許可(第三條―第十二條)」を「第二章 使用の許可及び届出並びに販売及び廃棄の業の許可(第三條―第十二條の七)」に、「第十三條」を「第十三條の八」に、「第五章 指定機構確認機関等(第三十九條―第四十一条の二)」に改める。

第二章中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫酸計その他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

第三條第一項中「ものを除く」を「表示付放射性同位元素装備機器に装備されているもの及び密封されたもので同項の政令で定める数量以下のものを除く」に改める。

第三條の二第一項及び第二項を次のように改める。

表示付放射性同位元素装備機器(第十二條の四第二項の規定により表示が付されている放射性同位元素装備機器をいう。以下同じ。)又は密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のもの(以下次項までにおいて単に「密封され

た放射性同位元素」という。)を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、表示付放射性同位元素装備機器を使用する場合にあつては表示付放射性同位元素装備機器の承認番号(当該放射性同位元素装備機器に係る第十二條の二第一項の承認の番号をいう。次項において同じ。)及び台数、使用の場所並びに当該表示付放射性同位元素装備機器を設置する施設(以下単に「機器設置施設」という。)の位置、構造及び設備その他総理府令で定める事項を、密封された放射性同位元素を使用する場合にあつては密封された放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所並びに貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力その他総理府令で定める事項を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項の規定により届け出た事項のうち、表示付放射性同位元素装備機器の承認番号若しくは台数、使用の場所若しくは機器設置施設の位置、構造若しくは設備又は密封された放射性同位元素の種類若しくは数量、使用の場所若しくは貯蔵施設の位置、構造、設備若しくは貯蔵能力を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第三條の二第三項中「届出使用者」を「前項に定めるところのほか、届出使用者」に改め、「(前項に規定するものを除く。)」を削り、「ときは」の下に「総理府令で定めるところにより」を加える。

第六條第一号から第三号までの規定中「政令」を「総理府令」に改め、同条第四号中「放射性同位元素」の下に「若しくは放射性同位元素によつて汚染された物」を加え、「発生する」を削る。

第七條第一号から第三号までの規定中「政令」を「総理府令」に改め、同条第四号中「放射性同位元素」の下に「又は放射性同位元素によつて汚染され

た放射性同位元素」という。)を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、表示付放射性同位元素装備機器を使用する場合にあつては表示付放射性同位元素装備機器の承認番号(当該放射性同位元素装備機器に係る第十二條の二第一項の承認の番号をいう。次項において同じ。)及び台数、使用の場所並びに当該表示付放射性同位元素装備機器を設置する施設(以下単に「機器設置施設」という。)の位置、構造及び設備その他総理府令で定める事項を、密封された放射性同位元素を使用する場合にあつては密封された放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所並びに貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力その他総理府令で定める事項を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項の規定により届け出た事項のうち、表示付放射性同位元素装備機器の承認番号若しくは台数、使用の場所若しくは機器設置施設の位置、構造若しくは設備又は密封された放射性同位元素の種類若しくは数量、使用の場所若しくは貯蔵施設の位置、構造、設備若しくは貯蔵能力を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第三條の二第三項中「届出使用者」を「前項に定めるところのほか、届出使用者」に改め、「(前項に規定するものを除く。)」を削り、「ときは」の下に「総理府令で定めるところにより」を加える。

第六條第一号から第三号までの規定中「政令」を「総理府令」に改め、同条第四号中「放射性同位元素」の下に「若しくは放射性同位元素によつて汚染された物」を加え、「発生する」を削る。

第七條第一号から第三号までの規定中「政令」を「総理府令」に改め、同条第四号中「放射性同位元素」の下に「又は放射性同位元素によつて汚染され

た物」を加え、「発生する」を削る。

第七條の二第一号から第三号までの規定中「政令」を「総理府令」に改め、同条第四号中「発生する」を削る。

第八條第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「の発生」を削る。

第十條第一項中「ときは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加え、「許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない」を「科学技術庁長官に届け出なければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

第十條第二項中「事項を変更しようとするとき」(第五項に規定する変更をしようとするときを除く。)(を「事項の変更(第六項の規定に該当するものを除く。)(をしようとするとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

第十條第四項中「ものは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加え、同条第五項中「放射性同位元素」を「密封された放射性同位元素」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 許可使用者は、第二項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第十一條第一項中「ときは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加え、「許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない」を「科学技術庁長官に届け出なければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

第十一條第四項中「ものは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加える。

第十一條の二第一項中「ときは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加え、「許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない」を「科学技術庁長官に届け出なければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

第十一條の二第四項中「ものは」の下に、「総理府令で定めるところにより」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放射線障害防止機構に係る設計の承認等

(放射線障害防止機構に係る設計の承認)

第十二條の二 販売業者は、放射性同位元素装備機器を販売しようとするときは、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器における放射線障害防止のための機構(第三項及び第十二條の四において「放射線障害防止機構」という。)に係る設計について、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

は、その代表者の氏名

二 第四條第一項の許可の年月日及び許可の番号

3 前項の申請書には、放射線障害防止機構に係る設計、放射性同位元素装備機器の構造図その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(承認の基準)

第十二條の三 科学技術庁長官は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る設計が、政令で定めるしやへいその他の放射線障害の防止のための設計に関する技術上の基準に適合していると認めるときは、承認をしなければならない。

(機構確認の表示等)

第十二條の四 販売業者は、放射性同位元素装備機器の第十二條の二第一項の承認を受けた設計による放射線障害防止機構について、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官が個々に行う確認(以下単に「機構確認」という。)を受けることができる。

2 科学技術庁長官は、機構確認の申請があつた場合において、当該申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構の構造、材料及び性能(以下この項において単に「構造等」という。)が第十二條の二第一項の承認を受けた設計に係る放射線障害防止機構の構造等と同一であると認めるときは、機構確認がされたものとし、当該放射性同位元素装備機器に、総理府令で定めるところにより、その旨の表示を付するものとする。

3 前項の表示の有効期間は、科学技術庁長官の定める期間とする。

第十二條の五 前条第二項の規定による機構確認がされた放射性同位元素装備機器以外の機器には、同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい

表示を付してはならない。

第十二條の六 表示の有効期間の更新を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、機構確認を受けなければならない。

(承認の取消)

第十二條の七 科学技術庁長官は、第十二條の二第一項の承認を受けた販売業者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により第十二條の二第一項の承認を受けたとき。

二 第十二條の五の規定に違反したとき。

第三章第十三條の前に次の二條を加える。

(施設検査)

第十二條の八 許可使用者(第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。)(は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「使用施設等」という。)(を設置したとき、又は第十二條第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)(をしたときは、総理府令で定めるところにより、当該使用施設等について科学技術庁長官の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。

2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。)(は、諸施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「諸施設等」という。)(を設置したとき、又は第十二條第二項の許可を受けて諸施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更(総理府令で定める軽微な

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九五六

変更を除く。)をしたときは、総理府令で定めるところにより、当該施設等について科学技術庁長官の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該施設等を使用してはならない。

3 廃棄業者は、廃棄物貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までに「廃棄物貯蔵施設等」という。)を設置したとき、又は第十一条の二第二項の許可を受けて廃棄物貯蔵施設等の位置、構造若しくは設備の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、総理府令で定めるところにより、当該施設等について科学技術庁長官の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該施設等を使用してはならない。

4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「施設検査」という。)において、使用施設等、貯蔵施設等又は廃棄物貯蔵施設等の設置又は変更が第三項第一項、第四項第一項若しくは第四項の二第二項の許可又は第十条第二項の変更の許可の内容(第八項第一項(第十条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により付された条件を含む。)に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)
第十二条の九 許可使用者(第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。)は、使用施設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。)は、貯蔵施設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

3 廃棄業者は、廃棄物貯蔵施設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「定期検査」という。)は、当期使用施設等、貯蔵施設等又は廃棄物貯蔵施設等がそれぞれ第六項第一号から第三号まで、第七項第一号から第三号まで又は第七項の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第十三条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設」を加え、「政令」を「総理府令」に改める。
第十四条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設」を加える。
第十五条中「しなければならない」を「放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。
2 科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができ、第十六条から第十八条までを次のように改める。

(貯蔵施設の基準)
第十六条 許可使用者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項において同じ。)、届出使用者(同条第五号又は第六号に該当するものを含む。密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のものを使用するものに限る。次項において同じ。)、販売業者(同条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。)、及び廃棄業者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。))は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の貯蔵又は放射性同位元素によつて汚染された物の貯蔵をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

のを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。及び廃棄業者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。))は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の貯蔵又は放射性同位元素によつて汚染された物の貯蔵をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の貯蔵等に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可使用者、届出使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、貯蔵等の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(保管の基準)
第十七条 使用者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。)、販売業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができ、第十八条から第二十條までを次のように改める。

では貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売業者、廃棄業者にあつては廃棄物貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄業者をいう。以下同じ。において運搬する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)
第十八条の二 使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」という。))は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。))においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。))で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のために必要がある場合として、政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、

範囲内で所持する場合又はその届け出た表示
付放射線同位元素装備機器に装備されている

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九五八

放射性同位元素を所持する場合(当該表示付放射性同位元素装備機器に係る第十二条の四第三項の表示の有効期間の経過時に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合を含む。)

第三十一条の見出し及び同条第一項中「取扱」を「取扱」に改め、同条第三項中「その他」を「その他」に改める。

第三十二条中「使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者」を「使用者等」に改める。

第三十三条第一項中「使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者」を「使用者等」に改め、「放射性同位元素」の下に「若しくは放射性同位元素によつて汚染された物」を加え、「起つた」を「起つた」に、「が発生するおそれ」を「おそれ」に改め、「総理府令」の下に「(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬(船舶又は航空機による運搬を含む。))に係る場合にあつては、総理府令又は運輸省令。第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「第一項に規定する者」を「使用者等」に、「同項」を「第一項」に改め、「科学技術庁長官」の下に「(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬(船舶又は航空機による運搬を含む。))に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項において同じ。」を加え、同条第四項中「放射性同位元素」を「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の」に改める。

第三十四条第一項中「の発生」を削り、同条第二項中「ときは」の下に「総理府令で定めるところにより」を加える。

第三十五条第二項中「放射線取扱主任者免状」を「第一種放射線取扱主任者免状」に、「行なう」を「行う」に、「合格した者」を「合格し、かつ、科学技術庁長官の行う講習を修了した者」に改め、同

条第五項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、「実施細目」の下に「第二項及び第三項の講習の課目、受講手続その他の講習の実施細目」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「基」を「基づく」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「その日から」を「その命ぜられた日から起算して」に、「していない者」を「しない者」に改め、同項第二号中「基」を「基づく」に、「違反し」を「違反して」に、「終り」を「終わり」に、「受けること」を「受けた後」に、「受けること」がなくなつた日から起算して」に、「していない者」を「しない者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、政令で定める区分に応じ、科学技術庁長官の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、科学技術庁長官の行う講習を修了した者又は科学技術庁長官の行う講習のみを修了した者に対し交付する。
第三十六条第二項中「貯蔵施設」の下に「機器設置施設」を加え、「基」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、使用者、販売業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
第三十六条の次に次の一条を加える。
(研修の指示)

第三十六条の二 科学技術庁長官は、放射線障害の防止のために必要があると認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、期間を定めて、放射線取扱主任者に科学技術庁長官の行う研修を受けさせるよう指示することができ、前項の指示を受けた使用者、販売業者又は廃棄業者は、当該指示に係る期間内に、その選任した放射線取扱主任者に研修を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、研修の課目その

他研修について必要な事項は、総理府令で定める。
第三十七条第一項中「放射性同位元素の詰替え」を「放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の詰替え」に改め、同条第四項中「基」を「基づく」に改める。

第五章 指定機構確認機関等
第三十九条 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定機構確認機関」という。)に、第十二条の四第一項及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二条の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がされた旨の表示を付することを含む。以下同じ。)を行わせることができる。

2 指定機構確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、機構確認を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号の一に該当する者は、指定機構確認機関の指定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二 第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

4 科学技術庁長官は、第二項の申請が総理府令で定める技術的能力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
(機構確認の義務等)
第四十条 指定機構確認機関は、機構確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、機構確認を行わなければならない。

2 指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、総理府令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。
(業務規定)
第四十一条 指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。
3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(業務の休廃止)
第四十一条の二 指定機構確認機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画の認可等)
第四十一条の三 指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、総理府令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。
(業務規定)
第四十一条 指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。
3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(業務の休廃止)
第四十一条の二 指定機構確認機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画の認可等)
第四十一条の三 指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。
(機構確認員の選任及び解任)
第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

2 科学技術庁長官は、機構確認員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき、指定機構確認機関に對し、当該機構確認員の解任を命ずることができ、

(指定機構確認機関の役員及び職員)の地位)
 第四十一条の五 指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)
 第四十一条の六 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内期間を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。
 二 第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三の規定に違反したとき。
 三 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらないで機構確認を行つたとき。

四 第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項の規定による命令に違反したとき。
 五 第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け等)
 第四十一条の七 指定機構確認機関は、総理府令で定めるところにより、機構確認の業務に関する事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

4 科学技術庁長官による機構確認

第四十一条の八 科学技術庁長官は、第三十九条第一項の規定により指定機構確認機関の指定をしたときは、機構確認を行わないものとする。

2 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の六第二項の規定により指定機構確認機関に對し機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定機構確認機関が天災その他の事由により機構確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、機構確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 科学技術庁長官が前項の規定により機構確認の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を休止する場合又は第四十一条の六の規定により指定機構確認機関の指定を取り消された場合における機構確認の業務の引継ぎその他の必要な事項については、総理府令で定める。

(指定検査機関の指定等)
 第四十一条の九 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、施設検査及び定期検査を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、総理府令で定めるところにより、施設検査及び定期検査を行う者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から前条までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは、「指定検査機関」と、「機構確認」とあるのは、「施設検査及び定期検査」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「検査員」と読み替へるものとする。

5 指定運搬物確認機関の指定等

第四十一条の十 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬物確認機関」という。)に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。)を行わせることができる。

2 指定運搬物確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替へるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)
 第四十一条の十一 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬方法確認機関」という。)に、第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。ことであつて運輸省令で定めるもの(次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。)を行わせることができる。

2 指定運搬方法確認機関の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から前条までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬方法確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替へるものとする。

6 試験試験機関の指定等

第四十一条の十二 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第三十五条第二項及び第三項の規定による放射線取扱主任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総理府令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 科学技術庁長官は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 科学技術庁長官は、第二項の申請が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができない

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九六〇

おそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行されることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第四十一条の十八において準用する第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定試験機関の役員及び解任)

第四十一条の十三 指定試験機関の役員及び解任は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第四十一条の十五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(放射線取扱主任者試験委員)

第四十一条の十四 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、放射線取扱主任者試験委員(次項から第四項まで及び第四十一条の十六において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、総理府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したとき

は、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 科学技術庁長官は、試験委員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第四十一条の十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(次項及び第三項並びに第四十一条の十八において「試験事務規程」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第四十一条の十七 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(準用)

第四十一条の十八 第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定試験機関について準用する。

この場合において、これらの規定中「指定試験機関」とあるのは「指定試験機関」と、「機構確認の業務」とあるのは「試験事務」と、「業務規定」とあるのは「試験事務規程」と、「機構確認」とあるのは「試験事務」と、第四十一条の六第一項中「第三十九条第三項第一号又は第三号」とあるのは「第四十一条の十二第四項各号(第四号を除く。の二)と、同条第二項第一号中「第三十九條第四項の基準」とあるのは「第四十一条の十二第三項各号」と、同条第二項中「第四十條、第四十一條の二又は第四十一條の三」とあるのは「第四十一條の十八において準用する第四十一條の二若しくは第四十一條の三又は第四十一條の十四第一項から第三項まで」と、同条第三号中「第四十一條第一項」とあるのは「第四十一條の十五第一項」と、同条第四号中「第四十一條第三項又は第四十一條の四第二項」とあるのは「第四十一條の十三第二項、第四十一條の十四第四項、第四十一條の十五第三項又は第四十一條の十七」と読み替へるものとする。

(指定講習機関の指定等)

第四十一条の十九 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定講習機関」という。)に、第三十五條第二項及び第三項の規定による講習(次項及び第三項並びに第四十五條の二第六号、第四十九條第一項及び第五十六條第一号において単に「講習」という。)並びに第三十六條の二第一項の規定による研修(次項及び第三項並びに第四十五條の二第六号、第四十九條第一項及び第五十六條第一号において単に「研修」という。)を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、総理府令で定めるところにより、講習及び研修を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九條第三項及び第四項、第四十一條から第四十一條の三まで並びに第四十一條の五から第四十一條の八までの規定は、指定講習機関

について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験機関」とあるのは「指定講習機関」と、「機構確認」とあるのは「講習及び研修」と、第四十一條の六第二項第二号中「第四十條、第四十一條の二又は第四十一條の三」とあるのは「第四十一條の十九において準用する第四十一條の二又は第四十一條の三」と、同条第四号中「第四十一條第三項又は第四十一條の四第二項」とあるのは「第四十一條の十九において準用する第四十一條第三項」と読み替へるものとする。

(指定の条件等)

第四十一條の二十 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第四十二條及び第四十三條を次のように改める。

(報告徴収)

第四十二條 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(運輸大臣にあつては第十八條の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條の二第六項の規定)の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、指定試験機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関(科

学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関) に対し、報告をさせることができる。

(放射線検査官)

第四十三條 科学技術庁に、放射線検査官を置く。

2 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三條の次に次の二條を加える。

(立入検査)

第四十三條の二 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会、この法律(運輸大臣にあつては第十八條の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條の二第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を取去せることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三條の三 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関(科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸

大臣にあつては指定運搬方法確認機関)の事務所立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十四條第一項中「科学技術庁長官」の下に「又は運輸大臣」を加え、「第二十六條又は第三十五條第四項」を「第十二條の七、第二十六條、第三十五條第五項又は第四十一條の六(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十五條を次のように改める。

(不服申立て)

第四十五條 この法律(第三十五條第二項から第四項までを除く。次項において同じ。)の規定による指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関又は指定試験機関の処分不服がある者は、科学技術庁長官(指定運搬方法確認機関の処分に係るものにあつては、運輸大臣)に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 この法律の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定(前項の規定により審査請求をすることができなくなる処分にあつては、審査請求に対する裁決)を経た後でなければ、提起することができない。

第四十五條の二を第四十五條の三とし、第四十五條の次に次の一條を加える。

(公示)

第四十五條の二 科学技術庁長官又は運輸大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二條の二第一項の規定による承認をし

たとき。

二 第十二條の七の規定による承認の取消しをしたとき。

三 第三十九條第一項、第四十一條の九第一項、第四十一條の十第一項、第四十一條の十一第一項、第四十一條の十二第一項又は第四十一條の十九第一項の規定による指定をしたとき。

四 第四十一條の二(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可をしたとき。

五 第四十一條の六(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第四十一條の八第二項(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、科学技術庁長官若しくは運輸大臣が機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務若しくは講習及び研修の業務(科学技術庁長官にあつては運搬方法確認の業務以外の業務、運輸大臣にあつては運搬方法確認の業務)の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又はこれらの規定により科学技術庁長官若しくは運輸大臣が自ら行つていたこれらの業務を行わないこととしたとき。

第四十六條第一項中「許可をし」の下に、「第十二條の二第一項の承認をし、第十二條の七の承認の取消しをし」を加え、同条第二項中「場合において」を「とき」に、「使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設若しくはは廃棄施設」を「若しくは工場若しくは事業所」に改め、同条第三項中「第四十三條第三項及び第五項」を「第四十三條の二第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」の下に、「第六條第一号から第三号まで、第七條第一号から第三号まで、第七條の二第一号から第三号まで、第十三條第二項」を加える。

第四十七條第二項中「又は海上保安庁長官」を「海上保安庁長官又は消防庁長官」に改める。

第四十九條を次のように改める。

(手数料の納付)

第四十九條 第三條第一項、第四條第一項、第四條の二第一項、第十條第二項、第十一條第二項若しくは第十一條の二第二項の許可、第十二條の二第一項の承認、機構確認(指定機構確認機関の行うものを除く。)、施設検査(指定検査機関の行うものを除く。)、定期検査(指定検査機関の行うものを除く。)、第十八條の二第二項の確認(指定運搬物確認機関の行う承認容器による運搬物に係る確認及び指定運搬方法確認機関の行う運搬方法確認を除く。)、同条第三項の承認、放射線取扱主任者試験、講習(指定講習機関の行うものを除く。)、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付又は研修(指定講習機関の行うものを除く。))を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関の行う放射線取扱主任者試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第五十三條第五号中「第二十九條」を「第十二條の八第一項、第二項若しくは第三項、第二十九條」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第五十三條の二 第四十一條の十六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案外一件

九六一

九六二

防止に関する条約の実施に伴い、放射性廃棄物の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を行うこととし、従来の法規制に加えて、原子力事業者が政府の確諾を受けて海洋投棄をする場合等の一定

の場合以外は、何びとによる放射性物質の海洋投棄もすべて禁止することにより、条約上の要請にこたえようとするものであります。

委員会におきましては、放射性廃棄物の海洋処分にあつたての安全性の確保、国際間の協調、水産業界との話し合い等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における放射線利用の急速な拡大、利用形態の多様化等の状況に対応し、放射性同位元素等の利用に関する規制の合理化と充実強化を図るため、使用施設等に対する検査の充実、放射線取扱主任者制度の改善、検査等の実施体制の合理化等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑については、会議録に譲ります。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上の二法案に対し当委員会ではそれぞれ附帯決議を行いましたことを申し添え、御報告を終わります。

以上でございます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案件賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案件賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一三 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

日程第一四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長世耕政隆君。

審査報告書

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、財政法第四條第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるものとすることをめざして、

て、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十五年度一般会計予算の歳入に、特例公債金収入として、七兆四千八百五十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政の早期実現を期するため、中長期の財政を展望しつつ、財政収支の改善に全力を尽すとともに、速やかに特例公債依存の財政から脱却し得るよう努めること。

二、国債は将来の国民の負担となるので、極力国債発行額の圧縮に留意し、償還財源についても長期的な展望をふまえてその確保に努め、償還に支障のないようにすること。

三、財政支出のうち、不要不急の経費を削減するとともに、補助金行政の洗い直しを行うなど、抜本的な財政改革を進めること。

四、財源対策としての税制改革に当たっては、負担の公平を重視し、中長期にわたる基本的展望に基づいて見直しを行うこと。

五、公共債の発行が民間の資金需要を圧迫することのないよう留意し、また、個人住宅資金、中小零細企業金融等についても配慮するとともに、財政インフレを招かないよう十分に対処すること。

六、国債の個人消化を促進するとともに、国債の発行形態の多様化、発行条件の弾力化、公社債市場の整備充実等、国債管理政策の改善に努めること。

七、財政再建に資するため、早急に財政計画の策定を図ること。

右決議する。

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律

第一条 この法律は、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四條第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十五年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十六年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十五年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十二号(その一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十二号(その一)

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案外一件

九六四

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五條 第二条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和五十五年四月一日から施行する。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、これらの出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、国際通貨基金への増資限度額は、約二千六百二十二億円(特別引出権及び出資国債等)、国際復興開発銀行への増資限度額は約百八億六千万円(昭和五十五年一般会計予算に現金出資分十億八千六百万円を計上、残りは出資国債)、また、国際開発協会への増資限度額は三千九百四十二億六千六百二十二万円(全額出資国債)である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟

に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月二十二日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「十六億五千九百万特別引出権」を「二十四億八千八百五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

6 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる四億ドルの範囲内において、出資することができ。

(国際復興開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際復興開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

7 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、協会に対し、三千九百四十二億六千六百二十二万円の範囲内において出資することができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による二億九百四十四万八千七百五十万特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

〔世耕政隆君登壇、拍手〕

○世耕政隆君 ただいま議題となりました両案につき、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案は、財政法第四條第一項ただし書きの規定による場合のいわゆる建設国債のほか、昭和五十五年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活の安定に資するため、予算をもつて国会の議決を経ております金額七兆四千八百五十億円の範囲内で特例公債を発行することができるとするものと、所要の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、国債の市中消化促進のための具体的方策、国債発行額の圧縮問題、資金運用部及び国債整理基金の国債保有のあり方等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

社会党を代表して片岡勝治委員、公明党を代表して矢追秀彦委員、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員、民社党を代表して中村利次委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護国委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わる、採決の結果、本案は可否同数となり、よつて委員長の決を以て、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、これらの出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするものであります。委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。まず、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(安井謙君) 次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、
本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第一五 恩給法等の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題
といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古
賀雷四郎君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現
行の恩給年額を昭和五十五年四月分以降平均
三・五%増額するほか、普通恩給及び公務関係
扶助料等の最低保障額の増額を行うとともに、
短期在職者の普通恩給等の最低保障額の改善、
寡婦加算及び扶養加給の増額、五十五歳以上の
者の加算恩給減算制の廃止、旧国電電氣通信株
式会社等の社員期間の通算条件の緩和等の措置
を講じようとするものであつて、妥当な措置と
認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、約九百九十
八億円が昭和五十五年一般会計予算に計上さ

れている。

附帯決議

政府は、次の事項について、速やかに検討の上
善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員
の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう
配慮すること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその
引上げ等その改善を図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその改
善を図ること。

一、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格
付是正を行うこと。

一、傷病者死没後の遺族に対する補償について
は、その改善を図ること。

一、加算年の事務処理については、速やかに措置
できるよう特段の配慮を行うこと。

一、戦地勤務に服した旧陸海軍看護婦について
は、旧日赤看護婦に準じ、速やかに適切な
処遇措置を講ずるとともに旧日赤看護婦に
対する慰勞給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限
を撤廃すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

参議院議長 安井 謙吉

衆議院議長 灘尾 弘吉

(小字及び一は衆議院修正)

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百三十七万円」を
「百四十二万円」に、「七百九十七万円」を「八百
二万円」に改める。

第六十五条第二項中「十萬八千円」を「十二万
円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、
「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

第七十五条第二項中「三萬二千四百円」を「三
萬六千円」に改める。

別表第二号表中「三、三三〇、〇〇〇円」を
「三、四七三、〇〇〇円」に、「二、六五七、〇
〇〇円」を「二、八七八、〇〇〇円」に、「二、一
六八、〇〇〇円」を「二、三五〇、〇〇〇円」に、
「一、六八二、〇〇〇円」を「一、八四六、〇〇
〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四八
〇、〇〇〇円」に、「一、〇六七、〇〇〇円」を
「一、一八八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、四三六、〇〇〇円」を
「三、六九四、〇〇〇円」に、「二、八五一、〇
〇〇円」を「三、〇六五、〇〇〇円」に、「二、四
四五、〇〇〇円」を「二、六二九、〇〇〇円」に、
「一、〇〇九、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇
〇円」に、「一、六二二、〇〇〇円」を「一、七三
三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一五五、五〇〇円」に、「一、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「二、一八五四、九〇〇円」を「二、九五五、
二〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、
〇七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」
を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、
二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

別表第五号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一五五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「二、一八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二
〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇
七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」を
「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇
〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

別表第六号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一五五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「二、一八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二
〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇
七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」を
「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇
〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

別表第七号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一五五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「二、一八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二
〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇
七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」を
「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇
〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

別表第八号表中「三、三四四、六〇〇円」を
「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三
〇〇円」を「三、一五五、五〇〇円」に、「二、九
五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、
「二、一八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二
〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇
七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」を
「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇
〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、

四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」
に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、
二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、
三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」
を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、
七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、
〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」
に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」
に、「八九一、一〇〇円」を「九二四、六〇〇円」
に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」
に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」
に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」
に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」
に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇
〇円」に改める。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

(国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「(会社の社員の下に)」を「(これらの会社の職制による社員(準社員を除く。))をいう。以下同じ。」を加え、「恩給法の公務員」を「公務員(恩給法に規定する公務員をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日以前に公務員となつたものに恩給法を適用する場合には、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年数に社員に就職した月から社員を退職した月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの社員としての在職年数(昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年数及び第一条又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号)附則第四十一条の四第一項の規定

により公務員としての在職年数に加えられることとなる在職年数を除く。)を加えたものによる。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「同号中「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の三」を「同号に定める率は、百五十分の五十」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則第二十二條の三中「十萬八千円」を「十二萬円」に改める。

附則第二十三條第六項中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則第二十七條ただし書中「九十一萬八千円」を「百三萬八千円」に、「七十萬九千円」を「八十萬四千円」に改める。

附則第三十一條中「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」と削る。

附則別表第一を次のように改める。

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 將	五、一二三、五〇〇円
中 將	四、四七五、三〇〇円
少 將	三、五四四、九〇〇円
大 佐	三、〇六一、五〇〇円
中 佐	二、九二八、四〇〇円
少 佐	二、二八二、九〇〇円

大尉	一、九二九、二〇〇円
中尉	一、五二七、一〇〇円
少尉	一、三〇三、六〇〇円
准士官	一、二〇〇、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	九八七、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	九二四、六〇〇円
伍長又は二等兵曹	九〇〇、八〇〇円
兵	八二五、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「九七七、〇〇〇円」を「一、〇八四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「八九七、〇〇〇円」を「九九一、〇〇〇円」に、「七〇二、〇〇〇円」を「七八九、〇〇〇円」に、「五六三、〇〇〇円」を「六三〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
五、一二三、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、四七五、三〇〇円	四、三八八、九〇〇円
三、五四四、九〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、〇六一、五〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九二八、四〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、二八二、九〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
一、九二九、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、五二七、一〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、二二九、二〇〇円
一、二〇〇、一〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
九八七、七〇〇円	九〇〇、八〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

九二四、六〇〇円	八五八、八〇〇円
九〇〇、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二五、〇〇〇円	七二六、三〇〇円

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、九二九、二〇〇円	二、〇七七、五〇〇円
一、五二七、一〇〇円	一、六五一、七〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、四五二、四〇〇円
一、二〇〇、一〇〇円	一、三〇三、六〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項ただし書中「七十万九千円」を「八十万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
附則第八条第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第八条第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎となる職年に算入されている実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満 六年以上九年末満 六年末満	七〇〇、〇〇〇円 五二五、〇〇〇円 四二〇、〇〇〇円 三五〇、〇〇〇円
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に供給される普通恩給を除く。)	普通恩給についての最短恩給年限以上	五二五、〇〇〇円
六十五歳未満の者に増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給	九年以上 六年以上九年末満 六年末満	五二五、〇〇〇円 四二〇、〇〇〇円 三五〇、〇〇〇円

扶助料

普通恩給についての最短恩給年限以上	普通恩給についての最短恩給年限未満
四二五、〇〇〇円	三二七、五〇〇円
三二七、五〇〇円	二二七、五〇〇円
二二七、五〇〇円	一七三、〇〇〇円
一七三、〇〇〇円	一三二、七〇〇円

附則第八条第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条第二項の表中「二、四五二、五〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、六五二、〇〇〇円」を「一、七九三、七〇〇円」に、「二、二八四、〇〇〇円」を「一、四一〇、八〇〇円」に、「一、〇二六、八〇〇円」を「一、一三七、八〇〇円」に、「八二〇、三〇〇円」を「九一五、五〇〇円」に、「七四七、八〇〇円」を「八三三、二〇〇円」に、「六八七、八〇〇円」を「七六六、九〇〇円」に、「五三九、〇〇〇円」を「六〇七、五〇〇円」に、「四三三、八〇〇円」を「四九一、三〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「四二七、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十萬八千円」を「十二萬円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十四条第一項中「以下同じ」及び「次号において同じ」を削り、「八萬四千円」を「十二萬円」に改め、「扶養遺族である子」の下に「(前号に規定する子に限る。)」を加え、「六萬円」を「十二萬円」に、「四萬八千円」を「十二萬円」に改め、同条第二項本文中「以下「法律第七十七号」という。」を削り、「四萬八千円(扶養遺族

が一人ある場合にあっては六萬円、扶養遺族が二人以上ある場合にあっては八萬四千円」を「九萬六千円」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、通算年金通則法(昭和三十一年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの(その全額を停止されている給付を除く)の支給を受けることができないときは、その間、前条第一項の規定による加算は行われない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。
附則第十五条第二項中「十五萬八千七百円」を「十八萬二千九百円」に、「十一萬九千円」を「十三萬七千二百円」に改める。
附則第十六条中「第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条」を「並びに第十四条第一項及び」に改める。

附 則
(施行期日)等
第一条 この法律は、
昭和五十五年四月一日から

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十二号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項の改正規定 昭和五十五年六月一日

二 第七条中法律第五十一号附則第十四条第一項の改正規定 昭和五十五年八月一日

三 第二条の規定 昭和五十五年十月一日

四 第三条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十四条第三項、第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条の改正規定 昭和五十五年十二月一日

五 第七条中法律第五十一号附則第十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第十六条の改正規定並びに附則第十條の規定 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号) 第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第六十五條の次に一条を加える改正規定の施行の日

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第三条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第七までの規定、第四条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。)の規定、第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。又はこれら

の者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十三條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、〇三八、〇〇〇円」とあるのは「九五三、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七三六、〇〇〇円」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第二」とする。

第四条 昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年四月一日から同年五月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五條第二項第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、〇八四、〇〇〇円」とあるのは、「二、〇一四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第四」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十八万二千九百円」とあるのは「十六万四千七百円」と、「十三万七千二百円」とあるのは「十二万三千五百円」とする。

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

（長期に職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）
第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百一十号附則表第六）」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号（その一） 恩給法等の一部を改正する法律案

普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第五十一号附則表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等）
第十五条 法律第五十五号附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、改正後の国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第百五十一号。以下「昭和五十二年法律第百五十一号」という。）第三条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

（長期に職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）
第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百一十号附則表第六）」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号（その一） 恩給法等の一部を改正する法律案

第五十五号附則第十四条（改正後の法律第五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十二月分から行う。

附則別表第一（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
六九九、三〇〇円	七二六、三〇〇円
七三〇、七〇〇円	七五八、七〇〇円
七六三、〇〇〇円	七九二、一〇〇円
七九四、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二七、五〇〇円	八五八、八〇〇円
八四七、七〇〇円	八七九、七〇〇円
八六八、一〇〇円	九〇〇、八〇〇円
八九一、一〇〇円	九二四、六〇〇円
九二三、八〇〇円	九五八、四〇〇円
九五二、一〇〇円	九八七、七〇〇円
九七八、三〇〇円	一、〇一四、八〇〇円
一、〇一〇、三〇〇円	一、〇四七、九〇〇円
一、〇四二、五〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、一一七、六〇〇円
一一一三、二〇〇円	一、一五四、二〇〇円
一一五七、五〇〇円	一二〇〇、一〇〇円
一、一八五、七〇〇円	一二三九、二〇〇円

（恩給年額の改定の場合の端数計算）
第十八条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十九条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

一、二二三、二〇〇円	一、二六七、〇〇〇円
一、二五七、六〇〇円	一、三〇三、六〇〇円
一、三二八、三〇〇円	一、三七六、七〇〇円
一、三四七、二〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、四〇一、五〇〇円	一、四五二、四〇〇円
一、四七三、八〇〇円	一、五二七、一〇〇円
一、五五三、六〇〇円	一、六〇九、六〇〇円
一、五九四、三〇〇円	一、六五一、七〇〇円
一、六三三、一〇〇円	一、六九一、八〇〇円
一、六八八、五〇〇円	一、七四九、一〇〇円
一、七二一、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、八一六、〇〇〇円	一、八八〇、九〇〇円
一、八六二、七〇〇円	一、九二九、二〇〇円
一、九一一、八〇〇円	一、九八〇、〇〇〇円
二、〇〇六、一〇〇円	二、〇七七、五〇〇円
二、一〇一、四〇〇円	二、一七六、〇〇〇円
二、一二六、〇〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
二、二〇四、七〇〇円	二、二八二、九〇〇円
二、三二六、三〇〇円	二、三九八、三〇〇円
二、四二六、八〇〇円	二、五一二、五〇〇円
二、四九五、一〇〇円	二、五八三、一〇〇円
二、五六一、六〇〇円	二、六五一、九〇〇円
二、六九六、八〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、八二九、〇〇〇円	二、九二八、四〇〇円
二、八五四、九〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九五七、七〇〇円	三、〇六一、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六九九、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九八四を乗じて得た額に二一六、一〇〇円を加えた額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

三、〇八七、三〇〇円	三、一九五、五〇〇円
三、二一六、四〇〇円	三、三二九、〇〇〇円
三、三四四、六〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、四二五、二〇〇円	三、五四四、九〇〇円
三、五一一、六〇〇円	三、六三四、二〇〇円
三、六七七、六〇〇円	三、八〇五、八〇〇円
三、八四五、五〇〇円	三、九七九、四〇〇円
三、九三〇、一〇〇円	四、〇六六、九〇〇円
四、〇一〇、二〇〇円	四、一四九、七〇〇円
四、一七三、九〇〇円	四、三二四、三〇〇円
四、二四八、五〇〇円	四、三八八、九〇〇円
四、三三四、九〇〇円	四、四七五、三〇〇円
四、四九一、三〇〇円	四、六三一、七〇〇円
四、六五八、七〇〇円	四、七九九、一〇〇円
四、六九一、三〇〇円	四、八三一、七〇〇円
四、七二二、一〇〇円	四、八六二、五〇〇円
四、七五四、四〇〇円	四、八九四、四〇〇円
四、八三一、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、九八七、二〇〇円	五、一二三、五〇〇円
五、一四三、一〇〇円	五、二七六、九〇〇円
五、二二〇、二〇〇円	五、三五二、八〇〇円
五、二九九、二〇〇円	五、四三〇、五〇〇円

九七〇

附則別表第二(附則第三條關係)

不具廃疾の程度		年 額
特 別 項 症		第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症		三、三五三、〇〇〇円
第 二 項 症		二、七五八、〇〇〇円
第 三 項 症		二、二五〇、〇〇〇円
第 四 項 症		一、七四六、〇〇〇円
第 五 項 症		一、三九〇、〇〇〇円
第 六 項 症		一、一〇八、〇〇〇円

附則別表第三(附則第四條關係)

傷病の程度		金額
第一款症		三、五六七、〇〇〇円
第二款症		二、九五九、〇〇〇円
第三款症		二、五三八、〇〇〇円
第四款症		二、〇八五、〇〇〇円
第五款症		一、六七三、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六條關係)

傷病の程度		年額
第一款	症	九三一、〇〇〇円
第二款	症	七二九、〇〇〇円
第三款	症	五八四、〇〇〇円
第四款	症	五三一、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七條關係)

不具廃疾又は傷病の程度	年額
特別項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一項症	二、五四五、七〇〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第六(附則第十四條關係)

第 二 項 症	二、〇九四、五〇〇円
第 三 項 症	一、七二三、七〇〇円
第 四 項 症	一、三三二、八〇〇円
第 五 項 症	一、〇六五、八〇〇円
第 六 項 症	八五一、五〇〇円
第 一 款 症	七七六、二〇〇円
第 二 款 症	七二三、九〇〇円
第 三 款 症	五五九、五〇〇円
第 四 款 症	四五一、三〇〇円
第 五 款 症	三九五、〇〇〇円

普通恩給又は扶助料
六十五歳以上の者に給する普通恩給

六十五歳未満の者に給する普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。）

六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給

扶助料

1

〔古賀雷四郎君登壇、拍手〕

○古賀雷四郎君　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

げます。

本法律案は、最近の經濟情勢にかんがみ、現行の恩給年額を昭和五十四年度における国家公務員の給与の改善を基礎として本年四月分以降平均三・

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 刑事補償法の一部を改正する法律案 一件

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外

九七二

山昭範君。

審査報告書

刑事補償法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案に要する費用は、昭和五十五年度裁判所関係予算の刑事補償金一億七千九百七十二万二千円の中に計上されている。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、刑事補償制度の趣旨にかんがみ、経済事情等を考慮して、補償金額の引上げに、さらに一層の努力をすべきである。
右決議する。

刑事補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四千五百円」を「四千八百円」に、「禁錮」を「禁固」に改め、同条第三項中「千五百万円」を「二千万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額の上限並びに死刑の執行による場合の補償金の最高額及び加算額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、補償額の算定基準、補償の請求手続、補償決定の実情等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法律案に対し、寺田憲雄委員より、政府及び最高裁判所は補償金額の引き上げに一層の努力をすべき旨の附帯決議案が各派共同提案として提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一七 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一八 船舶のトン数の測定に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長黒柳明君。

審査報告書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

運輸委員長 黒柳 明

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、船舶等からの廃棄物等の排出規制を強化し、及び新たに廃棄物等の海域における焼却を規制するとともに、船舶からのビルジの排出による海洋の汚染を防止するため、規制対象船舶の範囲を拡大しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、海洋汚染の防止及び海洋環境の保全を図るため、各般の施策の一層の推進を図るとともに、特に左の事項につき格段の努力をすべきである。

一、海洋汚染防止に關し、海運・関係業者等に対する指導・監督の強化を図ること。
二、海上保安庁の監視体制の拡充を図るとともに、大型タンカーに対する監視の強化に努めること。
右決議する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年四月一日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条・第十九条）」を「第四章の海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の二船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の焼却の規制（第十八条・第十九条）」に改める。

第一条中「及び海洋施設」を「海洋施設及び航空機」に改め、「排出すること」の下に「並びに船舶」

及び海洋施設において油及び廃棄物を焼却すること」とを、「防止し」の下に「あわせて海洋の汚染の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し」を加える。

第三条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 焼却 海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）」において、物を処分するために燃焼させることをいう。

第四条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第三項中「三百トン」を「百トン」に改める。

第九条第一項中「三百トン」を「百トン」に改め、同条第二項中「日本船舶をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第十条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

四 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「海洋投棄規制条約」という。）の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く。）

五 外国の内水又は領海における埋立てのため

の廃棄物の排出
第十条に次の四項を加える。

第十号に次の四項を加える。

3 前項第三号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前（当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第三号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十一条中「廃棄物の排出（前条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）」を「前条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十四条中「廃棄物の排出（第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）」を「第十条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十七条中「廃棄物」の下に「（同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。）」を加え、「排出（同項第二号に適合する排出を除く。）」を「同号の規定によつてする排出」に改める。

第四章の章名中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加える。

第十八条の見出し中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加え、同条第一項本文中「海洋施設」を「海

域において、海洋施設又は航空機」に改め、同項第一号中「海洋施設の下に」若しくは航空機を加え、「若しくは損傷を防止し」を削り、同項第二号中「海洋施設」の下に「又は航空機」を加え、同条第二項中「次の」を「海洋施設からの次の」に改め、同項第二号中「廃棄物」の下に「（同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出について適用しない。

一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる汚水その他海域において排出することがやむを得ない油又は廃棄物であつて政令で定めるものの排出

二 締約国において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（本邦周辺海域においてするものを除く。）

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の焼却の規制

（油及び廃棄物の焼却の規制）
第十九条の二 何人も、船舶又は海洋施設において、その焼却が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油又は廃棄物の焼却をしてはならない。

2 船舶又は海洋施設において、前項の政令で定める油又は廃棄物以外の油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油又は廃棄物の焼却をしなければならない。

3 前項の規定により油又は廃棄物の焼却をする場合において、その油又は廃棄物がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油又は廃棄物であるときは、当該油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、当該油又は廃棄物の船舶又は海洋施設への積み込み前（当該油又は廃棄物が当

該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前)に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第二項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

5 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油又は廃棄物の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。

6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

7 第一項から第五項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号の一に該当する油又は廃棄物の焼却については、適用しない。

一 当該船舶又は海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油又は廃棄物その他政令で定める当該船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油又は廃棄物の焼却

二 次条第一項又は第十九条の四第一項の検査において行う油又は廃棄物の焼却

三 締約国(海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に關する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。)において積み込まれた油又は廃棄物の当該締約国の法令に従つてする焼却(本邦周辺海域においてするものを除く。)

(焼却設備の検査等)

第十九条の三 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第三項の政令で定める油又は廃棄物(同条第七項第一号に規定する油又は廃棄物を除く。以下「要焼却確認

認廃棄物」という。)の焼却の用に供される設備(以下「焼却設備」という。)を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該焼却設備について運輸大臣の検査を受けなければならない。焼却設備検査証の交付を受けた焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該焼却設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該焼却設備を用いて焼却をすることができ、要焼却確認廃棄物の種類及び当該焼却設備の使用の方法(以下「使用方法等」という。)を定めて焼却設備検査証を交付しなければならない。

3 焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。

第十九条の四 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該焼却設備について運輸省令で定める改造又は修理を行うとき、当該焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他運輸省令で定めるときは、焼却設備検査証を提出して、当該焼却設備について運輸大臣の検査を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該焼却設備が前条第二項の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に焼却設備検査証を返付しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要に応じ、当該焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

第十九条の五 第十九条の三第一項又は前条第一項の検査を受けようとする者(国を除く。)は、運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第十九条の六 運輸大臣は、焼却設備が第十九条の三第二項の運輸省令で定める技術上の基準に

適合しなくなつたと認めるときは、焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、焼却設備検査証の返納又は焼却設備の修理を命ずることができ、(焼却設備の使用)

第十九条の七 焼却設備は、第十九条の三又は第十九条の四で定めるところにより、運輸大臣の検査を受け、有効な焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

2 焼却設備は、当該焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するのでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査において行う要焼却確認廃棄物の焼却については、適用しない。

(焼却設備検査証の備え置き)

第十九条の八 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却設備検査証を備え置かなければならない。

(焼却記録簿)

第十九条の九 焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却記録簿を備え付けなければならない。

2 船長又は海洋施設の管理者は、当該焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱に關する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、そのつど、運輸省令で定めるところにより、焼却記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長又は海洋施設の管理者は、焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなければならない。

(省令への委任)

第十九条の十 検査の申請書の様式、焼却設備検査証の様式その他検査に關し必要な事項及び焼却記録簿の様式その他焼却記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(日本船舶以外の船舶に設置された焼却設備に關する特例)

第十九条の十一 締約国の政府から焼却設備に關する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている焼却設備(日本船舶に設置されているもの及び運輸省令で定める要件に該当するものを除く。)については、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項に規定する焼却設備について検査の申請がされた場合において、運輸大臣が当該申請を第十九条の三第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、運輸大臣が焼却設備検査証を交付したときは、当該焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定を適用する。

3 第一項に規定する焼却設備(前項の規定の適用を受けるものを除く。)の使用については、第十九条の七第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の八及び第十九条の九第一項中「焼却設備検査証」とあるのは「第十九条の十一第一項の書面」とする。

第四十三条の見出しを「(船舶等の廃棄物の規制)」に改め、同条中「船舶」の下に「海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)」を加え、「政令で定める海域に政令で定める方法により」と「船舶等(政令で定めるものを除く。)」を政令で定める廃棄物及び廃棄方法に關する基準に従つてに、「除去することが困難な遺棄船舶」を「遺棄した船舶等であつて除去することが困難なもの」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項ただし書の規定により船舶等を海洋に捨てる場合において、その船舶等が政令で定める大きさ以上の大きさの船舶等（遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを除く。）であるときは、当該船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が同項ただし書の基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その廃棄に関する計画が第一項ただし書の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に船舶等廃棄確認済証を交付しなければならない。

4 船舶等廃棄確認済証の交付を受けた者は、当該船舶等の廃棄に従事する船舶その他の施設の内部（当該船舶等を自航させて捨てようとするときは、当該船舶等の内部）に、船舶等廃棄確認済証を備置しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、船舶等廃棄確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

6 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

第四十七条第三項中「排出」の下に「又は焼却」を加える。

第四十八条第二項中「又は海洋施設の設置者」を「海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者」に、「又は海洋施設に係る油若しくは廃棄物の排出又は油若しくは」を「海洋施設又は航空機に係る油又は廃棄物の排出又は焼却その他油又は」に改め、同条第五項中「油記録簿」の下に「焼却設備」を加える。

第四十九次の次に次の一条を加える。

（指導等）

第四十九条の二 運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要がある

と認めるときは、船舶所有者、船長その他油又は廃棄物の排出又は焼却その他の海洋の汚染又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋の汚染又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第五十三条第二項中「管区海上保安本部長」を「海運局長又は管区海上保安本部長」に改め、「一部を」の下に「海運局支局長又は」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第五十四条中「第三条第六号」を「この法律に、政令を」を「命令を」に、「政令で」を「その命令で」に、「経過措置に」を「罰則に関する経過措置及び経過措置に」に改める。

第五十五条第一項第九号中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に、「違反した」を「違反して船舶等を捨てた」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「行なつた」を「行つた」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十九条の二第一項又は第二項の規定に違反して油又は廃棄物の焼却をした者

第五十六条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十九条の七第一項又は第二項の規定に違反して焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

第五十七条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十条第三項、第十九条の二第三項又は第四十三条第二項の規定に違反した者

第五十八条第一号中「又は第十六条第一項若しくは第三項」を「第十六条第一項若しくは第三項又は第十九条の九第一項若しくは第三項に改め、同条第二号中「又は第十六条第二項」を「第十六

条第二項又は第十九条の九第二項」に、「又は廃棄物処理記録簿」を「廃棄物処理記録簿又は焼却記録簿」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の八の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

第五十八条第三号中「廃棄物の排出（第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）」を「第十条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第五項、第十九条の二第五項又は第四十三条第四項の規定に違反した者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四條第三項及び第九條第一項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第四條第一項本文の規定又は新法第五條から第八條までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビルジの排出又は当該船舶については、適用しない。

2 新法第四條第一項本文の規定又は新法第五條から第八條までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数二百トン以上三百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビル

ジの排出又は当該船舶については、当該日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（港灣法の一部改正）

第四条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号の三中「第三条第六号」を「第三条第七号」に、「第三条第九号」を「第三条第十一号」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第五条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第三条第九号」を「第三条第十一号」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 船舶及び海洋施設に設置される焼却設備の検査をすること。

第二十二條第一項第十七号の三中「環境庁」を「環境庁の所掌に属するもの（本邦周辺海域及びその排出又は焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定に関するものを除く。）」に改める。

第二十四條中第一号の二の二を第一号の二の三とし、第一号の二を第一号の二の二とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による焼却設備の検査に關すること。

（環境庁設置法の一部改正）

第七條 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号中「設定」の下に「本邦周

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件

九七六

辺海域及びその焼却が禁止され又はその排出若しくは焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定並びに海域において焼却する油又は廃棄物の焼却海域及び焼却方法に関する基準の設定」を加える。

審査報告書

船舶のトン数の測度に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

参議院議長 安井 謙殿
運輸委員長 黒柳 明

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約を実施し、あわせて我が国における海事に関する制度の適正な運営を確保するため、トン数の測度の基準を全面的に改正するとともに、国際トン数証書の交付に関する規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、トン数の測度基準の変更に伴い、船内設備について居住及び作業環境が悪化することのないよう所要の措置を講ずること。

右決議する。

船舶のトン数の測度に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

参議院議長 安井 謙殿
参議院議長 渡尾 弘吉

船舶のトン数の測度に関する法律案
船舶のトン数の測度に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第二条 船舶のトン数の測度の基準については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第三条 この法律において「閉開場所」とは、外板、仕切り(可動式のものを含む。)若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い(天幕を除く。)により閉開されている船舶内のすべての場所をいう。

2 この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に風雨密閉装置を備えることその他の運輸省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

3 この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の運送の用に供される閉開場所内の場所をいう。

4 この法律において「基準喫水線」とは、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三条に規定する満載喫水線その他これに相当する喫水線のうち運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「国際トン数証書」とは、次条第一項の国際トン数及び第六条第一項の純トン数を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ二十四メー

トル以上の日本船舶について交付されるものをいう。

(国際総トン数)

第四条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際総トン数は、閉開場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所(開口を有する閉開場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが運輸省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。)の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンンを付して表すものとする。

(総トン数)

第五条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2 前項の総トン数は、前条第二項の規定の例により算定した数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンンを付して表すものとする。

3 二層以上の甲板を備える船舶であつて運輸省令で定めるものについて前項の規定により総トン数の数値を算定する場合においては、同項中「当該数値を基準として運輸省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第二層にある甲板の位置を基準として運輸省令で定める係数」とする。

(純トン数)
第六条 純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の純トン数は、次に掲げる数値を合算した数値(旅客定員が十三人未満の船舶については、第一号に掲げる数値)にトンンを付して表すものとする。

一 貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値並びに上甲板及び基準喫水線の位置を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値(その数値が国際総トン数の数値の百分の二十五に満たないときは、当該国際総トン数の数値の百分の二十五に相当する数値)

二 旅客定員の数及び国際総トン数の数値を基準として運輸省令で定めるところにより算定した数値

3 基準喫水線の位置又は旅客定員の数につき運輸省令で定める軽微な変更が行われた場合における純トン数の数値については、運輸省令で、前項に規定する数値の算定の特例を定めることができる。

4 前二項の規定により算定した数値が国際総トン数の数値の百分の三十に満たない場合における純トン数の数値は、これらの規定にかかわらず、当該国際総トン数の数値の百分の三十に相当する数値とする。

(載貨重量トン数)
第七条 載貨重量トン数は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の載貨重量トン数は、人又は貨物その他運輸省令で定める物を積載しないものとした場合の船舶の排水量と、比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合の当該船舶の排水量との差をトン(計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第六条第一項第二号に規定するトンをいう。)により表すものとする。

(国際トン数証書等)
第八条 長さ二十四メートル以上の日本船舶の船

船舶所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。)、は、運輸大臣から国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させるはならない。

2 運輸大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際トン数及び純トン数の測定を行つた後、国際トン数証書を交付するものとする。

3 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から二週間以内に、運輸大臣に対し、その書換えを申請しなければならない。

4 第二項の規定は、前項に規定する記載事項の変更が国際トン数又は純トン数の変更である場合について準用する。

5 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対し、その再交付を申請することができる。

6 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から二週間以内に、国際トン数証書を運輸大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において運輸大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。

三 船舶の存否が三箇月間不明になつたとき。

四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さ二十四メートル以上の船舶でなくなつたとき。

7 長さ二十四メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事せよとするとときは、運輸大臣から国際トン数及び純

トン数を記載した書面(以下「国際トン数確認書」という。)(の交付を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第二項、第三項、第五項及び第六項中「国際トン数証書」とあるのは「国際トン数確認書」と、同項第五号中「長さ二十四メートル以上」とあるのは「長さ二十四メートル未満」と読み替へるものとする。

(外国における事務)
第九条 前条に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。(手数料)
第十条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者(国を除く。)(は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

(運輸省令への委任)
第十一条 閉鎖場所、貨物積載場所及び除外場所の容積並びに排水量の算定方法その他船舶のトン数の測定に關し必要な事項並びに国際トン数証書及び国際トン数確認書の記載事項並びにこれらの交付、書換え、再交付及び返還に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(立入検査)
第十二条 運輸大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。)(、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)
第十三条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。

2 海運局長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項を海運局支局長に行わせることができる。

(罰則)
第十四条 第八条第一項の規定に違反した船舶所有者は、十萬円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五萬円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項又は第六項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(船舶積量測定法の廃止等)
第二条 船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号。以下「旧測定法」という。)(は、廃止する。

二 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第七條

(経過措置)
第三条 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された日本船舶(以下「現存船」という。)(に係る純トン数の測定の基準については、第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後に運輸省令で定める修繕(以下「特定修繕」という。)(が行われた現存船については、この法律の施行後最初に行われる特定修繕に伴う次条の規定による改正後の船舶法(明治三十二年法律第四十六号。以下「新船舶法」という。)(及びこれに基づく命令の規定による改測又は測定(これらに相当する処分を含む。)(を受ける日(以下「当初改測日」という。)(以後は、この限りでない。

2 現存船に係る純トン数の測定の基準については、第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる現存船については、それぞれ当該各号に定める日以後は、この限りでない。

一 この法律の施行後に特定修繕が行われた現存船(当該特定修繕が行われる日前に次号又は第三号に掲げる現存船となつたものを除く。)(。当初改測日

二 国際トン数証書の交付を受ける現存船 第八條第二項の規定による測定を受ける日

三 国際トン数確認書の交付を受ける現存船 第八條第八項において準用する同条第二項の規定による測定を受ける日

3 長さ二十四メートル以上の現存船については、この法律の施行後、条約第十七條(一)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日(その日前に特定修繕が行われた船舶については、当初改測日)までの間(次項において「猶予期間」という。)(は、第八條第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の船舶の船舶

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件 九七八

所有者は、猶予期間内においても、国際トン数証書の交付を受けることができる。

(船舶法の一部改正)

第四条 船舶法の一部を次のように改正する。

第四条中「積量」を「総トン数」に改める。

第五条ノ二第二項中「総噸數百噸」を「総トン数百トン」に改める。

第七条及び第九条第一項中「積量」を「総トン数」に改める。

第二十条中「總噸數二十噸」を「総トン数二十トン」に改める。

第二十一条第一項及び第二十一条ノ二中「積量」を「総トン数」に改める。

(船舶法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は同法第七條の規定により行われた標示は、それぞれ新船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第七條の規定により行われた標示とみなす。

2 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船に関する新船舶法の規定の適用については、この法律の施行後、条約第十七條(1)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日(その日前に特定修繕が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受ける船舶)については、当初改測日又は第八條第二項の規定による測度を受ける日のいずれか早い日)までの間においては、新船舶法第四條、第七條、第九條第一項、第二十一条第一項及び第二十一条ノ二中「總噸數」とあるのは、「積量」とする。

3 前二項に定めるもののほか、新船舶法の施行に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。

(とん税法の一部改正)

第六条 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)

の二 一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第...)

第六條(純トン数)に規定する純トン数をいう。

第八條(見出しを含む。)及び第九條第一項中「積量」を「純トン数」に改める。

(特別とん税法の一部改正)

第七條 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「積量」を「純トン数」に改める。

(とん税法及び特別とん税法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前二條の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法の規定の適用については、附則第三條第二項の規定により従前の例によることとされる純トン数は、前二條の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法に規定する純トン数とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(百五)の二中「基く」を「基づく」に、「積量」を「総トン数」に改める。

(漁船法の一部改正)

第十條 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「基く」を「基づく」に、「積量」を「総トン数」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十一條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号)」を「船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第...号)」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号、第二十四條第四号及び第四十條第一項第八号中「積量」を「トン数」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【黒柳明君登壇 拍手】

○黒柳明君 ただいま議題となりました二法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、必要となる国内法制の整備を図ろうとするもので、その主たる内容は、船舶等からの廃棄物の排出に関する規制を強化するとともに、新たに船舶等における廃棄物の焼却を規制することとし、あわせて、船舶からのビルジの排出による海洋の汚染を防止するため規制対象船舶の範囲を拡大しようとするものであります。

次に、船舶のトン数の測度に関する法律案は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の実施に伴い、国内法制の整備を図ろうとするもので、その主たる内容は、船舶トン数の測度に関する基準を全面的に改正するとともに、国際航海に従事する船舶について国際トン数を証明する制度を新たに設けるなど、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案に対し一括して質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一九 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二〇 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保巨君。

審査報告書

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

社会労働委員長 久保 巨

参議院議長 安井 謙

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における労働災害の動向にかんがみ、労働者の安全の一層の確保を図るため、建設業における仕事の計画に対する事前審査制度の強化、爆発、火災等が生じたことに伴う二次災害の防止措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、建設事業者などの安全成績を的確には握する方法を専門家による委員会において検討し、労働災害の防止に資すること。

二、建設労働者に対する安全衛生教育、健康診断等が適切に行われるよう、これらの労働者の移動性を考慮して、安全衛生に関する手帳の交付その他の措置を検討し、その推進に努めること。

三、労働安全衛生水準の向上を図るため、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の活用について一層努力すること。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十五年二月二十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部を改正する法律

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は衛生管理者を指揮する」を「衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮を」に改める。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「業務のうち」を「業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち」に改める。

第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつ」とも「最も」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、「その者に」の下に「元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに」を加え、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に、「第三十条第一項各号」を「元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項に定めるもののほか、第二十五条の二第一項に規定する仕事は数回の請負契約によつて行われる場合においては、第一項又は前項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に第三十条の二第五項において準用する第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(元方安全衛生管理者)

第十五条の二 前条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他政令で定める業種に属する事業を行うもの、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、元方安全衛生管理者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせ」を「行わせ」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に必要の機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に必要の事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に必要の事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

第二十六条中「前条まで」を「第二十五条まで及び前条第一項に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条第一項中「第二十五条まで」の下に「及び第二十五条の二第一項を加える。

第三十条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるところに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 第二十五条の二第一項に規定する仕事は数回の請負契約によつて行われる場合(第四項の場合を除く。)においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合において、

ては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、前条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事」を「二以上」とあるのは「仕事」を「二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

第三十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「これらの項を」を「これら」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「第三項まで」に、「並びに前項」を「及び前項」に、「特定元方事業者」を「特定元方事業者等」に改め、「第三十条の二第一項の元方事業者等」に改め、「第四項」の下に「第三十条の二第二項若しくは第四項」を加え、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同

九八〇

定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる命令に係る違反の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

社会労働委員長 久保 巨

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度の一層の充実を図るため、適用事業主の範囲を拡大するとともに、退職金共済契約に係る掛金月額の引上げ及び加入前勤務期間の通算措置を講ずるほか、退職金支給に要する費用に対する国庫補助額の増額等を行うとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十五年度一般会計予算において、約三十五億八千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業退職金共済制度を一層魅力あるものに改善するとともに、加入促進対策を強化し、その普及促進を図ること。また、建設業退職金

共済制度について、証紙貼付の履行確保、事務手続の簡素化等に努めること。

二、中小企業退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映しうるよう、一層の配慮を行うこと。

三、資産運用については、その効率化と共済融資制度の一層の改善に努めること。

右決議する。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

「第二章 退職金共済契約(第三条―第二十三条)」を

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

同項第二号中「八百円」を「千二百円」に、「同表の下欄」を「別表第一の第三欄(掛金月額の変更にあつた場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。))は、その超える額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に同じ同表の第四欄」に改める。

第十三条第四項中「下欄」を「第三欄(掛金月額の変更にあつた場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。))は、その超える額については、掛金の納付があつた月数に同じ同表の第四欄」に改める。

第十七条の次に次の節名を付する。

第三節 掛金

第二十一条の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

例

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十一条の二 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。))は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間(当該申込みを行うおととする者に雇入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であつた期間のうち労働省令で定める期間を除いた期間(その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする。))をいう。以下同じ。))の月数(その月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共

3 第一項の申出は、第二十一条の四第一項本文の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならぬ。

4 過去勤務通算月額は、掛金月額の推移等を考慮し、第四条第三項に規定する区分に準じて労働省令で定める額(千二百円以上の額とする。)のうちから、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を超えない範囲において定めなければならない。

5 第三項の規定により定められた過去勤務通算月額は、事業団が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後は、変更することができない。

(過去勤務掛金の納付)
第二十一条の三 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月(その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月)までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務期間の年数に同じ別表第二の下欄に定める金額に過去勤務通算月額を百円で除して得た数乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 前条第一項の申出をした共済契約者は、労働省令で定める一定の月分以上について過去勤務掛金の納付を怠った場合(労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。)には、その時以後は、過去勤務掛金を納付することができない。

3 第七条第三項の規定により前条第一項の申出に係る共済契約者に交付される退職金共済手帳は、過去勤務掛金の納付状況をも明らかにすることができなければならない。

4 第十八条第二項及び第十九条から第二十一条までの規定は、過去勤務掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「第十八条第一項」とあるのは、「第二十一条の第三項」と読み替えるものとする。

(退職金等の特例)
第二十一条の四 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者(次項の規定に該当する被共済者を除く。)が退職したときにおける退職金の額は、第十条第二項第一号中「掛金納付月数に同じ別表第一の第二欄に定める金額」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に同じ別表第一の第三欄に定める金額の十二倍に相当する額に、掛金納付月数に同じ別表第二の下欄に定める金額からその第三欄に定める金額の十二倍の額を減じて得た額を加算した金額」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」と、同項第二号中「掛金月額に同じ」とあるのは「掛金月額及び過去勤務通算月額について」と、「掛金の納付があつた月数」とあるのは「掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」として、同項本文の規定により計算した場合に得られる額とする。ただし、当該計算した場合に得られる額が同項本文の規定により計算して得た額(退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛金の総額に満たないときは、納付された掛金の総額)に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円で除して得た数乗じて得た額)を加算した額に満たないときは、当該加算した額とする。

2 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、その者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものが退職したときにおける退職金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、同項本文の規定により計算して得た額(掛金納付月数が十二月以上である被共済者の退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛金の総額に満たないときは、納付された掛金の総額。以下この号において同じ。)に、納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の納付があつた月数に同じ別表第三の下欄に定める金額に過去勤務掛金の額を百円で除して得た数乗じて得た額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げるものとする。))以下この号において同じ。)を加算した額とする。ただし、掛金納付月数が六十月以上である被共済者の退職金の額は、同項本文の規定により計算して得た額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年五パーセントの複利に

よる計算をして得た元利合計額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

3 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 第十三条第三項の規定は、適用しない。

二 当該退職金共済契約の被共済者に支給される解約手当金の額は、第十三条第四項の規定にかかわらず、イに掲げる額からロに掲げる金額を減じて得た額とする。

イ 第一項の規定に該当する被共済者にあつては同項、前項の規定に該当する被共済者にあつては同項第二号の規定の例により計算して得た額

ロ 掛金納付月数(当該共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限り。)に同じ別表第一の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の十二倍の額を減じて得た金額

第五節 雑則

第二十一条第一項中「掛金」の下に「及び過去勤務掛金」を加え、「及び掛金又は申込金」を「並びに掛金若しくは申込金又は過去勤務掛金」に改める。

第二十三条中「申込金」の下に「若しくは過去勤務掛金」を加える。

第四十六条第一項第二号中「申込金」の下に「並びに過去勤務掛金」を加える。

第八十三条第一項中「六十円以上三百円以下」を「百二十円以上四百五十円以下」に改める。

第九十四条第一項中「退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しない

で特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通過することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでない労働大臣が認めたときは、」を削り、「その者に支給すべき退職金」を「第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金」に、「掛金の総額」を「掛金及び過去勤務掛金の総額」に、「第十條第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二

年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通過することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでない労働大臣が認めたとき。

二 共済契約者から、現に退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を特定

業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通過することを希望する旨の申出があつたとき（当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。）。

第九十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合」とあるのは「第二号に掲げる場合（第八十二条第三項に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては退職金共済契約の被共済者となつた時又は当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において同条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合」と、「同条第一項ただし書」とあるのは「第十條第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第九十五条第一項第一号中「中欄」を「第二欄」に改める。

第一百条第二項中「第九十四条第一項」を「第九十四条第一項第一号」に改める。

附則第八條第一項中「別表第二」を「別表第四」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十條、第十三條、第二十一条の四、第九十五條関係）

月数	金	額
一月		一〇〇円
二月		二〇〇円
三月		三〇〇円
四月		四〇〇円
五月		五〇〇円
六月		六〇〇円
七月		七〇〇円
八月		八〇〇円
九月		九〇〇円
一〇月		一、〇〇〇円
十一月		一、一〇〇円
十二月	四、三二〇円	一、二〇〇円
一三月	五、〇四〇円	一、三〇〇円
一四月	五、七六〇円	一、四〇〇円
一五月	六、四八〇円	一、五〇〇円
一六月	七、二〇〇円	一、六〇〇円
一七月	八、〇四〇円	一、七〇〇円
一八月	八、八八〇円	一、八〇〇円
一九月	九、八四〇円	一、九〇〇円
二〇月	一〇、八〇〇円	二、〇〇〇円
二一月	一一、八八〇円	二、一〇〇円
二二月	一二、九六〇円	二、二〇〇円
二三月	一四、〇四〇円	二、三〇〇円
二四月	二八、八〇〇円	二、四〇〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

二五月	三〇、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
二六月	三一、二〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円
二七月	三一、四〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円
二八月	三三、六〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円
二九月	三四、八〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円
三〇月	三六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
三一月	三七、二〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
三二月	三八、四〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
三三月	三九、六〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
三四月	四〇、八〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円
三五月	四二、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円
三六月	四五、四七〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
三七月	四六、七四〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円
三八月	四八、〇〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円
三九月	四九、二六〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円
四〇月	五〇、五三〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円
四一月	五一、七九〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円
四二月	五三、〇五〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
四三月	五五、〇七〇円	四、三六〇円	四、三〇〇円
四四月	五七、〇九〇円	四、五二〇円	四、四三〇円
四五月	五九、一二〇円	四、六八〇円	四、五九〇円
四六月	六一、一四〇円	四、八四〇円	四、七四〇円
四七月	六三、一六〇円	五、〇〇〇円	四、九〇〇円
四八月	六五、一八〇円	五、一六〇円	五、〇六〇円
四九月	六七、二〇〇円	五、三二〇円	五、二一〇円
五〇月	六九、二二〇円	五、四八〇円	五、三七〇円

五一月	七一、二四〇円	五、六四〇円	五、五三〇円
五二月	七三、一四〇円	五、七九〇円	五、六七〇円
五三月	七五、〇三〇円	五、九四〇円	五、八二〇円
五四月	七六、九三〇円	六、〇九〇円	五、九七〇円
五五月	七八、六九〇円	六、二三〇円	六、一一〇円
五六月	八〇、四六〇円	六、三七〇円	六、二四〇円
五七月	八二、二三〇円	六、五一〇円	六、三八〇円
五八月	八四、〇〇〇円	六、六五〇円	六、五二〇円
五九月	八五、七七〇円	六、七九〇円	六、六五〇円
六〇月	八七、五四〇円	六、九三〇円	六、七九〇円
六一月	八九、三一〇円	七、〇七〇円	六、九三〇円
六二月	九一、〇七〇円	七、二一〇円	七、〇七〇円
六三月	九二、八四〇円	七、三五〇円	七、二〇〇円
六四月	九四、六一〇円	七、四九〇円	七、三四〇円
六五月	九六、三八〇円	七、六三〇円	七、四八〇円
六六月	九八、一五〇円	七、七七〇円	七、六一〇円
六七月	一〇〇、一七〇円	七、九三〇円	七、七七〇円
六八月	一〇二、一九〇円	八、〇九〇円	七、九三〇円
六九月	一〇四、二一〇円	八、二五〇円	八、〇九〇円
七〇月	一〇六、二三〇円	八、四一〇円	八、二四〇円
七一月	一〇八、二五〇円	八、五七〇円	八、四〇〇円
七二月	一一〇、二七〇円	八、七三〇円	八、五六〇円
七三月	一一二、四二〇円	八、九〇〇円	八、七二〇円
七四月	一一四、五七〇円	九、〇七〇円	八、八九〇円
七五月	一一六、七二〇円	九、二四〇円	九、〇六〇円
七六月	一二八、八六〇円	九、四一〇円	九、二二〇円

九八四

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

七七月	二二一、〇一〇円	九、五八〇円	九、三九〇円
七八月	二二三、一六〇円	九、七五〇円	九、五六〇円
七九月	二二五、四三〇円	九、九三〇円	九、七三〇円
八〇月	二二七、七一〇円	一〇、一一〇円	九、九一〇円
八一月	二二九、九八〇円	一〇、二九〇円	一〇、〇八〇円
八二月	二三一、二五〇円	一〇、四七〇円	一〇、二六〇円
八三月	二三四、五三〇円	一〇、六五〇円	一〇、四四〇円
八四月	二三六、八〇〇円	一〇、八三〇円	一〇、六一〇円
八五月	二三九、〇七〇円	一一、〇一〇円	一〇、七九〇円
八六月	一四一、三五〇円	一一、一九〇円	一〇、九七〇円
八七月	一四三、六二〇円	一一、三七〇円	一一、一四〇円
八八月	一四五、八九〇円	一一、五五〇円	一一、三三〇円
八九月	一四八、一七〇円	一二、七三〇円	一一、五〇〇円
九〇月	一五〇、四四〇円	一二、九一〇円	一一、六七〇円
九一月	一五二、九七〇円	一二、一一〇円	一一、八七〇円
九二月	一五五、四九〇円	一二、三一〇円	一二、〇六〇円
九三月	一五八、〇二〇円	一二、五一〇円	一二、二六〇円
九四月	一六〇、五五〇円	一二、七一〇円	一二、四六〇円
九五月	一六三、〇七〇円	一二、九一〇円	一二、六五〇円
九六月	一六五、六〇〇円	一三、一一〇円	一二、八五〇円
九七月	一六八、一三〇円	一三、三一〇円	一三、〇四〇円
九八月	一七〇、六五〇円	一三、五一〇円	一三、二四〇円
九九月	一七三、一八〇円	一三、七一〇円	一三、四四〇円
一〇〇月	一七五、七一〇円	一三、九一〇円	一三、六三〇円
一〇一月	一七八、三六〇円	一四、一一〇円	一三、八四〇円
一〇二月	一八一、〇一〇円	一四、三三〇円	一四、〇四〇円

一〇三月	一八三、七九〇円	一四、五五〇円	一四、二六〇円
一〇四月	一八六、五七〇円	一四、七七〇円	一四、四七〇円
一〇五月	一八九、三五〇円	一四、九九〇円	一四、六九〇円
一〇六月	一九一、一三〇円	一五、二一〇円	一四、九一〇円
一〇七月	一九四、九一〇円	一五、四三〇円	一五、一二〇円
一〇八月	一九七、六八〇円	一五、六五〇円	一五、三四〇円
一〇九月	二〇〇、四六〇円	一五、八七〇円	一五、五五〇円
一一〇月	二〇三、二四〇円	一六、〇九〇円	一五、七七〇円
一一一月	二〇六、〇二〇円	一六、三一〇円	一五、九八〇円
一一二月	二〇八、八〇〇円	一六、五三〇円	一六、二〇〇円
一一三月	二一一、五八〇円	一六、七五〇円	一六、四二〇円
一一四月	二一四、三六〇円	一六、九七〇円	一六、六三〇円
一一五月	二一七、一四〇円	一七、一九〇円	一六、八五〇円
一一六月	二一九、九二〇円	一七、四一〇円	一七、〇六〇円
一一七月	二二二、六九〇円	一七、六三〇円	一七、二八〇円
一一八月	二二五、四七〇円	一七、八五〇円	一七、四九〇円
一一九月	二二八、二五〇円	一八、〇七〇円	一七、七一〇円
一二〇月	二三一、〇三〇円	一八、二九〇円	一七、九二〇円
一二一月	二三四、八一〇円	一八、五一〇円	一八、一四〇円
一二二月	二三七、五九〇円	一八、七三〇円	一八、三六〇円
一二三月	二四〇、三七〇円	一八、九五〇円	一八、五七〇円
一二四月	二四三、一五〇円	一九、一七〇円	一八、七八〇円
一二五月	二四六、五三〇円	一九、三九〇円	一九、〇〇〇円
一二六月	二四九、九一〇円	一九、六一〇円	一九、二二〇円
一二七月	二五三、二九〇円	一九、八三〇円	一九、四四〇円
一二八月	二五六、六七〇円	二〇、〇五〇円	一九、六五〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

一五四月	三九四、二〇〇円	二六、一九〇円	二五、六七〇円
一五三月	三四五、四七〇円	二五、九一〇円	二五、三九〇円
一五二月	三四一、七三〇円	二五、六三〇円	二五、一二〇円
一五一月	三三八、〇〇〇円	二五、三五〇円	二四、八四〇円
一五〇月	三三四、二七〇円	二五、〇七〇円	二四、五七〇円
一四九月	三三一、二〇〇円	二四、八四〇円	二四、三四〇円
一四八月	三二八、一三〇円	二四、六一〇円	二四、一二〇円
一四七月	三三五、〇七〇円	二四、三八〇円	二三、八九〇円
一四六月	三三二、〇〇〇円	二四、一五〇円	二三、六七〇円
一四五月	三一八、九三〇円	二三、九二〇円	二三、四四〇円
一四四月	三一五、八七〇円	二三、六九〇円	二三、二二〇円
一四三月	三二一、八〇〇円	二三、四六〇円	二三、九九〇円
一四二月	三〇九、七三〇円	二三、二三〇円	二三、七七〇円
一四一月	三〇六、六七〇円	二三、〇〇〇円	二二、五四〇円
一四〇月	三〇三、六〇〇円	二二、七七〇円	二二、三一〇円
一三九月	三〇〇、五三〇円	二二、五四〇円	二二、〇九〇円
一三八月	二九七、四七〇円	二二、三一〇円	二二、八六〇円
一三七月	二九四、四〇〇円	二二、〇八〇円	二二、六四〇円
一三六月	二九一、三三〇円	二一、八五〇円	二二、四一〇円
一三五月	二八八、二七〇円	二一、六二〇円	二二、一九〇円
一三四月	二八五、二〇〇円	二一、三九〇円	二〇、九六〇円
一三三月	二八二、一三〇円	二一、一六〇円	二〇、七四〇円
一三二月	二七九、〇七〇円	二〇、九三〇円	二〇、五一〇円
一三一月	二七六、一三〇円	二〇、七一〇円	二〇、三〇〇円
一二〇月	二七三、二〇〇円	二〇、四九〇円	二〇、〇八〇円
一一九月	二七〇、二七〇円	二〇、二七〇円	一九、八六〇円

一五五月	三五二、九三〇円	二六、四七〇円	二五、九四〇円
一五六月	三五六、六七〇円	二六、七五〇円	二六、二二〇円
一五七月	三六〇、四〇〇円	二七、〇三〇円	二六、四九〇円
一五八月	三六四、一三〇円	二七、三一〇円	二六、七六〇円
一五九月	三六七、八七〇円	二七、五九〇円	二七、〇四〇円
一六〇月	三七一、六〇〇円	二七、八七〇円	二七、三一〇円
一六一月	三七五、三三〇円	二八、一五〇円	二七、五九〇円
一六二月	三七九、〇七〇円	二八、四三〇円	二七、八六〇円
一六三月	三八二、八〇〇円	二八、七一〇円	二八、一四〇円
一六四月	三八六、五三〇円	二八、九九〇円	二八、四一〇円
一六五月	三九〇、二七〇円	二九、二七〇円	二八、六八〇円
一六六月	三九四、〇〇〇円	二九、五五〇円	二八、九六〇円
一六七月	三九七、七三〇円	二九、八三〇円	二九、二三〇円
一六八月	四〇一、四七〇円	三〇、一一〇円	二九、五一〇円
一六九月	四〇五、二〇〇円	三〇、三九〇円	二九、七八〇円
一七〇月	四〇八、九三〇円	三〇、六七〇円	三〇、〇六〇円
一七一月	四一二、六七〇円	三〇、九五〇円	三〇、三三〇円
一七二月	四一六、四〇〇円	三一、二三〇円	三〇、六一〇円
一七三月	四二〇、一三〇円	三一、五一〇円	三〇、八八〇円
一七四月	四二三、八七〇円	三一、七九〇円	三一、一五〇円
一七五月	四二七、六〇〇円	三二、〇七〇円	三一、四三〇円
一七六月	四三一、三三〇円	三二、三五〇円	三一、七〇〇円
一七七月	四三五、〇七〇円	三二、六三〇円	三一、九八〇円
一七八月	四三八、八〇〇円	三二、九一〇円	三二、二五〇円
一七九月	四四二、五三〇円	三三、一九〇円	三二、五三〇円
一八〇月	四四六、二七〇円	三三、四七〇円	三二、八〇〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

一八一月	四五〇、〇〇〇円	三三、七五〇円	三三、〇八〇円
一八二月	四五三、七三〇円	三四、〇三〇円	三三、三五〇円
一八三月	四五七、四七〇円	三四、三二〇円	三三、六二〇円
一八四月	四六一、三三〇円	三四、六〇〇円	三三、九一〇円
一八五月	四六五、二〇〇円	三四、八九〇円	三四、一九〇円
一八六月	四六九、〇七〇円	三五、一八〇円	三四、四八〇円
一八七月	四七二、九三〇円	三五、四七〇円	三四、七六〇円
一八八月	四七六、八〇〇円	三五、七六〇円	三五、〇四〇円
一八九月	四八〇、六七〇円	三六、〇五〇円	三五、三三〇円
一九〇月	四八四、五三〇円	三六、三四〇円	三五、六一〇円
一九一月	四八八、四〇〇円	三六、六三〇円	三五、九〇〇円
一九二月	四九二、二七〇円	三六、九二〇円	三六、一八〇円
一九三月	四九六、二七〇円	三七、二二〇円	三六、四八〇円
一九四月	五〇〇、二七〇円	三七、五二〇円	三六、七七〇円
一九五月	五〇四、二七〇円	三七、八二〇円	三七、〇六〇円
一九六月	五〇八、二七〇円	三八、一二〇円	三七、三六〇円
一九七月	五一二、二七〇円	三八、四二〇円	三七、六五〇円
一九八月	五一六、二七〇円	三八、七二〇円	三七、九五〇円
一九九月	五二〇、二七〇円	三九、〇二〇円	三八、二四〇円
二〇〇月	五二四、四〇〇円	三九、三三〇円	三八、五四〇円
二〇一月	五二八、五三〇円	三九、六四〇円	三八、八五〇円
二〇二月	五三二、六七〇円	三九、九五〇円	三九、一五〇円
二〇三月	五三六、八〇〇円	四〇、二六〇円	三九、四五〇円
二〇四月	五四〇、九三〇円	四〇、五七〇円	三九、七六〇円
二〇五月	五四五、〇七〇円	四〇、八八〇円	四〇、〇六〇円
二〇六月	五四九、三三〇円	四一、二〇〇円	四〇、三八〇円

二〇七月	五五三、六〇〇円	四一、五二〇円	四〇、六九〇円
二〇八月	五五七、八七〇円	四一、八四〇円	四一、〇〇〇円
二〇九月	五六二、一三〇円	四二、一六〇円	四一、三二〇円
二一〇月	五六六、四〇〇円	四二、四八〇円	四一、六三〇円
二一一月	五七〇、六七〇円	四二、八〇〇円	四一、九四〇円
二一二月	五七五、〇七〇円	四三、一三〇円	四二、二七〇円
二一三月	五七九、四七〇円	四三、四六〇円	四二、五九〇円
二一四月	五八三、八七〇円	四三、七九〇円	四二、九一〇円
二一五月	五八八、二七〇円	四四、一二〇円	四三、二四〇円
二一六月	五九二、六七〇円	四四、四五〇円	四三、五六〇円
二一七月	五九七、〇七〇円	四四、七八〇円	四三、八八〇円
二一八月	六〇一、四七〇円	四五、一一〇円	四四、二一〇円
二一九月	六〇六、〇〇〇円	四五、四五〇円	四四、五四〇円
二二〇月	六一〇、五三〇円	四五、七九〇円	四四、八七〇円
二二一月	六一五、〇七〇円	四六、一三〇円	四五、二一〇円
二二二月	六一九、六〇〇円	四六、四七〇円	四五、五四〇円
二二三月	六二四、一三〇円	四六、八一〇円	四五、八七〇円
二二四月	六二八、六七〇円	四七、一五〇円	四六、二一〇円
二二五月	六三三、三三〇円	四七、五〇〇円	四六、五五〇円
二二六月	六三八、〇〇〇円	四七、八五〇円	四六、八九〇円
二二七月	六四二、六七〇円	四八、二〇〇円	四七、二四〇円
二二八月	六四七、三三〇円	四八、五五〇円	四七、五八〇円
二二九月	六五二、〇〇〇円	四八、九〇〇円	四七、九二〇円
二三〇月	六五六、八〇〇円	四九、二六〇円	四八、二七〇円
二三一月	六六一、六〇〇円	四九、六二〇円	四八、六三〇円
二三二月	六六六、四〇〇円	四九、九八〇円	四八、九八〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

二五八月	七九八、九三〇円	五九、九二〇円	五八、七二〇円
二五七月	七九三、六〇〇円	五九、五二〇円	五八、三三〇円
二五六月	七八八、二七〇円	五九、一二〇円	五七、九四〇円
二五五月	七八二、九三〇円	五八、七二〇円	五七、五五〇円
二五四月	七七七、六〇〇円	五八、三二〇円	五七、一五〇円
二五三月	七七二、二七〇円	五七、九二〇円	五六、七六〇円
二五二月	七六六、九三〇円	五七、五二〇円	五六、三七〇円
二五一月	七六一、七三〇円	五七、一三〇円	五五、九九〇円
二五〇月	七五六、五三〇円	五六、七四〇円	五五、六一〇円
二四九月	七五一、三三〇円	五六、三五〇円	五五、二二〇円
二四八月	七四六、一三〇円	五五、九六〇円	五四、八四〇円
二四七月	七四〇、九三〇円	五五、五七〇円	五四、四六〇円
二四六月	七三五、七三〇円	五五、一八〇円	五四、〇八〇円
二四五月	七三〇、六七〇円	五四、八〇〇円	五三、七〇〇円
二四四月	七二五、六〇〇円	五四、四二〇円	五三、三三〇円
二四三月	七二〇、五三〇円	五四、〇四〇円	五二、九六〇円
二四二月	七一五、四七〇円	五三、六六〇円	五二、五九〇円
二四一月	七一〇、四〇〇円	五三、二八〇円	五二、二一〇円
二四〇月	七〇五、三三〇円	五二、九〇〇円	五一、八四〇円
二三九月	七〇〇、四〇〇円	五二、五三〇円	五一、四八〇円
二三八月	六九五、四七〇円	五二、一六〇円	五一、一二〇円
二三七月	六九〇、五三〇円	五一、七九〇円	五〇、七五〇円
二三六月	六八五、六〇〇円	五一、四二〇円	五〇、三九〇円
二三五月	六八〇、八〇〇円	五一、〇六〇円	五〇、〇四〇円
二三四月	六七六、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	四九、六九〇円
二三三月	六七一、二〇〇円	五〇、三四〇円	四九、三三〇円

二五九月	八〇四、四〇〇円	六〇、三三〇円	五九、一二〇円
二六〇月	八〇九、八七〇円	六〇、七四〇円	五九、五三〇円
二六一月	八一五、三三〇円	六一、一五〇円	五九、九三〇円
二六二月	八二〇、八〇〇円	六一、五六〇円	六〇、三三〇円
二六三月	八二六、四〇〇円	六一、九八〇円	六〇、七四〇円
二六四月	八三一、〇〇〇円	六一、四〇〇円	六一、一五〇円
二六五月	八三七、六〇〇円	六一、八二〇円	六一、五六〇円
二六六月	八四三、二〇〇円	六三、二四〇円	六一、九八〇円
二六七月	八四八、九三〇円	六三、六七〇円	六二、四〇〇円
二六八月	八五四、六七〇円	六四、一〇〇円	六二、八二〇円
二六九月	八六〇、四〇〇円	六四、五三〇円	六三、二四〇円
二七〇月	八六六、一三〇円	六四、九六〇円	六三、六六〇円
二七一月	八七一、八七〇円	六五、三九〇円	六四、〇八〇円
二七二月	八七七、七三〇円	六五、八三〇円	六四、五一〇円
二七三月	八八三、六〇〇円	六六、二七〇円	六四、九四〇円
二七四月	八八九、四七〇円	六六、七一〇円	六五、三八〇円
二七五月	八九五、三三〇円	六七、一五〇円	六五、八一〇円
二七六月	九〇一、二〇〇円	六七、五九〇円	六六、二四〇円
二七七月	九〇七、二〇〇円	六八、〇四〇円	六六、六八〇円
二七八月	九一三、二〇〇円	六八、四九〇円	六七、一二〇円
二七九月	九一九、二〇〇円	六八、九四〇円	六七、五六〇円
二八〇月	九二五、二〇〇円	六九、三九〇円	六八、〇〇〇円
二八一月	九三一、二〇〇円	六九、八四〇円	六八、四四〇円
二八二月	九三七、二〇〇円	七〇、二九〇円	六八、八八〇円
二八三月	九四三、三三〇円	七〇、七五〇円	六九、三四〇円
二八四月	九四九、四七〇円	七一、二一〇円	六九、七九〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

二八五月	九五五、六〇〇円	七一、六七〇円	七〇、二四〇円
二八六月	九六一、八七〇円	七一、一四〇円	七〇、七〇〇円
二八七月	九六八、一三〇円	七一、六一〇円	七一、一六〇円
二八八月	九七四、四〇〇円	七三、〇八〇円	七一、六二〇円
二八九月	九八〇、六七〇円	七三、五五〇円	七一、〇八〇円
二九〇月	九八七、〇七〇円	七四、〇三〇円	七一、五五〇円
二九一月	九九三、四七〇円	七四、五一〇円	七三、〇二〇円
二九二月	九九九、八七〇円	七四、九九〇円	七三、四九〇円
二九三月	一、〇〇六、二七〇円	七五、四七〇円	七三、九六〇円
二九四月	一、〇一二、六七〇円	七五、九五〇円	七四、四三〇円
二九五月	一、〇一九、二〇〇円	七六、四四〇円	七四、九一〇円
二九六月	一、〇二五、七三〇円	七六、九三〇円	七五、三九〇円
二九七月	一、〇三二、二七〇円	七七、四二〇円	七五、八七〇円
二九八月	一、〇三八、八〇〇円	七七、九一〇円	七六、三五〇円
二九九月	一、〇四五、三三〇円	七八、四〇〇円	七六、八三〇円
三〇〇月	一、〇五二、〇〇〇円	七八、九〇〇円	七七、三二〇円
三〇一月	一、〇五八、六七〇円	七九、四〇〇円	七七、八一〇円
三〇二月	一、〇六五、三三〇円	七九、九〇〇円	七八、三〇〇円
三〇三月	一、〇七二、一三〇円	八〇、四一〇円	七八、八〇〇円
三〇四月	一、〇七八、九三〇円	八〇、九二〇円	七九、三〇〇円
三〇五月	一、〇八五、七三〇円	八一、四三〇円	七九、八〇〇円
三〇六月	一、〇九二、五三〇円	八一、九四〇円	八〇、三〇〇円
三〇七月	一、〇九九、四七〇円	八二、四六〇円	八〇、八一〇円
三〇八月	一、一〇六、四〇〇円	八二、九八〇円	八一、三二〇円
三〇九月	一、一一三、三三〇円	八三、五〇〇円	八一、八三〇円
三一〇月	一、一二〇、二七〇円	八四、〇二〇円	八二、三四〇円

三二一月	一、一二七、三三〇円	八四、五五〇円	八二、八六〇円
三二二月	一、一三四、四〇〇円	八五、〇八〇円	八三、三八〇円
三二三月	一、一四一、四七〇円	八五、六一〇円	八三、九〇〇円
三二四月	一、一四八、五三〇円	八六、一四〇円	八四、四二〇円
三二五月	一、一五五、七三〇円	八六、六八〇円	八四、九五〇円
三二六月	一、一六二、九三〇円	八七、二二〇円	八五、四八〇円
三二七月	一、一七〇、一三〇円	八七、七六〇円	八六、〇〇〇円
三二八月	一、一七七、三三〇円	八八、三〇〇円	八六、五三〇円
三二九月	一、一八四、六七〇円	八八、八五〇円	八七、〇七〇円
三三〇月	一、一九一、〇〇〇円	八九、四〇〇円	八七、六一〇円
三三一月	一、一九九、三三〇円	八九、九五〇円	八八、一五〇円
三三二月	一、二〇六、六七〇円	九〇、五〇〇円	八八、六九〇円
三三三月	一、二一四、一三〇円	九一、〇六〇円	八九、二四〇円
三三四月	一、二二一、六〇〇円	九一、六二〇円	八九、七九〇円
三三五月	一、二二九、〇七〇円	九二、一八〇円	九〇、三四〇円
三三六月	一、二三六、六七〇円	九二、七五〇円	九〇、九〇〇円
三三七月	一、二四四、二七〇円	九三、三二〇円	九一、四五〇円
三三八月	一、二五一、八七〇円	九三、八九〇円	九二、〇一〇円
三三九月	一、二五九、四七〇円	九四、四六〇円	九二、五七〇円
三三〇月	一、二六七、二〇〇円	九五、〇四〇円	九三、一四〇円
三三一月	一、二七四、九三〇円	九五、六二〇円	九三、七一〇円
三三二月	一、二八二、六七〇円	九六、二〇〇円	九四、二八〇円
三三三月	一、二九〇、四〇〇円	九六、七八〇円	九四、八四〇円
三三四月	一、二九八、二七〇円	九七、三七〇円	九五、四二〇円
三三五月	一、三〇六、一三〇円	九七、九六〇円	九六、〇〇〇円
三三六月	一、三一四、〇〇〇円	九八、五五〇円	九六、五八〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

九九〇

三三七月	一、三三二、〇〇〇円	九九、一五〇円	九七、一七〇円
三三八月	一、三三〇、〇〇〇円	九九、七五〇円	九七、七六〇円
三三九月	一、三三八、〇〇〇円	一〇〇、三五〇円	九八、三四〇円
三四〇月	一、三四六、一三〇円	一〇〇、九六〇円	九八、九四〇円
三四一月	一、三五四、二七〇円	一〇一、五七〇円	九九、五四〇円
三四二月	一、三六二、四〇〇円	一〇二、一八〇円	一〇〇、一四〇円
三四三月	一、三七〇、五三〇円	一〇二、七九〇円	一〇〇、七三〇円
三四四月	一、三七八、八〇〇円	一〇三、四一〇円	一〇一、三四〇円
三四五月	一、三八七、〇七〇円	一〇四、〇三〇円	一〇一、九五〇円
三四六月	一、三九五、三三〇円	一〇四、六五〇円	一〇二、五六〇円
三四七月	一、四〇三、六〇〇円	一〇五、二七〇円	一〇三、一六〇円
三四八月	一、四一一、〇〇〇円	一〇五、九〇〇円	一〇三、七八〇円
三四九月	一、四二〇、四〇〇円	一〇六、五三〇円	一〇四、四〇〇円
三五〇月	一、四二八、八〇〇円	一〇七、一六〇円	一〇五、〇二〇円
三五一月	一、四三七、三三〇円	一〇七、八〇〇円	一〇五、六四〇円
三五二月	一、四四五、八七〇円	一〇八、四四〇円	一〇六、二七〇円
三五三月	一、四五四、五三〇円	一〇九、〇九〇円	一〇六、九一〇円
三五四月	一、四六三、二〇〇円	一〇九、七四〇円	一〇七、五五〇円
三五五月	一、四七一、八七〇円	一一〇、三九〇円	一〇八、一八〇円
三五六月	一、四八〇、六七〇円	一一一、〇五〇円	一〇八、八三〇円
三五七月	一、四八九、四七〇円	一一一、七一〇円	一〇九、四八〇円
三五八月	一、四九八、二七〇円	一一二、三七〇円	一一〇、一二〇円
三五九月	一、五〇七、〇七〇円	一一三、〇三〇円	一一〇、七七〇円
三六〇月	一、五一六、〇〇〇円	一一三、七〇〇円	一一一、四三〇円
三六一月	一、五二四、九三〇円	一一四、三七〇円	一一二、〇八〇円
三六二月	一、五三三、八七〇円	一一五、〇四〇円	一一二、七四〇円

三六三月	一、五四二、九三〇円	一一五、七二〇円	一一三、四一〇円
三六四月	一、五五二、〇〇〇円	一一六、四〇〇円	一一四、〇七〇円
三六五月	一、五六一、〇七〇円	一一七、〇八〇円	一一四、七四〇円
三六六月	一、五七〇、二七〇円	一一七、七七〇円	一一五、四一〇円
三六七月	一、五七九、四七〇円	一一八、四六〇円	一一六、〇九〇円
三六八月	一、五八八、六七〇円	一一九、一五〇円	一一六、七七〇円
三六九月	一、五九八、〇〇〇円	一二〇、八五〇円	一二七、四五〇円
三七〇月	一、六〇七、三三〇円	一二〇、五五〇円	一二八、一四〇円
三七一月	一、六一六、六七〇円	一二一、二五〇円	一二八、八三〇円
三七二月	一、六二六、一三〇円	一二一、九六〇円	一二九、五二〇円
三七三月	一、六三五、六〇〇円	一二二、六七〇円	一二〇、二二〇円
三七四月	一、六四五、〇七〇円	一二三、三八〇円	一二〇、九一〇円
三七五月	一、六五四、六七〇円	一二四、一〇〇円	一二一、六二〇円
三七六月	一、六六四、二七〇円	一二四、八二〇円	一二二、三三〇円
三七七月	一、六七三、八七〇円	一二五、五四〇円	一二三、〇三〇円
三七八月	一、六八三、六〇〇円	一二六、二七〇円	一二三、七四〇円
三七九月	一、六九三、三三〇円	一二七、〇〇〇円	一二四、四六〇円
三八〇月	一、七〇三、〇七〇円	一二七、七三〇円	一二五、一八〇円
三八一月	一、七一二、九三〇円	一二八、四七〇円	一二五、九〇〇円
三八二月	一、七二二、八〇〇円	一二九、二一〇円	一二六、六三〇円
三八三月	一、七三二、八〇〇円	一二九、九六〇円	一二七、三六〇円
三八四月	一、七四二、八〇〇円	一三〇、七一〇円	一二八、一〇〇円
三八五月	一、七五二、八〇〇円	一三一、四六〇円	一二八、八三〇円
三八六月	一、七六二、九三〇円	一三一、二二〇円	一二九、五八〇円
三八七月	一、七七三、〇七〇円	一三一、九八〇円	一二〇、三二〇円
三八八月	一、七八三、三三〇円	一三三、七五〇円	一二一、〇八〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

三八九月	一、七九三、六〇〇円	一三四、五二〇円	一三一、八三〇円
三九〇月	一、八〇三、八七〇円	一三五、二九〇円	一三一、五八〇円
三九一月	一、八一四、二七〇円	一三六、〇七〇円	一三三、三五〇円
三九二月	一、八二四、六七〇円	一三六、八五〇円	一三四、一一〇円
三九三月	一、八三五、〇七〇円	一三七、六三〇円	一三四、八八〇円
三九四月	一、八四五、四七〇円	一三八、四一〇円	一三五、六四〇円
三九五月	一、八五六、〇〇〇円	一三九、二〇〇円	一三六、四二〇円
三九六月	一、八六六、五三〇円	一三九、九九〇円	一三七、一九〇円
三九七月	一、八七七、二〇〇円	一四〇、七九〇円	一三七、九七〇円
三九八月	一、八八七、八七〇円	一四一、五九〇円	一三八、七六〇円
三九九月	一、八九八、六七〇円	一四二、四〇〇円	一三九、五五〇円
四〇〇月	一、九〇九、四七〇円	一四三、二一〇円	一四〇、三五〇円
四〇一月	一、九二〇、二七〇円	一四四、〇二〇円	一四一、一四〇円
四〇二月	一、九三一、二〇〇円	一四四、八四〇円	一四一、九四〇円
四〇三月	一、九四二、一三〇円	一四五、六六〇円	一四二、七五〇円
四〇四月	一、九五三、二〇〇円	一四六、四九〇円	一四三、五六〇円
四〇五月	一、九六四、二七〇円	一四七、三二〇円	一四四、三七〇円
四〇六月	一、九七五、三三〇円	一四八、一五〇円	一四五、一九〇円
四〇七月	一、九八六、五三〇円	一四八、九九〇円	一四六、〇一〇円
四〇八月	一、九九七、七三〇円	一四九、八三〇円	一四六、八三〇円
四〇九月	二、〇〇九、〇七〇円	一五〇、六八〇円	一四七、六七〇円
四一〇月	二、〇二〇、四〇〇円	一五一、五三〇円	一四八、五〇〇円
四一一月	二、〇三一、七三〇円	一五二、三八〇円	一四九、三三〇円
四一二月	二、〇四三、二〇〇円	一五三、二四〇円	一五〇、一八〇円
四一三月	二、〇五四、六七〇円	一五四、一〇〇円	一五一、〇二〇円
四一四月	二、〇六六、二七〇円	一五四、九七〇円	一五一、八七〇円

四一五月	二、〇七七、八七〇円	一五五、八四〇円	一五二、七二〇円
四一六月	二、〇八九、六〇〇円	一五六、七二〇円	一五三、五九〇円
四一七月	二、一一〇、三三〇円	一五七、六〇〇円	一五四、四五〇円
四一八月	二、一一三、〇七〇円	一五八、四八〇円	一五五、三一〇円
四一九月	二、一二四、九三〇円	一五九、三七〇円	一五六、一八〇円
四二〇月	二、一三六、八〇〇円	一六〇、二六〇円	一五七、〇五〇円
四二一月	二、一四八、八〇〇円	一六一、一六〇円	一五七、九四〇円
四二二月	二、一六〇、八〇〇円	一六二、〇六〇円	一五八、八二〇円
四二三月	二、一七二、九三〇円	一六二、九七〇円	一五九、七一〇円
四二四月	二、一八五、〇七〇円	一六三、八八〇円	一六〇、六〇〇円
四二五月	二、一九七、二〇〇円	一六四、七九〇円	一六一、四九〇円
四二六月	二、二〇九、四七〇円	一六五、七一〇円	一六一、四〇〇円
四二七月	二、二二一、七三〇円	一六六、六三〇円	一六三、三〇〇円
四二八月	二、二三四、一三〇円	一六七、五六〇円	一六四、二一〇円
四二九月	二、二四六、五三〇円	一六八、四九〇円	一六五、一二〇円
四三〇月	二、二五九、〇七〇円	一六九、四三〇円	一六六、〇四〇円
四三一月	二、二七一、六〇〇円	一七〇、三七〇円	一六六、九六〇円
四三二月	二、二八四、一三〇円	一七一、三一〇円	一六七、八八〇円
四三三月	二、二九六、八〇〇円	一七二、二六〇円	一六八、八一〇円
四三四月	二、三〇九、六〇〇円	一七三、二二〇円	一六九、七六〇円
四三五月	二、三二二、四〇〇円	一七四、一八〇円	一七〇、七〇〇円
四三六月	二、三三五、三三〇円	一七五、一五〇円	一七一、六五〇円
四三七月	二、三四八、二七〇円	一七六、一二〇円	一七二、六〇〇円
四三八月	二、三六一、二〇〇円	一七七、〇九〇円	一七三、五五〇円
四三九月	二、三七四、二七〇円	一七八、〇七〇円	一七四、五一〇円
四四〇月	二、三八七、三三〇円	一七九、〇五〇円	一七五、四七〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

四四一月	二、四〇〇、五三〇円	一八〇、〇四〇円	一七六、四四〇円
四四二月	二、四一三、七三〇円	一八一、〇三〇円	一七七、四一〇円
四四三月	二、四二七、〇七〇円	一八二、〇三〇円	一七八、三九〇円
四四四月	二、四四〇、四〇〇円	一八三、〇三〇円	一七九、三七〇円
四四五月	二、四五三、八七〇円	一八四、〇四〇円	一八〇、三六〇円
四四六月	二、四六七、三三〇円	一八五、〇五〇円	一八一、三五〇円
四四七月	二、四八〇、九三〇円	一八六、〇七〇円	一八二、三五〇円
四四八月	二、四九四、五三〇円	一八七、〇九〇円	一八三、三五〇円
四四九月	二、五〇八、二七〇円	一八八、一二〇円	一八四、三六〇円
四五〇月	二、五二一、〇〇〇円	一八九、一五〇円	一八五、三七〇円
四五一月	二、五三五、八七〇円	一九〇、一九〇円	一八六、三九〇円
四五二月	二、五四九、七三〇円	一九一、二三〇円	一八七、四一〇円
四五三月	二、五六三、七三〇円	一九二、二八〇円	一八八、四三〇円
四五四月	二、五七七、七三〇円	一九三、三三〇円	一八九、四六〇円
四五五月	二、五九一、八七〇円	一九四、三九〇円	一九〇、五〇〇円
四五六月	二、六〇六、〇〇〇円	一九五、四五〇円	一九一、五四〇円
四五七月	二、六二〇、二七〇円	一九六、五二〇円	一九二、五九〇円
四五八月	二、六三四、五三〇円	一九七、五九〇円	一九三、六四〇円
四五九月	二、六四八、九三〇円	一九八、六七〇円	一九四、七〇〇円
四六〇月	二、六六三、三三〇円	一九九、七五〇円	一九五、七六〇円
四六一月	二、六七七、八七〇円	二〇〇、八四〇円	一九六、八二〇円
四六二月	二、六九一、五三〇円	二〇一、九四〇円	一九七、九〇〇円
四六三月	二、七〇七、二〇〇円	二〇三、〇四〇円	一九八、九八〇円
四六四月	二、七二一、〇〇〇円	二〇四、一五〇円	一九九、〇七〇円
四六五月	二、七三六、八〇〇円	二〇五、二六〇円	二〇〇、一五〇円
四六六月	二、七五一、七三〇円	二〇六、三八〇円	二〇一、二五〇円

四六七月	二、七六六、六七〇円	二〇七、五〇〇円	二〇三、三五〇円
四六八月	二、七八一、六〇〇円	二〇八、六二〇円	二〇四、四五〇円
四六九月	二、七九六、六七〇円	二〇九、七五〇円	二〇五、五六〇円
四七〇月	二、八一、八七〇円	二一〇、八九〇円	二〇六、六七〇円
四七一月	二、八二七、〇七〇円	二一一、〇三〇円	二〇七、七九〇円
四七二月	二、八四二、四〇〇円	二一二、一八〇円	二〇八、九二〇円
四七三月	二、八五七、七三〇円	二一四、三三〇円	二一〇、〇四〇円
四七四月	二、八七三、二〇〇円	二一五、四九〇円	二一一、一八〇円
四七五月	二、八八八、八〇〇円	二一六、六六〇円	二一二、三三〇円
四七六月	二、九〇四、四〇〇円	二一七、八三〇円	二二三、四七〇円
四七七月	二、九二〇、一三〇円	二一九、〇一〇円	二二四、六三〇円
四七八月	二、九三五、八七〇円	二二〇、一九〇円	二二五、七九〇円
四七九月	二、九五一、七三〇円	二二一、三八〇円	二二六、九五〇円
四八〇月	二、九六七、六〇〇円	二二二、五七〇円	二二八、一二〇円
四八一月	二、九八三、六〇〇円	二二三、七七〇円	二二九、二九〇円
四八二月	二、九九九、七三〇円	二三四、九八〇円	二三〇、四八〇円
四八三月	三、〇一五、八七〇円	二二六、一九〇円	二二一、六七〇円
四八四月	三、〇三一、一三〇円	二二七、四一〇円	二二二、八六〇円
四八五月	三、〇四八、四〇〇円	二二八、六三〇円	二二四、〇六〇円
四八六月	三、〇六四、八〇〇円	二二九、八六〇円	二二五、二六〇円
四八七月	三、〇八一、三三〇円	二三〇、一〇〇円	二二六、四八〇円
四八八月	三、〇九七、八七〇円	二三一、三四〇円	二二七、六九〇円
四八九月	三、一一四、五三〇円	二三三、五九〇円	二二八、九二〇円
四九〇月	三、一三一、二〇〇円	二三四、八四〇円	二三〇、一四〇円
四九一月	三、一四八、〇〇〇円	二三六、一〇〇円	二三一、三八〇円
四九二月	三、一六四、八〇〇円	二三七、三六〇円	二三二、六一〇円

九九二

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

四九三月	三、一八一、七三〇円	二三八、六三〇円	一三三三、八六〇円
四九四月	三、一九八、八〇〇円	二二九、九一〇円	一三三五、一一〇円
四九五月	三、二一六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円	一三三六、三八〇円
四九六月	三、二二三、二〇〇円	二四二、四九〇円	一三三七、六四〇円
四九七月	三、二五〇、五三〇円	二四三、七九〇円	一三三八、九一〇円
四九八月	三、二六七、八七〇円	二四五、〇九〇円	一四〇、一九〇円
四九九月	三、二八五、三三〇円	二四六、四〇〇円	一四一、四七〇円
五〇〇月	三、三〇二、九三〇円	二四七、七二〇円	一四二、七七〇円
五〇一月	三、三二〇、五三〇円	二四九、〇四〇円	一四四、〇六〇円
五〇二月	三、三三八、二七〇円	二五〇、三七〇円	一四五、三六〇円
五〇三月	三、三五六、〇〇〇円	二五一、七〇〇円	一四六、六七〇円
五〇四月	三、三七三、八七〇円	二五三、〇四〇円	一四七、九八〇円
五〇五月	三、三九一、八七〇円	二五四、三九〇円	一四九、三〇〇円
五〇六月	三、四一〇、〇〇〇円	二五五、七五〇円	一五〇、六四〇円
五〇七月	三、四二八、一三〇円	二五七、一一〇円	一五一、九七〇円
五〇八月	三、四四六、四〇〇円	二五八、四八〇円	一五三、三一〇円
五〇九月	三、四六四、六七〇円	二五九、八五〇円	一五四、六五〇円
五〇一〇月	三、四八三、〇七〇円	二六一、二三〇円	一五六、〇一〇円
五〇一〇月	三、五〇一、六〇〇円	二六二、六二〇円	一五七、三七〇円
五〇一〇月	三、五二〇、二七〇円	二六四、〇二〇円	一五八、七四〇円
五〇一〇月	三、五三八、九三〇円	二六五、四二〇円	一六〇、一一〇円
五〇一〇月	三、五五七、七三〇円	二六六、八三〇円	一六一、四九〇円
五〇一〇月	三、五七六、五三〇円	二六八、二四〇円	一六二、八八〇円
五〇一〇月	三、五九五、四七〇円	二六九、六六〇円	一六四、二七〇円
五〇一〇月	三、六一四、五三〇円	二七一、〇九〇円	一六五、六七〇円

五〇一〇月を 超える月数	四、〇七九、四七〇円に、 つき二、三四〇円を加 算した金額	三〇五、九六〇円	二九九、八四〇円に、五 四〇月を超える一月につ き一、六〇〇円を加算し た金額
五〇一〇月	四、〇七九、四七〇円	三〇五、九六〇円	二九九、八四〇円
五〇一〇月	四、〇五八、一三〇円	三〇四、三六〇円	二九八、二七〇円
五〇一〇月	四、〇三六、九三〇円	三〇二、七七〇円	二九六、七二〇円
五〇一〇月	四、〇一五、八七〇円	三〇一、一九〇円	二九五、一七〇円
五〇一〇月	三、九九四、八〇〇円	二九九、六一〇円	二九三、六二〇円
五〇一〇月	三、九七三、八七〇円	二九八、〇四〇円	二九二、〇八〇円
五〇一〇月	三、九五三、〇七〇円	二九六、四八〇円	二九〇、五五〇円
五〇一〇月	三、九三一、四〇〇円	二九四、九三〇円	二八九、〇三〇円
五〇一〇月	三、九一一、七三〇円	二九三、三八〇円	二八七、五一〇円
五〇一〇月	三、八九一、二〇〇円	二九一、八四〇円	二八六、〇〇〇円
五〇一〇月	三、八七〇、八〇〇円	二九〇、三一〇円	二八四、五〇〇円
五〇一〇月	三、八五〇、五三〇円	二八八、七九〇円	二八三、〇一〇円
五〇一〇月	三、八三〇、四〇〇円	二八七、二八〇円	二八一、五三〇円
五〇一〇月	三、八一〇、二七〇円	二八五、七七〇円	二八〇、〇五〇円
五〇一〇月	三、七九〇、二七〇円	二八四、二七〇円	二七八、五八〇円
五〇一〇月	三、七七〇、四〇〇円	二八二、七八〇円	二七七、一二〇円
五〇一〇月	三、七五〇、五三〇円	二八一、二九〇円	二七五、六六〇円
五〇一〇月	三、七三〇、八〇〇円	二七九、八一〇円	二七四、二一〇円
五〇一〇月	三、七一〇、二〇〇円	二七八、三四〇円	二七二、七七〇円
五〇一〇月	三、六九〇、七三〇円	二七六、八八〇円	二七一、三四〇円
五〇一〇月	三、六七〇、二七〇円	二七五、四二〇円	二六九、九一〇円
五〇一〇月	三、六五〇、九三〇円	二七三、九七〇円	二六八、四九〇円
五〇一〇月	三、六三〇、七三〇円	二七二、五三〇円	二六七、〇八〇円

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案外一件

別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二(第二十一条の三関係)

年数	金額
一年	一四五円
二年	一四五円
三年	一五五円
四年	一六〇円
五年	一六五円
六年	二〇五円
七年	二四五円
八年	二八五円
九年	三三〇円
一〇年	三七五円

別表第三(第二十一条の四関係)

月数	金額
四三月	四、三二〇円
四四月	四、四四〇円
四五月	四、五七〇円
四六月	四、七〇〇円
四七月	四、八三〇円
四八月	四、九六〇円
四九月	五、一〇〇円
五〇月	五、二三〇円
五一月	五、三七〇円
五二月	五、五二〇円
五三月	五、六七〇円

五四月	五、八二〇円
五五月	五、九七〇円
五六月	六、一三〇円
五七月	六、二九〇円
五八月	六、四六〇円
五九月	六、六三〇円

附則

第一条 この法律は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、第二十一条の次に一節及び節名を加える改正規定(第二章第四節に係る部分に限る。)及び附則第五條の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が千二百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年間は、その掛金月額を当該千二百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九條の規定により掛金月額が千二百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を千二百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下「認定契約」という。)については、新法第四條第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の千二百円未満の額とすることができる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛

金月額が千二百円未満である退職金共済契約(認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、千二百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が千二百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、千二百円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金等に関する経過措置)

第三条 新法第十條第二項各号(新法第二十一条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。

2 新法第十三條第四項の規定は、施行日以後に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金について適用し、施行日前に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものの(以下「継続被共済者」という。)に係る退職金の額は、新法第十條第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

一 千二百円以下の掛金月額については、イにより計算して得た金額の合計額からロにより計算して得た金額の合計額を減じて得た金額

(その金額に一円未満の端数があるときは、これを二円に切り上げるものとする。)

イ 千二百円以下の掛金月額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ新法別表第一の第二欄に定める金額の十二分の一の金額(掛金の納付があつた月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に應じ同表の第三欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付があつた月数に應じ同表の第二欄に定める金額の十二分の一の金額からその第三欄に定める金額を減じて得た額を加算した金額)

ロ 八百円を超え千二百円以下の掛金月額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数(当該共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。)が三十六月以上である継続被共済者につき、施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数に應じ新法別表第一の第三欄(その月数が二十四月未満であるときは、その月数に應じ同表の第四欄)に定める金額の九十五分の五(掛金の納付があつた月数が百二十月以上である場合は、九十分の十)の金額

二 千二百円を超える掛金月額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ新法別表第一の第三欄(掛金月額の変更があつた場合において、施行日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が施行日以後にあるとき(新法第十條第一項に規定する掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。))は、その超える額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ同表の第四欄に定める金額

2 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に当該退職金共済

契約が解除されたものに関する新法第十三条第四項の規定の適用については、同項中「退職金を共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とあるのは、「施行日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が施行日以後にあるとき」とする。

(過去勤務期間の通算に関する経過措置)

第五條 昭和五十六年四月一日前に退職金共済契約の共済契約者となり、同日まで引き続き退職金共済契約の共済契約者である者及びその者の従業員である者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、過去勤務期間の通算に関する特例に関する規定を適用する。

この場合において、この項の規定により読み替へて適用する新法第二十一条の規定

新法第二十一条の二
第一項

退職金共済契約の申込みを行おうとする者（その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く）は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員

する退職金共済契約の被共済者であつて、新法第二十一条の四第一項の規定に該当するものが退職した場合に、この項の規定により読み替へて適用する前条第一項本文の規定により計算した場合に得られる退職金の額が、前条第一項本文の規定により計算して得た額（退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛金の総額に満たないときは、納付された掛金の総額）に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円で除して得た数を乗じて得た額）を加算した額に満たないときは、当該加算した額とする。

昭和五十六年四月一日前に退職金
引当契約の被共済契約者となり同
日までに引き続き退職金共済契約
の被共済契約者である者（以下この項
において「継続した退職金共済契約
者」という。）は、昭和五十八
年三月三十一日までの間に、昭和
五十六年四月一日前に退職金共済
契約の被共済者である従業員とな
り引き続き現に退職金共済契約
の被共済者である従業員である者
（附則第八条第一項、中小企業退
職金共済法の一部を改正する法律
（昭和三十六年法律二十八号）附
則第二項又は中小企業退職金共
済法の一部を改正する法律（昭和
十九年法律第七十七号）附則第二
条第一項（中小企業者の範囲の改定
等のための中小企業基本法等の
一部を改正する法律（昭和四十八
年法律第十五号）附則第二項及び
中小企業退職金共済法の一部を改
正する法律（昭和五十五年法律第
十五号）以下「昭和五十五年法律
第十五号」という。）附則第七條一
項において準用する場合を含む。）
納付月数の通算が行われている者
を除く。次項において「退職金共済
契約の被共済者」という。）

新法第二十一条の二 第二項	退職金共済契約の効力が生ずる日	退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者
新法第二十一条の二 第三項	第二十一条の四第一項本文	昭和五十五年改正法附則第四条第一項本文
新法第二十一条の二 第四項	掛金月額推移等を考慮し、第四條第三項に規定する区分に準じて労働省令で定める額（千二百円以上の額とする。）	掛金月額推移等を考慮して労働省令で定める額
新法第二十一条の二 第五項	退職金共済契約の効力が生ずる日 事業団が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後	退職金共済契約の効力が生じた日 事業団に対して第一項の申出をした後
新法第二十一条の三 第一項	退職金共済契約の効力が生じた日 過去勤務期間の年数に応じ別表第二の下欄に定める金額	当該申出をした日の属する月前の期間に係る掛金納付月数及び過去勤務期間の年数に応じ労働大臣が定める金額
新法第二十一条の四 第二項	退職金共済契約の効力が生じた日	第二十一条の二第一項の申出をした日
新法第二十一条の四 第二項第二号	第十條第二項	第十條第二項及び昭和五十五年改正法附則第五條第一項の規定の適用がないものとした場合の昭和五十五年改正法附則第四條第一項
新法第二十一条の四 第三項第二号	掛金納付月数	、当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数
新法第二十一条の四 第三項第二号イ	第十三條第四項	第十三條第四項及び昭和五十五年改正法附則第四條第二項
新法第二十一条の四 第三項第二号ロ	第一項の規定に該当する被共済者	昭和五十五年改正法附則第四條第一項に規定する継続被共済者
新法第二十一条の四 第三項第二号	掛金納付月数	千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数
新法第二十一条の四 第三項第二号	第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の十二倍の額を減じて得た金額	第二欄に定める金額の十二分の一の額からその第三欄に定める金額を減じて得た額の合計額から、八

前条第一項	施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものの	昭和五十六年四月一日前に退職金共済契約の被共済者である従業員となり、引き続き現に退職金共済契約の被共済者である従業員であつて、新法第二十一条の四第一項の規定に該当する被共済者	百円を超え千二百円以下の掛金月額に於いて、その百円ごとに、昭和五十五年改正法附則第四条第一項第一号ロの規定の例により計算して得た金額の合計額を減じて得た額(その金額に一円未満の端数があるときは、これをを一円に切り上げるものとする。)
第十条第二項		第十條第二項(新法第二十一条の四第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)	
前条第一項第一号(ロを除く。)	掛金月額 掛金の納付があつた月数	掛金月額及び過去勤務通算月額 掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数	
前条第一項第二号	掛金月額について 掛金の納付があつた月数	掛金月額及び過去勤務通算月額について 掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数	

2 前項に規定する共済契約者である者が締結した退職金共済契約のうち、施行日以後にその効力が生ずるものの被共済者に係る退職金又は解約手当金の額を同項の規定により読み替へて適用する新法第二十一条の四第二項第二号及び第三項第二号並びに前条第一項の規定により算定する場合において、同項第二号の計算をするときは、同号中「施行日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が施行日以後にある」と

き」とあるのは、「退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とする。
(特例被共済者に係る退職金等に関する経過措置)
第六条 施行日前の掛金月額の最高額が千二百円未満である退職金共済契約であつて、掛金月額が施行日以後に当該最高額を超える額に増加されたもの(附則第二条第四項の規定により同条

第一項本文に規定する期間の満了の時又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の時に、掛金月額が千二百円に増加されたものとみなされたものを含む)の被共済者に係る退職金又は解約手当金の額を附則第四条第一項の規定により算定する場合並びに前条第一項の規定により読み替へて適用する新法第二十一条の四第二項第二号及び第三項第二号並びに附則第四条第一項の規定により算定する場合(新法第十条第一項に規定する掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、当該増加後の掛金月額による掛金の納付があつた月数が二十四月未満である場合に限る。)

において、当該最高額を超え千二百円以下の掛金月額について附則第四条第一項第一号及び前条第一項の規定により読み替へて適用する同号の計算をするときは、同号イ中「第二欄に定める金額の十二分の一の金額」とあり、及び「第三欄に定める金額」とあるのは、「第四欄に定める金額」とする。
(従前の積立事業についての取扱い)
第七条 この法律の施行の際現に新法第二条第一項の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している当該中小企業者については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)の施行後」と読み替へるものとす

2 前項において準用する中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により同項に規定する金額が中小企業退職金共済事業団に納付された従業員については、中小企業者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。
(国の補助に関する経過措置)
第八条 施行日前に退職した者に関する新法第九十五条第一号の規定の適用については、同号中「別表第一の第二欄」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)による改正前の別表第一の第二欄」とする。
2 継続被共済者に関する新法第九十五条第一号の規定の適用については、同号中「係るものに限る。以下この号において同じ」とあるのは「係るものに限る」と、「掛金納付月数に同じ」とあるのは「第二欄に定める金額」とあるのは「千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、その掛金の納付があつた月数(共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下同じ。が三十六月以上であるものにつき、掛金の納付があつた月数に同じ別表第一の第二欄に定める金額の十二分の一の金額」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金の納付があつた月数」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額の合計額から、八百円を超え千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第四条第一項第一号ロの規定の例により計算して得た金額の合計額を減じて得た額(その金額に一円未満の端数があるときは、これをを一円に切り上げ

るものとする。」とする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

〔久保君登壇 拍手〕

○久保君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働安全衛生法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、大規模な建設工事の計画を労働大臣に届けさせること等により事前審査制度を強化すること、第二に、重大事故発生時における二次災害防止のための措置を講じさせること、第三に、下請混在作業現場において元方安全衛生管理者を設けること等であります。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、現行の従業員規模のほか資本金規模を加味して適用事業主の範囲を拡大すること、第二に、退職金共済契約に係る掛金月額の上げ及び加入前の勤務期間の通算措置を新設すること、第三に、退職金支給に要する費用に対する国庫補助額を増額すること等であります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、労働災害の増加傾向と労働安全衛生対策、建設業における安全管理体制の整備、中小企業退職金共済制度の充実と加入促進対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳

細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し附帯決議案がそれぞれ提出され、いずれも全会一致で本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第二 公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大島友治君。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十四日

文教委員長 大島 友治

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の小学校、中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の学級編制及び教職員定数の標準を改善しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として昭和五十五年度一般会計予算に六十八億四千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、ゆとりあるしかも行き届いた教育を行うことにより、教育水準の質的向上を一層促進するため、四十人学級編制及び教職員定数改善計画について、おおむね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討を行うとともに、昭和四十九年標準法改正案に対する本委員会の附帯決議の趣旨を尊重し、その実施に最善の努力を行うべきである。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等(小字及び一は衆議院修正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「四十五人」を「四十人」に、「二十人」を「十八人」に、「十二人」を「十人」に改め、同条第三項中「八人」を「七人」に、「あわせ有する」を「併せ有する」に、「五人」を「三人」に改める。

第五条中「第八条第二号」を「第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号」に改める。
第六条中「次条」の下に「(第二項を除く。)」を加える。
第七条第二号の表を次のように改める。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

九九八

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
中 学 校	一学級の学校 二学級から四学級までの学校 五学級の学校 六学級の学校 七学級の学校 八学級から十一学級までの学校 十二学級から十五学級までの学校 十六学級から十八学級までの学校 十九学級から二十一学級までの学校 二十二学級から二十四学級までの学校 二十五学級から二十七学級までの学校 二十八学級から三十学級までの学校 三十一学級から三十三学級までの学校 三十四学級から三十六学級までの学校 三十七学級から三十九学級までの学校 四十学級以上の学校	二・〇〇〇 一・五〇〇 一・四〇〇 一・二九二 一・二五〇 一・二三〇 一・二二〇 一・二〇〇 一・一七〇 一・一六五 一・一五五 一・一五〇 一・一四〇 一・一三七 一・一三三 一・一三〇
小 学 校	一学級の学校 二学級の学校 三学級の学校 四学級の学校 五学級の学校 六学級の学校 七学級及び八学級の学校 九学級から十一学級までの学校 十二学級から十四学級までの学校	四・〇〇〇 三・〇〇〇 二・六六七 二・〇〇〇 一・六六〇 一・七五〇 一・七二五 一・七二〇 一・五七〇

十五学級から十七学級までの学校	一・五六〇
十八学級から二十学級までの学校	一・六一〇
二十一学級から二十三学級までの学校	一・五九五
二十四学級から二十六学級までの学校	一・五六〇
二十七学級から二十九学級までの学校	一・五五三
三十学級から三十二学級までの学校	一・五五〇
三十三学級から三十五学級までの学校	一・五四五
三十六学級以上の学校	一・五一〇

第七条第三号を次のように改める。

三 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する児童又は生徒の数	乗 ず る 数
四十人以下	一
四十一人から八十人まで	二
八十一人から百二十人まで	三
百二十人以上	四

第七条第四号及び第五号を削る。

第七条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校校長教諭等標準定数」という。)のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校校長標準定数」という。)とし、教頭の数は九学級以上の小学校の数と六学級以上の中学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数及び三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項に

において「小中学校教頭標準定数」とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校校長教諭等標準定数から小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

第八条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

第八条の二第一号を次のように改める。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。）を実施する小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの（以下この号において「単独実施校」という。）のうち児童又は生徒の数が七百人以上のもの（次号において「七百人以上単独実施校」という。）の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が六百九十九人以下のもの（以下この号及び次号において「六百九十九人以下単独実施校」という。）の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数

第八条の二第二号の表以外の部分中「学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。」を削り、「生徒」の下に「（給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号の表中「五千人」を「三千人」に、「五千一人」を「三千一人」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 七百人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。次号において同じ。）を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

第九条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

第十条中「次条」の下に「（第二項を除く。）」を加える。

第十一条第二号の表を次のように改める。

部 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小 学 部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級の部	一・二九二
	七学級の部	一・二五〇
	八学級から十一学級までの部	一・二二〇
	十二学級から十五学級までの部	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの部	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの部	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの部	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの部	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの部	一・一五〇
四 学 級 以 上 の 部	三十一学級から三十三学級までの部	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの部	一・一三七
	三十七学級から三十九学級までの部	一・一三三
	四十学級以上の部	一・一三〇
	一学級の部	四・〇〇〇
	二学級の部	三・〇〇〇
	三学級の部	二・六六七
四 学 級 以 上 の 部	四学級の部	二・〇〇〇

五学級の部	一・六六〇
六学級の部	一・七五〇
七学級及び八学級の部	一・七二五
九学級から十一学級までの部	一・七二〇
十二学級から十四学級までの部	一・五七〇
十五学級から十七学級までの部	一・五六〇
十八学級から二十学級までの部	一・六一〇
二十一学級から二十三学級までの部	一・五九五
二十四学級から二十六学級までの部	一・五六〇
二十七学級から二十九学級までの部	一・五五三
三十学級から三十二学級までの部	一・五五〇
三十三学級から三十五学級までの部	一・五四五
三十六学級以上の部	一・五一〇

第十一条第三号を削り、同条第四号中「六分の一」を「四分の一(肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一)」に改め、同号の表中「三」を「四」に、「四」を「五」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号の表中「一」を「二」に、「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同号を同条第四号とする。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」という。)のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。)とし、教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級以上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数(以下この項において「特殊教育諸学校教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教育諸学校校長教諭等標準定数から特殊教育諸学校校長標準定数と特殊教育諸学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

第十三条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。

第十三条の二中「完全給食」を「学校給食」に改める。

第十六条第一項中「第九条第一号」を「第二号、第八条の二第一号及び第二号並びに第九条第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一の設置者が設置する小学校と中学校(それぞれ政令で定める規模のものに限る。)の敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合には、第八条第一号及び第九条第一号の規定の適用については、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 六学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と通信制の課程の数に一を乗じて得た数との合計数

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

次号及び第六号において同じ。)について、当該学校におけるそれぞれの課程の学級数を、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる学級に区分し、各区分ごとの学級数に、順次同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。次号において同じ。)を合算した数

課程の別	学 級 の 区 分	乗 ず る 数
全日制の課程	一学級から六学級まで	二・五〇〇
	七学級から十五学級まで	二・〇〇〇
定時制の課程	十六学級から二十四学級まで	一・六六七
	二十五学級以上	一・五〇〇
定時制の課程	一学級から六学級まで	二・一六二
	七学級から十五学級まで	一・五〇九
	十六学級から二十四学級まで	一・二五〇
	二十五学級以上	一・一四三

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数を合算した数

人 員 の 区 分	除 すべき 数
一人から六百人まで	四十六・二
六百一人から千二百人まで	六十六・七
千二百一人以上	百

四 九学級以上の全日制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課 程 の 規 模 の 区 分	乗 ず る 数
九学級から十七学級までの課程	一
十八学級から二十学級までの課程	二
二十一学級から二十九学級までの課程	三
三十学級の課程	四
三十一学級以上の課程	五

五 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に應じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学 科 の 区 分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については当該乗じて得た数に一（当該学科の学級数の合計数が二十四学級以上の全日制の課程にあつては、二）を加える。

六 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる商業又は家庭に関する学科の学級数の合計数の区分ごとの課程の数に当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 一〇〇二

課程の別	商業又は家庭に関する学科の学級数の合計数の区分	乗ずる数
全日制の課程	二学級から五学級まで 六学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級から二十九学級まで 三十学級以上	一 二 三 四 五
定時制の課程	四学級及び五学級 六学級から十一学級まで 十二学級から二十七学級まで 二十八学級以上	一 二 三 四

七 寄宿する生徒の数が五十一人以上の寄宿舎を置く学校の数に一を乗じて得た数

第九条第二項を次のように改める。

2 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について前項第二号の規定により教諭等の数を算定する場合においては、二学級以下の全日制の課程又は三学級以下の定時制の課程に係る教諭等の数は、同号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

課程の別	課程の規模の区分	教諭等の数
全日制の課程	一学級の課程 二学級の課程	五 七
定時制の課程	一学級の課程 二学級の課程 三学級の課程	五 七 八

第九条第三項及び第四項を削る。

第十条中「置かれる」の下に「四学級以上の」を、「合計数に」の下に「一を乗じて得た数と本校に置かれる三学級の全日制の課程の数に」を、「以下同じ。」の下に「との合計数」を加える。

第十一条第一号を次のように改める。

一 六学級から二十四学級までの全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と二十五学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数との合計数

計数

第十一条第二号の表中「に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該」を「の学級数の合計数が十八学級以上の課程については当該」に、「に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二」を「の学級数の合計数が十八学級以上の課程にあつては、二」に、「に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれ」を「の学級数の合計数が十五学級以上の課程について」に改める。

第十二条第一号を次のように改める。

一 全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該課程の学級数から五を減じて得た数に九分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数

第十二条第二号中「生徒の数が八百十人以上」

を「十八学級以上」に、「又は」を「及び」に改め、

「課程の数」の下に「の合計数」を加え、同条第三号中「学科に属する生徒の数が合計して二百人をこえることとなる」を「学科の学級数の合計数が六学級以上の」に改め、同条第四号中「以下同

じ。」を削る。

第十四条中「及び第十七条第一号」を削り、

「五人」を「三人」に、「十人」を「九人」に改める。

第十七条第四号中「第十一条第五号」を「第十条第一項第四号」に改め、同号の表中「一」を

「二」に、「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同

号を同条第五号とし、同条第三号中「生徒の数が三十一人以上の高等部ごと」に当該部の生徒の数を減じて得た数を六十で除して得た数を「四学級以上の高等部ごと」に当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「について、当該部の生徒（重複障害生徒を除く。）の数に一を乗じて得た数と当該部の重複障害生徒の数に二を乗じて得た数の合計数を五で除して得た数の合計数」を「の学級数の合計数に二を乗じて得た数」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 六学級以上の高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

第二十条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。

第二十二條の二第二号中「高等学校に」を「高等学校又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十八項までを四項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日昭和五十五年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置）

2 公立の小学校又は中学校の同年の児童又は生徒で編制する学級に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新標準法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、

けることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 公立の義務教育諸学校の学級編制（小学校又は中学校の同年の児童又は生徒で編制するものを除く。）については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、新標準法第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

（義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

4 新標準法第六条から第九条までの規定による小中学校教職員定数又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置）

5 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新高校標準法」という。）第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 一〇〇四

(昭和五十五年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)
昭和五十五年度においては、新標準法及び新高校標準法(この法律の附則を含む)の規定が昭和五十五年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

「大島友治君登壇、拍手」

○大島友治君 たいだいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立の小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準の改善を図ろうとするものであります。まず、学級編制については、小・中学校の四十人学級の実現を初めとして、複式学級、特殊学級及び特殊教育諸学校についてそれぞれ改善を行うこととしております。次に、教職員定数については、教員定数及び小学校の専科教員の数の充実、中学校の免許外担当教員の解消及び高校の習熟度別学級編成のための教員の加配のほか、養護教員、寮母、学校栄養職員、事務職員などの配置基準の改善を行うこととしております。また、この改善措置は、昭和五十五年度から六十六年度までの十二年度で行うこととしております。

なお、衆議院において、施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、本改善計画の期間と実施上の問題点、高校の学級編制改善を見送った理由と習熟度別授業のあり方、教員の担当授業時間の適正化、小規模学校における教育条件の充実、教職員の資質向上のための施策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

よって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局後、日本社会党を代表して勝又委員より、改善の計画期間を九年度に短縮するとともに、高校の学級編制の改善、養護教員及び事務職員の全校必置を旨とする修正案が、また、日本共產党を代表して小巻委員より、改善の計画期間を五年間に短縮するほか、高校等の学級編制の改善、養護教員と事務職員の全校必置、その他教職員定数の改善を内容とする修正案が提出されました。

本修正案に対する内閣の意見を聴取した後、討論はなく、採決の結果、日本社会党、日本共産党提出の両修正案はそれぞれ賛成少数をもって否決され、次いで原案が賛成多数をもって可決され、よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、勝又委員より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び参議院クラブ各派共同提案による附帯決議案が提出されました。その内容は、本改善計画についておおむね三年後に検討を行うとともに、昭和四十九年標準法改正案に対する本委員会の附帯決議の趣旨を尊重し、その実施に最善の努力を行うことであり、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青井政美君。

審査報告書
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
農林水産委員長 青井 政美
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、他の共済制度に準じて、既裁定年金の額の引上げ、絶対最低保障額の引上げ、旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引上げにより、給付水準の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十五年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金約百五十四億三百八十五万円のうちから支出される。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年四月八日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十二 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額に一・〇三四を乗じて得た額

に三千二百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(当該平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額が四百三万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(その額が三十九万円を超えるときは、三十九万円とする。))とする。を平均標準給与の月額額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

- 一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
 - イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
 - ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円
- 二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額
 - イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十七万六千六百円
 - ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十万三千七百円
 - ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万五千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十三万六千円

ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年四月分から同年七月分までにおいては、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、前条第四項ただし書の規定を準用する。

- 一 遺族である子が一人いる場合 六万円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円
- 5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。
- 6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
- 7 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第三項の規定の例により算定した額に改定する。

る。この場合において、同項中「年金額」とあるのは、年金額(その額につき次項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において「その額」という。)と、「六十七万六千六百円」とあるのは「七十万円」と、「五十万三千七百円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三十三万五千八百円」とあるのは「三十五万円」と、「四十三万六千円」とあるのは「四十五万五千円」と、「三十二万七千円」とあるのは「三十四万三千三百円」と読み替えるものとする。

8 第四項及び第六項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

- 9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年八月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、前条第四項ただし書の規定を準用する。
- 一 遺族である子が一人いる場合 十二万円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円
- 10 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金のうち六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る障害年金については、これらの規定による改定後の年金額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を四十二万円に改定する。

12 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金(組合員期間が六年以上九年未満の者に係る障害年金に限る。)を受ける権利を有する者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

- 13 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する妻が第九項各号の一に該当する場合又は第十項の規定により第九項第三号の規定に該当する者とみなされる場合において、その妻(政令で定める妻を除く。)が通算年金通則法(昭和三十三年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項及び第十項の規定による加算は行わない。ただし、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。
- 14 前項ただし書の規定の適用を受ける遺族年金の額に第九項又は第十項の規定により加算される額は、当該遺族年金の額にこれらの規定により加算されるべき額を加えて得た額が前項の政令で定める額を超えるときにおいて

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 一〇〇六

は、第九項及び第十項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該遺族年金の額を控除した額とする。

第二条の二十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の二十三 昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十二年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(以下この号において「算定基礎年額」という。)に、一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円(退職をした時における当該年金の額の算定基礎年額に係る標準給与の月額がその時における法第二十条第一項の表の標準給与の等級の最高の等級に係る標準給与の月額であつた者(以下この号において「最高額該当者」という。))で政令で定めるものに係る年金にあつては、三千二百円に政令で定める金額を加算して得

た額を加算して得た額(当該改定年金額の算定基礎年額が四百三十五万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千四百円(最高額該当者で政令で定めるものに係る年金にあつては、十四万四千四百円に政令で定める金額を加算して得た額)を加算して得た額(その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円))

二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金、その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に、一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千四百円を加算して得た額(その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円))

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。(昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の八 前条第一項の規定の適用を受ける

通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは、「四十七万七千九百七十二円」と、同条第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十二第二項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

2 昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同条第二号中「第二項」とあるのは「第二条の二十三第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

いときは、百分の八十」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二(昭和五十四年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の別表第一の二)」と読み替へるものとする。

3 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十五年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十二」を「第二条の二十三」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項の表を次のように改める。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一〇〇七

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	六九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第五級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第六級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上
第七級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第八級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
第九級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第十級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上
第十一級	一二〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上
第十二級	一三〇、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上
第十三級	一四〇、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上
第十四級	一五〇、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上
第十五級	一六〇、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上
第十六級	一七〇、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上
第十七級	一八〇、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上
第十八級	一九〇、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上
第十九級	二〇〇、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上
第二十級	二一〇、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上
第二十一級	二二〇、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上
第二十二級	二三〇、〇〇〇円	二二二、五〇〇円以上
第二十三級	二四〇、〇〇〇円	二三二、五〇〇円以上
第二十四級	二五〇、〇〇〇円	二四二、五〇〇円以上
第二十五級	二六〇、〇〇〇円	二五二、五〇〇円以上
第二十六級	二七〇、〇〇〇円	二六二、五〇〇円以上
第二十七級	二八〇、〇〇〇円	二七二、五〇〇円以上
第二十八級	二九〇、〇〇〇円	二八二、五〇〇円以上
第二十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九二、五〇〇円以上
第三十級	三一〇、〇〇〇円	三〇二、五〇〇円以上
第三十一級	三二〇、〇〇〇円	三一二、五〇〇円以上
第三十二級	三三〇、〇〇〇円	三二二、五〇〇円以上
第三十三級	三四〇、〇〇〇円	三三二、五〇〇円以上
第三十四級	三五〇、〇〇〇円	三四二、五〇〇円以上
第三十五級	三六〇、〇〇〇円	三五二、五〇〇円以上
第三十六級	三七〇、〇〇〇円	三六二、五〇〇円以上

第三十七級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上
第三十八級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上
第三十九級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第四十級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上

附則第八号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第九号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十号中「四百六十八万円」を「四百九十二万円」に改める。

附則第十一号中「第一条の十一第一項及び第十三項」を「第一条の十二第二項」に改める。

附則第十二号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

附則第十三号中「五十二万五千円」に改め、同項第三号中「三十二万三千五百円」を「三十五万円」に改める。

附則第十四号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十五号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十六号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十七号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十八号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十九号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十二号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十三号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十四号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第二十五号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一〇〇八

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第三條 改正後の法附則第八條並びに第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。

2 昭和三十九年十月一日以後昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について改正後の法附則第八條並びに改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の給付については、改正後の法附則第八條中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七條の二及び第十二條第三項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」と、同項第三号中「三十五万円」とあるのは「三十三万五千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五條の二第一項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」とする。

第四條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五條 前二條に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に必要なる事項は、政令で定める。

〔青井政美君登壇 拍手〕
○青井政美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
本法律案は、他の共済制度に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、絶対最低保障額の引き上げ、旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ、標準給与の月額の上昇の引き上げにより、給付水準の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、年金の財政状況と国庫補助、年金の給付内容、最低保障額、遺族年金の給付の引き上げ、年金の福祉事業のあり方、団体職員の定年と待遇改善等について、政府及び参考人二人に対し質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。
質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第三 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長矢田部理君。

項は、政令で定める。

〔青井政美君登壇 拍手〕

○青井政美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
本法律案は、他の共済制度に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、絶対最低保障額の引き上げ、旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ、標準給与の月額の上昇の引き上げにより、給付水準の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、年金の財政状況と国庫補助、年金の給付内容、最低保障額、遺族年金の給付の引き上げ、年金の福祉事業のあり方、団体職員の定年と待遇改善等について、政府及び参考人二人に対し質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。
質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第三 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長矢田部理君。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
参議院議長 安井 謙殿
通信委員長 矢田部 理

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和五十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。
これらの収支予算等によれば、受信料の月額を、普通契約にあつては四百二十円から五百二十円(沖縄県については三百三十円から四百四十円)に、カラー契約にあつては七百四十円から八百八十円(沖縄県については六百十円から七百六十円)にそれぞれ改め、これにより事業収支は二百四十六億六千万円の収入超過となり、このうち百七十億七千万円を債務償還のため資本収支に繰り入れ、残余の七十五億九千万円を翌年度以降の収支均衡を図る財源として繰り延べることにしている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、視聴者の意向及び視聴態様に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保等に重点をおいている。
これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。
本件については別紙の附帯決議を行った。
なお、協会は、四月一日から四月三十日まで期間の収支予算等については、放送法第三十七條の二に基づき、郵政大臣の認可を受けてこれを実施している。

審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
参議院議長 安井 謙殿
通信委員長 矢田部 理

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和五十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。
これらの収支予算等によれば、受信料の月額を、普通契約にあつては四百二十円から五百二十円(沖縄県については三百三十円から四百四十円)に、カラー契約にあつては七百四十円から八百八十円(沖縄県については六百十円から七百六十円)にそれぞれ改め、これにより事業収支は二百四十六億六千万円の収入超過となり、このうち百七十億七千万円を債務償還のため資本収支に繰り入れ、残余の七十五億九千万円を翌年度以降の収支均衡を図る財源として繰り延べることにしている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、視聴者の意向及び視聴態様に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保等に重点をおいている。
これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。
本件については別紙の附帯決議を行った。
なお、協会は、四月一日から四月三十日まで期間の収支予算等については、放送法第三十七條の二に基づき、郵政大臣の認可を受けてこれを実施している。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
昭和五十五年四月十七日
参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。
一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。
二、協会は、協会の基本的使命について国民の理解と支持を深める施策を強化するとともに、厳しい経営環境にかんがみ、いっそう事業運営の効率化に努めるほか、大都市圏における世帯移動の早期把握に努めるなど営業活動を積極的に推進し、今後における受信料額の改定を極力抑制すること。

一、テレビ難視聴対策については、技術開発の進展をふまえて、さらに、効率的施策を推進するほか、高層建築物等による受信障害については、速やかに抜本的対策の確立を図ること。
二、協会は、放送番組の編成にあつては、視聴者の多様なニーズに応えるとともに、ローカル放送を強化するなどその充実刷新に特段の意をもちいること。

一、政府は、放送衛星利用の重要性にかんがみ、その実用化にあつては、放送行政上の諸問題について早急に検討をすすめること。
二、協会は、著しい変動過程にある放送界の将来を展望し、公共放送機関としての社会的責務を全うし得るよう、本委員会における審議の趣旨をふまえて、また関連分野における有識者の協力を得て、今後の長期構想の策定について検討すること。
右決議する。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。
二、協会は、協会の基本的使命について国民の理解と支持を深める施策を強化するとともに、厳しい経営環境にかんがみ、いっそう事業運営の効率化に努めるほか、大都市圏における世帯移動の早期把握に努めるなど営業活動を積極的に推進し、今後における受信料額の改定を極力抑制すること。

一、テレビ難視聴対策については、技術開発の進展をふまえて、さらに、効率的施策を推進するほか、高層建築物等による受信障害については、速やかに抜本的対策の確立を図ること。
二、協会は、放送番組の編成にあつては、視聴者の多様なニーズに応えるとともに、ローカル放送を強化するなどその充実刷新に特段の意をもちいること。

一、政府は、放送衛星利用の重要性にかんがみ、その実用化にあつては、放送行政上の諸問題について早急に検討をすすめること。
二、協会は、著しい変動過程にある放送界の将来を展望し、公共放送機関としての社会的責務を全うし得るよう、本委員会における審議の趣旨をふまえて、また関連分野における有識者の協力を得て、今後の長期構想の策定について検討すること。
右決議する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
昭和五十五年四月十七日
参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。
一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。
二、協会は、協会の基本的使命について国民の理解と支持を深める施策を強化するとともに、厳しい経営環境にかんがみ、いっそう事業運営の効率化に努めるほか、大都市圏における世帯移動の早期把握に努めるなど営業活動を積極的に推進し、今後における受信料額の改定を極力抑制すること。

一、テレビ難視聴対策については、技術開発の進展をふまえて、さらに、効率的施策を推進するほか、高層建築物等による受信障害については、速やかに抜本的対策の確立を図ること。
二、協会は、放送番組の編成にあつては、視聴者の多様なニーズに応えるとともに、ローカル放送を強化するなどその充実刷新に特段の意をもちいること。

一、政府は、放送衛星利用の重要性にかんがみ、その実用化にあつては、放送行政上の諸問題について早急に検討をすすめること。
二、協会は、著しい変動過程にある放送界の将来を展望し、公共放送機関としての社会的責務を全うし得るよう、本委員会における審議の趣旨をふまえて、また関連分野における有識者の協力を得て、今後の長期構想の策定について検討すること。
右決議する。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。
二、協会は、協会の基本的使命について国民の理解と支持を深める施策を強化するとともに、厳しい経営環境にかんがみ、いっそう事業運営の効率化に努めるほか、大都市圏における世帯移動の早期把握に努めるなど営業活動を積極的に推進し、今後における受信料額の改定を極力抑制すること。

一、テレビ難視聴対策については、技術開発の進展をふまえて、さらに、効率的施策を推進するほか、高層建築物等による受信障害については、速やかに抜本的対策の確立を図ること。
二、協会は、放送番組の編成にあつては、視聴者の多様なニーズに応えるとともに、ローカル放送を強化するなどその充実刷新に特段の意をもちいること。

一、政府は、放送衛星利用の重要性にかんがみ、その実用化にあつては、放送行政上の諸問題について早急に検討をすすめること。
二、協会は、著しい変動過程にある放送界の将来を展望し、公共放送機関としての社会的責務を全うし得るよう、本委員会における審議の趣旨をふまえて、また関連分野における有識者の協力を得て、今後の長期構想の策定について検討すること。
右決議する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
昭和五十五年四月十七日
参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。
一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。
二、協会は、協会の基本的使命について国民の理解と支持を深める施策を強化するとともに、厳しい経営環境にかんがみ、いっそう事業運営の効率化に努めるほか、大都市圏における世帯移動の早期把握に努めるなど営業活動を積極的に推進し、今後における受信料額の改定を極力抑制すること。

一、テレビ難視聴対策については、技術開発の進展をふまえて、さらに、効率的施策を推進するほか、高層建築物等による受信障害については、速やかに抜本的対策の確立を図ること。
二、協会は、放送番組の編成にあつては、視聴者の多様なニーズに応えるとともに、ローカル放送を強化するなどその充実刷新に特段の意をもちいること。

一、政府は、放送衛星利用の重要性にかんがみ、その実用化にあつては、放送行政上の諸問題について早急に検討をすすめること。
二、協会は、著しい変動過程にある放送界の将来を展望し、公共放送機関としての社会的責務を全うし得るよう、本委員会における審議の趣旨をふまえて、また関連分野における有識者の協力を得て、今後の長期構想の策定について検討すること。
右決議する。

昭 和 55 年 度 収 支 予 算

第1条 昭和55年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額、は、特例措置として普通通約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4510円、8,860円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限る、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行ふときは、経営委員会の議決を経て、他の項と併せ流用することができる。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上する。

し、経営委員会の議決を経て、借入金^(一)の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

2 この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金には放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係ある経費の支出に充てることができる。

昭和55年度収支予算書

(事業収支)

業 事	入 信 受	料
(款) 事	278,917,267千円	
(項) 受	273,167,460千円	

	入	収	金	付	交	雑
	人	入	収	付	交	雑
	1,020,968千円					
	4,454,963千円					

特 別 支 出	273,876千円
業 務 事 (款)	254,259,537千円

(項)	給内放送	与費
	86,553,777千円	66,676,892千円

送費	1,678,668千円
放業	37,166,602千円
際	
国営	

	研究費	管理費	調査費	調管費
3,160,461千円				
34,940,462千円				

減價	17,300,000千円
減債費	3,719,325千円

出費	支別	特予
563,350千円		
2,500,000千円		

24,657,730千円

(款) 資本収入	41,997,000千円
(項) 事業収支差金受入れ	17,067,000千円

減価償却引当金	17,300,000千円
資産	490,000千円

770,000千円
放送債券償還積立資産も
どし入れ

昭和55年度事業計画	
長期借入金	370,000千円
(減) 資本支出	41,997,000千円
(項) 建設費	24,000,000千円
出 入	160,000千円
放送債券償還積立資産繰入れ	2,653,000千円
放送債券償還金	770,000千円
長期借入金返還金	14,414,000千円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、278,643,391千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、258,696,187千円であり、経常事業収支差金は、24,947,204千円である。

1 計画概説

昭和55年度における日本放送協会の事業運営は、受信料収入の伸びがほぼ限界に達しており、一方、経済的諸条件の変動等による支出の増加により、協会に課せられた業務を円滑に遂行することが困難な事態に直面している。

このような状況を打開するため、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、公共放送としての社会的使命を果たすために、今後3か年間の経営計画のもとに、昭和55年度において、やむを得ず、受信料月額額の改定を行い、放送の全国普及に努めるとともに、すぐれた放送を実施することとし、国民の要望にこたえる。

- (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、ラジオにおいては、FM放送局の建設を行う。
- (2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。
なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。
- (3) 社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。
- (4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活環境に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
また、受信料免除については、免除実施対象の見直しを行い、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「学校のうち、大学、高等専門学校に對する受信料の免除を廃止する。
- (5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。
- (6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。
- (7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機構に対する出資を行う。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に104億7,900万円、演奏所の整備に9億6,300万円、放送設備の整備に82億9,300万円、研究設備の整備等に42億6,500万円、総額240億円をもって施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域解消をより効率的に進めるとし、150地区にテレビジョン局の建設を完成し、80地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、550施設を設置する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査及びテレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。

これらに要する経費は、73億7,500万円である。

(2) ラジオ放送網計画

FM放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手するとともに、東京ラジオ放送所の移転整備等を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、31億400万円である。

(3) 演奏所整備計画

老朽、狭い地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、9億6,300万円である。

(4) 放送設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機材の整備及び報道用取材機器の整備を行うほか、老朽の著しい中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、82億9,300万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画等

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。

これらに要する経費は、42億6,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめるとし、年度内に50人の減員を行い、総員を16,535人とする。

これに要する給与は、総額865億5,377万7千円である。

(2) 国内放送

放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、朝のニュース、報道番組の刷新、特別企画番組の充実、教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育番組を中心に編成し、教育、教養番組の充実強化を図る。

ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、視聴者の意向にこたえて刷新を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、442億45万4千円である。すなわち、番組制作に402億1,971万8千円、番組の編成企画その他に39億8,073万6千円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、156億9,960万9千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度65億7,254万4千円に対し、2億428万5千円の増額となり、総額67億7,682万9千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度631億4,297万7千円に対し、35億3,391万5千円の増額となり、総額666億7,689万2千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与することとに、受信の改善に努める。

このため、前年度15億9,980万1千円に対し、7,886万7千円の増額となり、総額16億7,866万8千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に対応した営業活動を大都市を重点に積極的に推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化し、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度381億1,781万7千円に対し、40億4,878万5千円の増加となり、総額371億6,660万2千円である。すなわち、広報に9億9,289万1千円、受信改善に14億9,766万5千円、契約収納に270億2,704万6千円、未収受信料欠損償却費に76億4,900万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、国民生活時間調査、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度31億3,479万7千円に対し、2,566万4千円の増額となり、総額31億6,046万1千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度319億4,188万5千円に対し、29億9,857万7千円の増額となり、総額349億4,046万2千円である。すなわち、一般管理に25億696万8千円、施設の維持管理に44億3,929万7千円、職員の厚生保健に155億2,494万8千円、退職手当その他に124億6,825万9千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費173億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費37億1,932万5千円及び予備費25億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等2億7,387万6千円を計上する。
特別支出は、固定資産売却損等5億6,385万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金246億5,773万円については、このうち170億6,700万円を債務償還のため事業収支差金受入れに計上し、75億9,073万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度	初頭契約者数	2,527,000	2,676,000	▲	149,000
年度	内新規契約者数	390,000	510,000	▲	120,000
年度	内解約者数	490,000	660,000	▲	170,000
年度	内増加契約者数	▲	150,000	▲	50,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度	初頭免除者数	419,000	425,000	▲	6,000
年度	内新規免除者数	14,000	14,000	▲	0
年度	内解約者数	23,000	19,000	▲	4,000
年度	内増加免除者数	9,000	5,000	▲	4,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭契約者数	数	25,742,000	25,040,000		702,000
年度内新規契約者数	数	2,250,000	2,280,000	△	30,000
年度内解約者数	数	1,600,000	1,580,000		20,000
年度内増加契約者数	数	650,000	700,000	△	50,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭免除者数	数	275,000	253,000		22,000
年度内新規免除者数	数	43,000	41,000		2,000
年度内解約者数	数	19,000	17,000		2,000
年度内増加免除者数	数	24,000	24,000		0

(参考1)

前記4のうち沖繩県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭契約者数	数	43,010	46,000	△	2,990
年度内新規契約者数	数	3,000	5,000	△	2,000
年度内解約者数	数	6,000	8,000	△	2,000
年度内増加契約者数	数	3,000	3,000		0

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭免除者数	数	4,990	4,910		80
年度内新規免除者数	数	110	90		20
年度内解約者数	数	10	0		10
年度内増加免除者数	数	100	90		10

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭契約者数	数	168,020	160,000		8,020
年度内新規契約者数	数	32,000	34,000	△	2,000
年度内解約者数	数	24,000	26,000	△	2,000
年度内増加契約者数	数	8,000	8,000		0

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和55年度	昭和54年度	増	減
年度初頭免除者数	数	780	690		90
年度内新規免除者数	数	100	110	△	10
年度内解約者数	数	0	0		0
年度内増加免除者数	数	100	110	△	10

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数	数	2,527,000	25,742,000	28,269,000
年度内新規契約者数	数	100,000	650,000	550,000
年度内増加契約者数	数	2,427,000	26,392,000	28,819,000

昭和55年度資金計画

1 資金計画の概要

昭和55年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,888億4,147万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額2,856億7,264万円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算2,781億6,746万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額2,622億4,076万2千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,000万円、長期借入金については、3億7,000万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入10億2,096万8千円、受入利息等雑収入44億5,496万3千円、固定資産売却収入3億52万6千円、放送債券償還積立資産の戻し入れ7億7,000万円、有価証券売却その他の入金137億1,425万3千円を見込め、以上により入金額は、総額2,888億4,147万2千円である。

3 出金の部
事業経費 2,212 億 7,786 万 2 千円、建設経費 240 億円、放送債券の償還 7 億 7,000 万円、長期借入金金の返還 144 億 1,400 万円、出資 1 億 6,000 万円、支払利息等の経費 35 億 9,777 万 8 千円、放送債券償還債立資産への繰入れ 26 億 5,300 万円、平備費 25 億円、有価証券購入その他の出金 163 億円を合わせ出金額は、総額 2,856 億 7,264 万円である。
(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1. 前期末資金有高金	9,729,000	13,621,991	13,769,296	13,933,606	288,841,472
2. 入 受 信 借 料 金	66,820,489	56,945,160	87,848,132	77,227,691	268,841,472
放 送 借 入 金	62,937,783	53,759,355	75,949,821	69,593,803	262,240,762
長 期 借 入 金	0	0	5,970,000	0	5,970,000
交 付 金 取 入	0	0	0	370,000	370,000
維 修 費	236,499	308,319	237,759	238,391	1,020,968
固定資産売却収入	554,280	1,008,875	1,219,141	1,672,667	4,454,963
放送債券償還債立資産もどし入れ	4,548	4,548	286,874	4,556	300,526
有価証券売却その他の入金	0	0	0	770,000	770,000
3. 出 金	3,087,379	1,864,063	4,134,537	4,578,274	13,714,253
事業経費	62,927,498	56,797,855	87,683,822	78,263,465	285,672,640
建設経費	56,789,688	49,566,211	66,162,081	48,759,882	221,277,862
放送債券償還	4,628,428	5,389,634	6,804,116	7,167,832	24,000,000
長期借入金返還	0	210,000	210,000	350,000	770,000
支払利息等の経費	0	0	0	14,414,000	14,414,000
放送債券償還債立資産繰入れ	160,000	0	0	0	160,000
有価証券購入その他の出金	724,882	997,010	882,625	998,761	3,597,778
4. 期末資金有高金	625,000	625,000	625,000	625,000	2,658,000
	13,621,991	13,769,296	13,933,606	12,897,832	16,300,000

日本放送協会昭和 55 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の 昭和 55 年度収支

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和 55 年 2 月

郵 政 大 臣

日本放送協会昭和 55 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 55 年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当と認める。

なお、受信料額の改定については、受信契約の増加がほぼ限界に達する反面、事業支出は、その抑制に努めても増加が避けられない現状において、協会の財政基礎の安定を図るため、この際、やむを得ないものと考えらる。

協会は、この厳しい経営の現状を踏まえ、公共放送としての社会的使命を果たすため、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、公共放送機関としての経営責任を全うするため、長期的展望に立つて経営の在り方について検討を進めるとともに、更に経営の合理化を徹底するよう努めるべきである。
- 2 協会財政の基礎である受信料について、収納不能額が増加していることは看過し得ない重大な問題であるので、受信料の負担の公平及び収入の確保を図るため、協会は、更に効果的な方策を講じ、受信料の確実な収納に格段の努力を払うべきである。

〔矢田部理事登壇(拍手)〕

○矢田部理事 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の結果及び結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会昭和五十五年度収支予算等に関するものであります。

まず、その概要を申し上げますと、収支予算につきましては、本年度以降三カ年間の経営見通しに基づき、受信料の月額を約二四%引き上げ、普通契約においては五百二十円、カラー契約においては八百八十円、沖縄県につきましては特別措置としてそれぞれ四百四十円、七百六十円としたしております。これに伴い事業収支は二百四十六億六千万円の黒字となっておりますが、このうち百七十億七千万円を債務償還のため資本収支に繰り入れ、残余の七十五億九千万円を翌年度以降の財政安定化財源として繰り延べ、おおむね今後三カ年間にわたる収支の均衡を図ることにいたしております。

また、事業計画につきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡大、視聴者の意向に応じ

た放送番組の編成、広報・営業活動の積極化等に置いてあります。

なお、本件には「おおむね適当」と認める「旨」の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送を担う協会の地位にかんがみ、放送における不偏不党を基本とすべき協会の経営姿勢に関する問題を初め、受信料収納の強化対策、放送衛星の活用方策、放送界の将来を展望した協会の長期構想、受信料の支払い義務制の是非、放送大学による放送の位置づけ等に関する諸問題について活発な質疑が行われました。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと決定いたしました。

また、本件につきまして、委員会は、全会一致をもって「放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること」など六項目にわたる附帯決議を行いました。

なお、協会は、年度開始の日までに本件の承認を得られませんでしたので、放送法定めるところ

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 昭和五十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十一年度政府関係機関決算書外二件 整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書外二件 一〇一四

るにより、四月一日から一カ月間を実施期間とする暫定予算等を作成し、これを実施しております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第二四 昭和五十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十一年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書

日程第二五 昭和五十一年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第二六 昭和五十一年度国有財産無償貸付状況計算書

以上三件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。決算委員長志苦裕君。

審査報告書

昭和五十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十一年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十三日 決算委員長 志苦 裕

参議院議長 安井 謙吉

一、本件決算は、これを承認する。

(1) 日本鉄道建設公団における不正経理についての会計検査院による指摘を端緒として、相次いで明らかにされた特殊法人及び省庁の一部におけるこの種の類似行為については、先般、決算委員会において「公費の不正経理根絶に関する決議」を行い、今なお厳しい追及が続けられているところである。これら諸機関の財源は、国民の税金、あるいは財政投融资資金によつて賄われていることに照らし、極めて遺憾である。

政府は、まず關係が姿勢を正し、明らかにされた不正・不当経理については、引き続き厳正な事後処理を行うことはもとより、このような事態の再発を根絶するため、公務員等の綱紀粛正を徹底するとともに、監督・監査体制の強化にあわせて、情報の開示と会計検査院の検査機能の充実に一層意を用いるなど、いやくも財政執行について、国民の疑惑を招くことのないよう、実効ある措置をとるべきである。

(2) 会計検査院が行う検査を、増大する財政に对应して徹底徹底させ、不正・不当経理の絶滅を期することは、国民的要請であり、先年、本院においても政府に対し、その具体的措置を講ずるべきであると議決したところであるが、まだ十分な措置がなされず、特に検査機能の拡充強化については、進展をみないことは遺憾である。

政府は、会計検査院の検査を、十分に及ぼすことのできない検査箇所が存在する実情にかんがみ、これらの事態を抜本的に改善するため、会計検査院の検査機能の拡充強化について、なお一層十分な措置を講ずるよう努めるべきである。

(3) 行政改革については、地方公共団体に対する国の権限移譲、補助金及び許可事務の整理、特殊法人の統廃合及び役員給与の見直し、認可法人及び公益法人の整理等について繰返し指摘されてきたが、従来、政府の対応は、数次にわたる行政改革に関する閣議決定等を行つてはきたものの、その実施において必ずしも十分な成果が得られなかった。

政府は、各方面の意見をもとに、基本的な改革に努め、少なくとも、公務員等の特殊法人あるいは職務関連企業へのいわゆる天下りを規制し、また、公団、事業団等については、役員のためらしい回し人事を厳しく抑制し、かつ、役員の数以上に民間人を登用するなど、役職員の人事・給与等の適正化に一層努めるとともに、今後、引き続き行政改革の実を挙げ、国民の期待にこたへるべきである。

(4) 原子力船「むつ」については、先年、会計検査院から、開発に多額の国費等が投じられているにもかかわらず、その成果が確認されない状況にあるとの指摘があり、その後、遮蔽改修及び安全性総点検のため、佐世保港への回航は終了ものの、改修工事等に必要な契約の締結もなされぬ状態が長期間続き、修理予定が大幅に遅延するに至っているのみならず、新定係港の選定が必ずしも明確にされぬままの状況に置かれていることは、国費使用の効率性からみても、看過できない。

政府は、原子力船「むつ」開発をめぐる発生した種々の問題の経緯を反省し、国費の効率的な使用について十分に配慮することはもとより、安全性の確保と将来における本船についての基本的な考え方を、より鮮明にすべきである。

(5) 農林水産省所管の国有農地で、昭和二十五年度以降大分市に有償で貸与し、同市が日本国有鉄道大分鉄道管理局に無償で転貸している国有地については、かつて昭和三十七年会計検査院から、農業用に供しないことが明らかであるのに、一時貸付を継続しているものと

して、売却するよう是正改善の処置を要求されたが、いまだに実現をみていない。

政府は、このような事態が、地方財政にとつて少なからず負担となつている事実にも省み、国有財産の適正管理のため、関係者の相互理解のもと、早期に改善措置を講ずべきである。

(6) 近年、英会話教材等を販売する業者の中には、あたかも海外旅行割引などの受けられる会員を募集しているかのよう勧誘するもの、あるいは、架空の特典を強調して売り込むものなどがあり、また、粗悪品を売り込むものもあり、当局の行政指導にもかかわらず、いわゆる悪徳商法による販売行為が横行しており、いまだに被害をこうむる者が後を絶たないことは、看過できない。

政府は、早期に業界体質の改善を図るとともに、苦情の処理にあたつては、消費者保護に徹し、誇大広告、不当表示行為等に対して、積極的に排除措置を講ずべきである。

(7) 日本国有鉄道が経営合理化と輸送力増強のため、巨額の資金を投じて整備した輸送施設の中には、貨物の輸送量の需要予測が的確でなかったことなどにより、神戸港駅に設置したコンテナクレーンのように、稼働したもの、今日では稼働率が著しく低下しているもの、あるいは吹田操車場における軌きよう敷設置のように、当初から稼働しないまま、遊休化しているものがあることは、投資効果の点からも、看過できない。

政府は、日本国有鉄道の財政事情に照らし、設備投資計画を策定するにあつてはもとより、予算の具体的な執行にあつても必要動向を見きわめつつ、きめ細かな検討を行い、この種施設整備を経営改善に生かすよう、指導に努めるべきである。

(8) 特殊法人国際電信電話株式会社の職員の関税法違反事件に端を発し、明るみに出た同会

社の乱脈経理に關連して、監督官庁である郵政省の一部幹部職員が同会社から接待等を受け、ひいては双方から、贈・収賄の罪に問われて逮捕者を出すに至つたことは、行政に対する国民の信頼を著しく失墜したものである。法律によつて、国際公衆電氣通信事業の独占が認められている同会社の責任はもとより、郵政省の責任は極めて重大であつて、厳しく指導・追及されなければならない。

政府は、従来、しばしば綱紀肅正に關する通達を出していたにもかかわらず、このような事態が発生したことについて深く反省し、事件の真相を徹底的に糾明して、事実上即時、関係者に対して、厳正な処分等を行うとともに、郵政省の監督権限については慎重に検討し、国際電信電話株式会社の会計に対する検査制度の強化も含め、同会社の在り方について抜本的な見直しを行うべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

二五、〇七六、〇一六百万円余

歳出決算額

二四、四六七、六一二百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

四九、二八九、一三三百万円余

歳出決算額

四二、七〇〇、五七五百万円余

国稅収納金整理資金受託計算書

受入 収納済額

一六、二八七、五二五百万円余

支払命令済額

五六三、二二七百万円余

支払 歳入組入額

一五、六七八、〇八七百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額

一四、四三〇、三六九百万円余

支出決算額

一三、七八六、四七二百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算

二、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算

三、昭和五十一年度国稅収納金整理資金受託計算書

一、昭和五十一年度政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

昭和五十二年十二月二十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

審査報告書

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額總計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十三日

決算委員長 志苦 裕

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十一年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、四兆三百八十億九百万円余、減少額は、四兆五百七十二億四千六百万円余、差引純増加額は、三兆五千八百七億六千二百百万円余である。

これを前年度末現在額十九兆五千八百二十四億八千七百四十四万円余に加算すると、本年度末現在額は二十三兆三千六百三十二億五千万円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

審査報告書

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況總計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月二十三日

決算委員長 志苦 裕

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十一年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十一億六千三百百万円余、減少額は、二百四十九億四千五百百万円余、差引純増加額は、二百七十二億七百万円余である。これを前年度末現在額三千六百八億二千百万円余に加算すること、本年度末現在額は三千七百八十億三千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議

がなかつた。

昭和五十三年一月三十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十一年度国有財産増減及び現在額總計算書並びに昭和五十一年度国有財産無償貸付状況總計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する。)

〔志苦裕君登壇 拍手〕

○志苦裕君 ただいま議題となりました昭和五十一年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十一年度決算は、昭和五十二年十二月二十七日国会に提出され、翌五十三年四月十日当委員会に付託され、また、国有財産関係二件につきましては、昭和五十三年一月三十一日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が所期の目的に沿ひ適正かつ効率的に執行されたかどうかについて広く国民的視野からの実績批判を行い、その結果が将来の予算策定に反映されるべきであるとの観点に立つて審査を行つてきたのであります。

この間、決算外二件の審査等のための委員会を開くこと二十一回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政経済政策、外交、防衛、公職選挙、教育等に関する問題、石油、エネルギー、年金、幼児保育、雇用、同和事業等に対する対策など、行財政全般について熱心な論議が行われました。特に、最近における公費の不正経理、贈収賄等の問題につきましては、衆議院議員総選挙中にも審議を行つたことなど、国政と綱紀の振束を図るの観点に立つた論議が重ねられました。その詳細は会議録によつて御承知

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一)

昭和五十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十一年度政府関係機関決算書外二件

一〇一六

願います。

四月二十三日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対する八項目の警告であります。

討論におきましては、日本社会党を代表して神山委員、公明党を代表して和泉委員、日本共産党を代表して安武委員、民社党を代表して中村委員より、それぞれ、本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、また、自由民主党・自由国民会議を代表して原委員より、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わって、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 日本鉄道建設公団における不正経理についての会計検査院による指摘を発端として、相次いで明らかにされた特殊法人及び省庁の一部におけるこの種の類似行為については、先般、決算委員会において「公費の不正経理根絶に関する決議」を行い、今なお厳しい追及が続けられているところである。これら諸機関の財源は、国民の税金、あるいは財政投融資資金によって賄われていることに照らし、極めて遺憾である。

政府は、まず閣僚が姿勢を正し、明らかにされた不正・不当経理については、引き続き厳正な事後処理を行うことはもとより、このような事態の再発を根絶するため、公務員等の綱紀粛正を徹底するとともに、監督・監査体制の強化にあわせて、情報公開と会計検査院の検査機能の充実に一層意を用いるなど、いやしくも財政執行について、国民の疑

惑を招くことのないよう、実効ある措置をとるべきである。

(2) 会計検査院が行う検査を、増大する財政に対応して強化徹底させ、不正・不当経理の絶滅を期することは、国民的要請であり、先年、本院においても政府に対し、その具体的措置を講ずるべきであると議決したところであるが、まだ十分な措置がなされず、特に検査機能の拡充強化については、進展をみないことは遺憾である。

政府は、会計検査院の検査を十分に及ぼすことのできない検査箇所が存在する実情にかんがみ、これらの事態を抜本的に改善するため、会計検査院の検査機能の拡充強化について、なお一層十分な措置を講ずるよう努めるべきである。

(3) 行政改革については、地方公共団体に対する国の権限移譲、補助金及び許可事務の整理、特殊法人の統廃合及び役員給与の見直し、認可法人及び公益法人の整理等について繰り返し指摘されてきたが、従来、政府の対応は、数次にわたり行政改革に関する閣議決定等を行ってきただけのもので、その実施において必ずしも十分な成果が得られなかった。

政府は、各方面の意見をもとに、基本的な改革に努め、少なくとも、公務員等の特殊法人あるいは職務関連企業へのいわゆる天下りを規制し、また、公団、事業団等については、役員のための回し人事を厳しく抑制し、かつ、役員の半数以上に民間人を登用するなど、役職員の人事・給与等の適正化に一層努めるとともに、今後、引き続き行政改革の実を挙げ、国民の期待にこたえるべきである。

(4) 原子力船「むつ」については、先年、会計検査院から、開発に多額の国費等が投じられているにもかかわらず、その成果が確認されない状況にあるとの指摘があり、その後、遮蔽改修及び安全性総点検のため、佐世保港への

回航は終わったものの、改修工事等に必要な契約の締結もなされぬ状態が長期間続き、修理予定が大幅に遅延するに至っているのみならず、新定係港の選定が必ずしも明確にされぬままの状況に置かれていることは、国費使用の効率性からみても、看過できない。

政府は、原子力船「むつ」開発をめぐって発生した種々の問題の経緯を反省し、国費の効率的な使用について十分に配慮することはもとより、安全性の確保と将来における本船についての基本的な考え方を、より鮮明にすべきである。

(5) 農林水産省所管の国有農地で、昭和二十五年以降大分市に有償で貸与し、同市が日本国有鉄道大分鉄道管理局に無償で転貸している国有地については、かつて昭和三十七年会計検査院から、農業用に供しないことが明らかであるのに、一時貸付を継続しているものとして、売却するよう是正改善の処置を要求されたが、いまだに実現をみていない。

政府は、このような事態が、地方財政にとつて少なからず負担となっている事実にも省み、国有財産の適正管理のため、関係者の相互理解のもと、早期に改善措置を講ずべきである。

(6) 近年、英会話教材等を販売する業者の中には、あたかも海外旅行割引などの受けられる会員を募集しているかのよう勧誘するもの、あるいは、架空の特典を強調して売り込むものなどがあり、また、粗悪品を売り込むものもあり、当局の行政指導にもかかわらず、いわゆる悪徳商法による販売行為が横行しており、いまだに被害をこうむる者が後を絶たないことは、看過できない。

政府は、早期に業界体質の改善を図るとともに、苦情の処理にあたつては、消費者保護に徹し、誇大広告、不当表示行為等に対し、積極的に排除措置を講ずべきである。

(7) 日本国有鉄道が経営合理化と輸送力増強のため、巨額の資金を投じて整備した輸送施設の中には、貨物の輸送量の需要予測が的確でなかったことなどにより、神戸港駅に設置したコンテナクレーンのように、稼働したものの、今日では稼働率が著しく低下しているもの、あるいは吹田操車場における軌きよう敷設置のように、当初から稼働しないまま、遊休化しているものがあることは、投資効果の点からも、看過できない。

政府は、日本国有鉄道の財政事情に照らし、設備投資計画を策定するにあたってはもとより、予算の具体的な執行にあたつても需要動向を見きわめつつ、きめ細かな検討を行い、この種施設整備を経営改善に生かすよう、指導に努めるべきである。

(8) 特殊法人国際電信電話株式会社の職員の間で、税法違反事件に端を発し、明るみに出た同会社の乱脈経理に関連して、監督官庁である郵政省の一部幹部職員が同会社から接待等を受け、ひいては双方から、贈・収賄の罪に問われて逮捕者を出すに至つたことは、行政に対する国民の信頼を著しく失墜したものである。法律によつて、国際公衆電気通信事業の独占が認められている同会社の責任はもとより、郵政省の責任は極めて重大であつて、厳しく指導・追及されなければならない。

政府は、従来、しばしば綱紀粛正に関する通達を出していたにもかかわらず、このような事態が発生したことについて深く反省し、事件の真相を徹底的に糾明して、事実上即時に、関係者に対して、厳正な処分等を行うとともに、郵政省の監督権限については慎重に検討し、国際電信電話株式会社の会計に対する検査制度の強化も含め、同会社の在り方について抜本的な見直しを行うべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決

の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

初めに、昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

まず、本件決算を是認することについて採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙君) 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認す

ることに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百十五名

安孫子藤吉君 青井 政美君
浅野 拓君 井上 吉夫君
伊江 朝雄君 岩動 道行君
石破 二郎君 石本 茂君
糸山英太郎君 稲嶺 一郎君
岩上 二郎君 岩崎 純三君
上田 稔君 上原 正吉君
植木 光教君 江藤 智君
衛藤征士郎君 遠藤 要君
遠藤 政夫君 小澤 太郎君
大石 武一君 大島 友治君
大谷藤之助君 岡田 広君
長田 裕二君 加藤 武徳君
梶木 又三君 片山 正英君
金井 元彦君 金丸 三郎君
上條 勝久君 亀井 久興君
亀長 友義君 河本嘉久蔵君
木村 睦男君 北 修二君
久次米健太郎君 楠 正俊君
熊谷太三郎君 熊谷 弘君
小林 国司君 古賀雷四郎君
後藤 正夫君 郡 祐一君
佐々木 満君 斎藤栄三郎君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
坂元 親男君 山東 昭子君
志村 愛子君 嶋崎 均君
下条進一郎君 新谷寅三郎君
鈴木 省吾君 世耕 政隆君
田代由紀男君 田原 武雄君
高橋 圭三君 高橋 普富君
高平 公友君 竹内 深君
玉置 和郎君 塚田十一郎君
土屋 義彦君 戸塚 進也君
徳永 正利君 内藤晋三郎君
中西 一郎君 中村 啓一君

反対者(青色票)氏名

八十八名

阿具根 登君 西ヶ久保重光君
磯山 篤君 小野 明君
大木 正吾君 大森 昭君
粕谷 照美君 片岡 勝治君
片山 甚市君 川村 清一君
栗原 俊夫君 小谷 守君
小柳 勇君 小山 一平君
佐藤 三吾君 板倉 藤吉君
志苦 裕君 瀬谷 英行君
田中寿美子君 高杉 勉忠君
竹田 四郎君 対馬 孝昌君
寺田 熊雄君 戸叶 武君
野田 哲君 浜本 万三君

中村 太郎君 中村 禎二君
中山 太郎君 永野 厳雄君
夏目 忠雄君 鍋島 直昭君
成相 善十君 西村 尚治君
野呂田芳成君 長谷川 信君
秦野 章君 初村満一郎君
嶋山威一郎君 林 寛子君
林 道君 原 文兵衛君
松垣徳太郎君 福岡日出麿君
福島 茂夫君 藤井 裕久君
藤川 一秋君 藤田 正明君
降矢 敬義君 堀内 俊夫君
細川 護熙君 堀内 俊夫君
堀江 正夫君 真鍋 賢二君
前田 敷男君 増岡 康治君
増田 盛君 町村 金五君
丸茂 重貞君 三浦 八水君
宮田 輝君 最上 進君
望月 邦夫君 森下 泰君
八木 一郎君 安田 隆明君
山崎 竜男君 山内 一郎君
山本 富雄君 野末 陳平君
森田 重郎君

○議長(安井謙君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よっ

広田 幸一君 松前 達郎君
丸谷 金保君 村沢 牧君
村田 秀三君 矢田部 理君
安恒 良一君 山崎 昇君
吉田忠三郎君 吉田 正雄君
阿部 憲一君 和泉 照雄君
内田 善利君 太田 淳夫君
柏原 ヤス君 上林繁次郎君
黒柳 明君 桑名 義治君
小平 芳平君 塩出 啓典君
淡谷 邦彦君 白木義一郎君
鈴木 一弘君 田代富士男君
多田 省吾君 中尾 辰義君
中野 明君 馬場 富君
原田 立君 三木 忠雄君
宮崎 正義君 矢追 秀彦君
矢原 秀男君 渡部 通子君
市川 正一君 小笠原貞子君
神谷信之助君 河田 賢治君
香脱タケ子君 小巻 敏雄君
佐藤 昭夫君 下田 京子君
立木 洋君 内藤 功君
橋本 敦君 宮本 顕治君
安武 洋子君 山中 郁子君
井上 計君 木島 則夫君
栗林 卓司君 中村 利次君
藤井 恒男君 柳澤 鍊造君
田 英夫君 前島英三郎君
円山 雅也君 青島 幸男君
市川 房枝君 下村 泰君
山田 勇君 秋山 長造君

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 日程第二七より第四〇までの請願 議事日程追加の件 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 一〇一八

て、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に
対し警告することにした。

○議長(安井謙君) 次に、日程第二五の国有財産
増減及び現在額計算書について採決をいたしま
す。
本件は委員長報告のとおり異議がないと決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、
本件は委員長報告のとおり異議がないと決しま
した。

○議長(安井謙君) 次に、日税第二六の国有財産
無償貸付状況計算書について採決をいたしま
す。
本件は委員長報告のとおり異議がないと決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、
本件は委員長報告のとおり異議がないと決しま
した。

○議長(安井謙君) 災害対策特別委員長、文教委
員長及び通信委員長から報告書が提出された
日程第二七ないし第四〇の請願を一括して議題と
いたします。

右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和五十五年四月二十三日
災害対策特別委員長 青木 新次
参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(文教委員会第一号)

- 一、議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第六号、第一四号、第三三三三、第八九号、第
一二六号、第一七二二、第二五二二、第二五
四号、第二五八号、第二六四四、第二八四
号、第二八八号、第二八九号、第二九五号、第
二九七号、第三〇六号、第三〇八号、第三
一〇号、第三二二二、第三三三三、第三三五
号、第三三六号、第三六一一、第三六二二、
第三八二二、第三九一一、第三九八八、第四
〇二二、第四三〇二、第四四二二、第四七四
号、第四八四四、第五一六号、第五四八八、
第五五五五、第五七四四、第五七五五、第六
〇七号、第六一九号、第六二九号、第六五五
号、第六七八八、第六九三三、第七四一一、
第七五二二、第七六四四、第七七四四、第八
三一、第八六九号、第八七六号、第八七七
号、第八九一、第八九七号、第九〇一一、
第九〇七号、第九〇八号、第九三六号、第九
三七号、第九五四号、第九六四四、第九六九
号、第一〇三〇号、第一〇八〇号、第一一五
〇号、第一一五九号、第一一八四四、第一二
一四号、第一二二二、第一三〇七、第一
三二九号、第一三三三、第一三九一一、第
一四二二、第一七七五号、第一八〇六号、
第二三五一号 私学に対する大福庫補助等
に関する請願
第七一七号 高校増設に対する国庫補助等に関
する請願
第一八一号 専修学校の振興に関する請願
第二〇八号、第二二三号 義務教育教科書の
無償化存続に関する請願

第四〇〇号、第四三九号、第四四〇号、第四
四一、第四五六号、第四五七号、第五〇二
号、第五六六号、第五七六号、第五七七号、
第六七三三、第一一八五号 司書教諭の即時
発令及び学校司書制度の法制化に関する請
願
第五二二号 高等学校の新増設に対する国庫
補助制度に関する請願
第七九六号、第七九八号、第八七〇号、第八
九六号、第九三八号 大福庫補助に関する請
願
第八三四号、第一〇〇五号 教科書の有償化
反対に関する請願
第二三九六号 ニホンカモシカによる造林地
被害の防止対策に関する請願
第二四九五号 公立大学助成拡充に関する請
願

審査報告書(通信委員会第一号)

- 一、議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第一七六一号 長野地方貯金局の存置に関す
る請願
第一八七五号、第一九六二二、第二〇四八号、
第二一〇三三、第二二四六号、第二三〇九号、
第二四〇三三、第二四二二二、第二五二二二、
第二五二三三、第二五八三三 身体障害者に
対する郵政行政改善に関する請願(別紙意
見書添付)
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和五十五年四月二十四日
通信委員長 矢田部 理
参議院議長 安井 謙殿

意見書案
身体障害者に対する郵政行政改善に関する
請願(第一八七五号外一〇件)
右の請願は、
一、重度歩行不能等の障害者が使用している一般
家庭電話の「ダイヤル通話料金」を全額免除する
こと。
二、一般道路の歩道に設置されているポール式や
ボックス式の公衆電話機の高さを車椅子障害者
が使用できるよう二十センチメートル以上低く
すること。
三、すべての郵便局と電話局の入口に十分の一以
下の勾配のスロープを設置すること。
の三つの事項からなるが、一を除いておおむね
願意妥協と認められる。
内閣においては、今後検討の上その実現に努
力せられたい。

審査報告書(厚生委員会第一号)

- 一、議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択する
ことに御異議ございませんか。
〔異議なしと認める者あり〕
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。
○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につ
いて、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます
が、御異議ございませんか。
〔異議なしと認める者あり〕
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。野呂
厚生大臣。
〔国務大臣野呂恭一君登壇、拍手〕
○国務大臣(野呂恭一君) 厚生年金保険法等の一
部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御

昭和 年 月 日
参議院議長 安井 謙
内閣総理大臣 大平 正芳殿

説明申し上げます。

わが国は諸外国に例を見ない急激な速度で高齢化社会に移行しつつあり、老後の生活の支えとなる年金制度に対する国民の関心と期待は年金受給者の急速な増加と相まってかつてない高まりを示しております。昭和五十一年度には、厚生年金及び国民年金を中心に財政再計算の実施とあわせて給付水準の引き上げ等の制度改善が行われたところであり、その後における社会経済情勢の変動に対応し、これらの制度について所要の改善を行う必要が生じております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年年度に実施し、年金水準の引き上げ、遺族年金及び母子年金その他の給付の改善を行うほか、福祉年金の額の引き上げ等を行うことにより、年金制度の実質的な改善充実を図るものとしております。

また、本法案は、年金給付の改善とあわせて、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても額の引き上げを図ることとしてしております。

以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、本年六月から新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約十三万六千円に引き上げることとし、定額部分について単価の引き上げ、報酬比例部分について過去の標準報酬の再評価を行うこととしております。また、加給年金額につきましては、単身世帯よりも夫婦世帯に手厚い改善を図る観点から、配偶者の加給年金額を月額六千円から一万五千円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしております。そのほか、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第二に、在職老齢年金について、受給者の実態を勘案し、本年六月から六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を標準報酬月額十五万五千円までの者に拡大する等の改善を図ることとしてしております。

第三に、遺族年金につきましては、受給者の生活実態等を勘案し、年金による生活保障の必要性が高いと思われる子供のいる寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図ることとし、寡婦加算額を本年八月から子供二人以上の寡婦の場合月額七千円から一万七千五百円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしてしております。

一方、遺族の範囲につきましては、年齢等を勘案して見直すこととし、子のない四十歳未満の妻につきましては、年金の支給対象としないこととしてしております。

第四に、標準報酬額につきましては、最近における賃金の実態に即して、本年六月から、四万五千円から四十一万円の三十五等級に改めることとしてしております。

第五に、保険料率につきましては、給付改善及び将来の受給者の増加に対応して、長期的に財政の健全性を確保する観点から段階的に引き上げる必要があり、今回の引き上げ幅につきましては、千分の十八にとどめるとし、本年六月から引き上げることとしてしております。なお、女子につきましては、本年六月から千分の十九引き上げるとともに、昭和五十六年以後毎年千分の一ずつ引き上げ、保険料率の男女差の解消を図ることとしてしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。なお、おのおの厚生年金保険の改正に準じた改正を行うこととしてしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

拠出制国民年金につきましては、まず年金額の引き上げを図ることとし、本年七月から二十五年加入の場合の年金額を月額四万二千円とし、現実に支給されている十年年金の額を月額二万六千五百五十円に、五年年金の額を月額二万六千六百円に、それぞれ引き上げることとしてしております。そのほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げることとしてしております。

第二に、母子年金及び準母子年金について、本年八月から母子加算及び準母子加算制度を創設し、夫等の死亡により他の制度の遺族年金の支給を受けることができない者には、月額一万五千円を母子年金等の額に加算することとしてしております。

第三に、保険料の額につきましては、財政の健全性を確保する見地から、昭和五十六年四月より月額四千五百円に改定することとし、以後段階的に引き上げることとしてしております。

福祉年金につきましては、十年年金の引き上げ率を勘案して、老齢福祉年金の額を月額二万円から二万五千円に引き上げる等所要の改善を行うこととしてしております。

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円に引き上げる等所要の改善を図るとともに、福祉手当につきましても引き上げを行うこととしてしております。

以上が厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高杉勉忠君。

〔高杉勉忠君登壇、拍手〕

○高杉勉忠君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、大平総理大臣並びに関係大臣に質問を行おうとするものであります。

す。

不確実に混迷する八〇年代に、高齢化の進行だけは確実であり、しかも高齢化社会の到来が目前であることを考えますと、八〇年代こそ高齢化社会における社会保障制度の準備づくりに専念すべき期間であると存じます。

そして、それは、単にその後退を阻止するといふ消極的なものであつては断じてなりません。積極的に新しい困難な社会状況に対応し得るよう再構成を急がなければならないと存じます。その再構成は、社会保障の分野だけではなく、広く関連する諸領域の施策、とりわけ雇用の分野において従来の慣行の思い切った改変が不可欠であります。

〔議長退席、副議長着席〕

しかるに、一方、政府の社会保障に対する認識は大変心もとないものであり、「逐年改善が図られてきた結果、制度的にはすでに国際的に見ても遜色のない水準に達している」と述べているのであります。果たしてそうでありましょうか。わが国の年金制度の歴史は浅く、標準的な給付の支給要件を満たすに至らず、経済的な措置の適用を受ける受給者が大半を占めているのが実情であります。このような事情を反映して、政府部門から家計部門への社会保障移転の対国民所得比は、五十四年度において、欧米諸国の二〇％前後に對して、わが国のそれは低く一二・六％にしかならぬのであります。

このような社会保障の実態を踏まえて、私は以下具体的に質問をしてまいります。

第一に、福祉に対する基本的な考え方についてたどりたいと思います。

大平総理は、就任以来、日本型福祉社会を口にしております。しかし、これは福祉見直し論の延長線上で追求され、政府の果たすべき責任の回避、省略の方向づけの一環として枠をはめられ、それに役立つ施策だけを拾い出すといった構想になつていようと思えてなりません。このこと

は、単に私一人ではなく、福祉、年金に関心を持つ国民が等しく感じているところであると存じます。問題は、低成長の中で今後どのように福祉充実を進めていくかであります。社会保障の長期計画を発表し、五年後、十年後に達成する具体的な目標を設定し、国民の前に明らかにすべきだと思いますが、総理、約束できますか、明らかにしていただきたいと存じます。

第二に、厚生年金関係について伺います。

厚生年金について、財政の見通しが困難だからといって、直ちに安易に雇用環境を無視して支給開始年齢をおくらせようとする発想は理解しがたいところでもあります。働く職場を確保し、生きがいのある老後を送ることができるよう配慮することこそむしろ前提とすべきであると存じます。欧米諸国のように、年金の支給開始年齢がすなわち退職年齢であると理解できるような雇用環境をつくるべきだと思います。それまで支給年齢の引き上げには触れるべきではありません。

この際、本案の受給資格年齢について次の財政再計算期に所要の改定措置をとるという規定を撤回し、政府部内において高齢者の雇用確保策について再度十分検討していただきたいと思ひます。労働、厚生、両大臣の御答弁をお願いいたします。

次に、わが国年金制度の最大の欠陥の一つは、わかりやすい年金ではないということであります。その典型的な例が、厚生年金の老齢年金額が

自分で正確に算出できないということであります。年金額を知り得ないで、何で老後の生活設計ができるでしょうか。

わが党は、以前から、いわゆるポイント方式の導入を要望してまいりました。現在の体系を大きく変えないとしてもこの方式の導入は可能であると思ひます。厚生大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

第三に、国民年金の改正に関連して伺います。

現在のお年寄りにとって最も優先度の高い対策は、所得保障としての年金の充実であります。特に、五十五年現在三百三十万人の受給者を持つ七十歳以上のお年寄りに支給される老齢福祉年金の給付額が当面の大きな問題であります。老齢福祉年金は、今回の改正では、衆議院段階の修正を入れ、二万二千五百円へ引き上げられることが予定されておりますが、この額は生活費の補助としても不十分であります。五十年当時においてさえ、当時の厚生大臣は、老人ホームの生活費程度には引き上げたいと答弁していたのであります。今日、その額は三万円を上回っております。現在三百万人を超える受給者は、六年後には半減し、十年後には八十五万人に減少するのであります。一日も早く適正な水準に引き上げてお年寄りの労苦に報いるべきだと思いますが、いかなる御見解をお持ちでありますか、この際明らかにしていただきたいと存じます。

第四に、女性の年金権の保障についてであります。

す。

従来、わが国では、職業戦線に出るのは主として男性であり、年金制度の立て方は勢い男性中心で、女性は従属的に取り扱われてまいりました。しかし、今日、事情は大いに変わってきております。女性の年金権の保障をどのようにするかは焦眉の急を要する問題であります。特に、被用者の妻の年金加入については、任意加入ということから、老後において、任意加入した者と任意加入していない者との間に老後の年金給付で大きな格差がもたらされることとあります。それに公的年金として三分の一の国庫負担が導入されております。こういった制度が国民の選択に任ざれていること自体、大きな矛盾であり、問題であると思ひます。そのような現状も踏まえ、女性の年金権のあり方について一日も早く整合性を持った制度を打ち立てるべきであると存じます。どのような方向で解決されていくものか、明快にお答えをお願いします。

遺族年金は、その受給の実態から、まさに妻の老齢年金と言つても過言ではないのであります。

しかるに、わが国の遺族年金は、本人給付額の五〇％と規定されており、それに寡婦加算、扶養加算という加算制度で補完しているのであります。

この支給割合、支給額は、社会保障の最低基準を定めたILO百二号条約の水準にも達しておらず、国際的に見ても立ちおくれしているのが目立っております。年金における妻の座の待遇が明らか

になっていくところであります。遺族年金の支給割合そのものを改善していくべきだと思いますが、その方向をとり得ない理由というのはいずれにあるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、本改正案には、四十歳未満で子供を持たない妻に遺族年金を支給しないという改定が規定されておりますが、寡婦の所得能力を過大視し、世帯を単位として制度化されている厚生年金の本質すら否定するものであり、この際政府は潔くみずから撤回すべきであると存じます。

第五に、行政機構、制度の一元化の要請であります。

わが国の年金制度は、八つの省庁に分かれて所掌しているものであります。諸外国においても制度が分立している国も見られますが、所管省庁がこれほど分かれていくところはありませぬ。年金担当を一元化すべきではないでしょうか。そして、そこで改革のプログラムの策定と財政措置を検討すべきであります。これこそ今日要請されている行政機構の具体的な改革であると存じます。

行政機構の一元化と同時に、今後各制度相互間で年金給付額の基礎給のとり方、最低保障のあり方、年金額のスライド方法などに関しては相互の調整が図られていくべきものと考えられますが、この問題についてどのような構想を持っておられるのか、明らかにしていただきたいと存じます。年金問題は、給付と同時に積立金が民主的に運

用されなければならないと考えます。そのため積立者自身が構成メンバーに入った積立金運用委員会とも言うべき機関を設けて運用を民主的にすべきであると思いますが、検討の用意はありませんか。

第六に、人口構成の変化と年金財政の将来見通しについてであります。

わが国の人口構成は、今後、生産年齢人口に対する高齢者数の割合が急速に高まっていき、現在の約八対一から今世紀末には五対一程度になるものと予測されております。これは当然年金制度にも反映して、厚生年金では老齢年金の受給者数が三十年後には現在の五倍を超えると予測されておられ、また、その給付額は現在価格で八倍を超えるものと思われまゝ。現在の制度のもとでは当然それを賄う世代の負担は大きなものとなることが予想され、政府の見通しでは二十年後の保険料率は現在の二倍程度に引き上げられようとしております。その際の給付内容、国庫負担、保険料の事業主と被保険者の負担関係などをどのようなあり方で進めようとしているのか、この際明らかにしていただきたいと思います。

最後に、わが党の主張であります「暮らせる年金」わかりやすい年金「国民がコントロールできる年金」、以上に向けて年金制度が改善されることをここに強く要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 高杉さんの私に対する御質問は、社会保障長期計画を決めて低成長の中で福祉充実を進めるために具体的な目標を国民の前に明らかにすべきでないか、それにこたえる用意があるかという御質問でございます。

わが国が本格的な高齢化社会を迎えつつありますこと、国民生活の中における社会保障の役割りがますます重要になってきておりますことは御指摘のとおりと思っております。また、経済が低成長時代に入るに伴いまして国家財政も非常に厳しい状況に直面してあることも御指摘のとおりであると思ひます。また、年金、社会保障給付の財源は確実に将来に向かって増大していくということもまた御指摘のとおりと思ひますが、こういう厳しい条件のもとにおきまして社会保障の充実を図ってまいりますためには、御指摘のように長期的な展望を明らかにしながら各制度間の有機的な体系化を図り、給付の重点化、効率化を進めまゝととも、給付と負担の両面にわたりました社会的公平を図ってまいる必要があると考えております。

なお、社会保障施策の将来における具体的目標を明らかにする用意があるかということでございますが、実際問題として現段階で具体的な年次目標を出すということは非常に至難のわざであると思ひますが、今後の検討の過程で逐次明らかにしていかなければならない課題であると考えております。

ほかの問題につきましては所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣野呂恭一君登壇、拍手〕

○国務大臣(野呂恭一君) 支給開始年齢引き上げの前提として、働く能力と意思がある者に職場を確保し、生きがいのある老後を送れるように配慮すべきではないかという御指摘でございます。

この点は十分私たちも理解いたすものでございます。しかしながら、将来の高齢化社会を見通しますならば、支給開始年齢の問題は避けて通れない事柄でございます。この点は各方面の認識も共通しておるものと考えているのであります。したがって、今回の財政再計算期において真剣に取り組みすべき課題であるという点におきましてこの趣旨の規定を設ける必要があると考えておるものでございまして、この点御理解を賜りたいと思ひます。

また、雇用との関連につきましては、現在進められております高齢者雇用対策の一層の推進が図られながら年金制度と雇用政策との有機的な連携が図られる必要があると考えるものでございます。

年金額が自分で算出できるよう、厚生年金にポイント方式を導入すべきではないかという御指摘でございますが、年金の算定方式についてポイント制を導入することについては、年金額の算定方式をわかりやすくするという意味において私は大変に大切なことだと思ひます。この問題については社会保障審議会厚生年金保険部会におきまして議

論されておるものでございます。引き続き検討していただくことになっておるわけでございます。次に、老齢福祉年金の額の引き上げについてでございますが、現在きわめて厳しい財政のもとでできる限りその改善を図っているところでございます。御提案のようにいま月額三万円に引き上げるといふことは困難でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、被用者の妻の年金権の問題でございますが、現行の年金制度においてすでに被用者の妻の八割近くが国民年金に任意加入していることは御承知のとおりでございます。この事実を踏まえまして、女性の年金権のあり方につきましましては、わが国の年金制度の基本的な問題でございまして、今後幅広い議論を尽くしながら検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

遺族年金の支給割合を改善することについてでございますが、遺族年金の改善については、今回の改正におきましては寡婦加算額の大幅な引き上げを行ひまして、子供のいる寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図っておるわけでございます。このような方法をとったのは、低い報酬で働いている方が亡くなった場合にも定額加算の方が手厚い保障がなされるなどの点を考慮いたしたものでございまして、御指摘の点につきましては今後前向きに取り組んでまいりたいと考えております。年金の積立金についてでございますが、将来の年金給付の原資になるものでございますから、安

全かつ確実に管理運用する必要があることは言うまでもございせん。現行の資金運用部において統合管理いたしております基本的な仕組み、これを維持することが私どもとしては適当であると考へておるわけでございす。年金積立金の管理運用につきましては、厚生大臣の諮問機関でございす年金問題懇談会を設け、また、資金運用審議会に社会保険審議会委員及び国民年金審議会委員が参加することによりまして保険料提出者の意向反映に今後十分努力をしまひる所存でございす。

次に、年金行政の一元化についての御指摘でございますが、公的年金制度の均衡ある発展が図られるように政府は一体となりまして取り組んでおるわけでございす。今後とも公的年金制度に関する関係閣僚懇談会あるいは公的年金調整連絡会議におきまして十分検討を進めてまいる考えでございす。

また、御指摘の年金相互間の格差の問題でございますが、年金制度は制度ごとに沿革を持って発展してきておるわけでございす。こうした沿革なり今日までの発展の経過を踏まえながら、御指摘の点も含めましてできる限り年金間の整合性を高めていくことが望ましいと考へるものでございまして、これに十分な対応を示してまいりたいと考へております。

最後に、人口の高齢化に伴って、給付内容やあるいは国庫負担、保険料の労使負担の割合などを

どのような方向で進めていこうとしているのかというところでございす。

将来の高齢化社会を見通します場合に、老後生活の支えになる年金水準を保ちながら現在の数倍もの多くの老人の年金生活を支えていくためには、若い世代に相当の負担をお願いせざるを得ないということでございます。しかし、若い世代の負担におおのずから限度があると思へるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはいろいろ工夫が必要でございす。国民の御理解をいただきながら総合的な観点から検討していくべきものであると考へるものでございす。ただ、現行の国庫負担のあり方や保険料の労使負担割合を変更することは、制度の基本にかかわる問題でございすので、慎重な対応が必要であると考へておる次第でございす。(拍手)

〔国務大臣藤波孝生君登壇 拍手〕

○国務大臣(藤波孝生君) 高杉議員から御指摘のありました雇用政策と年金制度との関係でありましたが、将来高齢者に生活の不安を招くことのないように両制度の有機的な連携を図ってまいることが非常に大事であると思へております。このような観点に立ちまして、従来も厚生省、労働省間で十分協議を続けてきたところでありますが、今後ともさらにその協議を重ねてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、労働省といたしましては、今後の高齢化社会の到来に備へまして高年

齢者の生活設計に十分配慮する必要があるとの立場に立ちまして、定年の延長を初めとして、再雇用や勤務延長の促進等により、高年齢者の雇用の場の確保に全力を挙げて取り組ませていたきたい、このように考へておる次第でございす。(拍手)

〔国務大臣正示啓次郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(正示啓次郎君) 高杉議員の御質問で大蔵省に関係のある部分については、まず支給開始年齢の規定の問題、あるいは年金行政機構一元化の問題は、すでに厚生大臣からお答えいたしましたとおりでございすので、御了解をお願いしたいと思います。

また、積立金の運用につきまして一層関係各方面の御意見を反映するように努力すべしと、この御意見は十分拝聴いたしましたわけでございす。(拍手)

〔拍手〕

○副議長(秋山長造君) 内田善利君。

〔内田善利君登壇 拍手〕

○内田善利君 私は、公明党を代表して、ただいま提案のありました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対して、若干の質疑を行うものであります。

まず政府にお伺いしたいことは、政府の描いてあるわが国の年金制度の未来像はどのようなものであるかということでありす。

昨年の暮れ、総理府は、「高齢化社会の現状や

将来の見通し」と題して初めて「高齢者問題の現状」を発表したのであります。そこには、西暦二〇二〇年には高齢者が人口の一八%を占め、実に勤労者三人で高齢者一人を養うという数字が出てゐるのであります。高齢者の増加、これは年金受給者の増加を意味するものであり、さらに年金額の増加に伴って年金制度を維持するためには莫大な資金が必要となつてくるのであります。

一方、その年金財政の資金である保険料の勤労者の支払いは当然限界があるわけであります。政府は、この勤労者の負担すべき保険料の適正水準を月収の一八%とらえてゐるのであります。間違ひなく高齢化社会が来る、年金財政はますます厳しいものになる、年金財政を維持するためには保険料の増収を図るか給付金の削減を図るしかないという政府のこのような単純な発想から、年金の支給開始年齢の繰り下げ、保険料率のアップを今国会に提案しようとしたが、結果的に与党自民党からも反対され、後日に訓示規定という形で残したのであります。

わが国の年金制度は、まさに八方ふさがりの状態にあります。政府として今後どのようにして年金制度を維持していく所存なのか、お伺いします。

高齢化社会へ入っていく入り口ですでにつまずいてしまつてゐる政府の年金制度への取り組みに対して、社会保障制度審議会は、五十二年十二月には「皆年金下の新年金体系」、昨年十月には「高齢

者の就業と社会保険年金」として「基本年金構想」と「雇用と年金の結びつき」の二つの建議をされたのであります。

そもそも、社会保障制度審議会とは、わが国の社会保障のあり方を、制度そのものの見直しを含めて、長期的な視野で根本的な検討、答申、そして建議をしてきた総理大臣の諮問機関であります。しかも、建議は答申と異なり、制度審としての特別の意見であり、これは傾聴に値するものであります。しかるに、政府の今度の審議会に出された本改正案の諮問案に対して、制度審の会長は、「厚生省の諮問案には従来の審議会の建議が生かされていない」と言い、「こういう状態ではいろいろ審議しても意味がない」と政府の姿勢を強く批判したのであります。

そこで伺いたいことは、政府には社会保障制度審議会の建議を実現する意思があるのかという点であります。総理の明快な答弁をお願いいたします。

次に、政府が現行の年金制度をかくく維持しようとするがために生じている種々の問題についてお伺いいたします。

第一は、前厚生大臣は、「政府全体として各年金制度の整合性を図るべきだ」としているのに対して、公的年金制度関係懇談会は、「共済年金は当面六十歳支給を定着させることが実態に即している」と決めたのであります。政府として、各年金制度の整合性をどのようにとらえ、また、

厚生年金の場合は何歳の支給開始が実態に即していると思われるか、伺いたい。

第二に、厚生年金六十五歳支給開始という政府案に対し、与党である自民党までもが反対した。また、六十五歳支給の前提に雇用問題がありま。今日の一般的定年の年齢が五十六、七歳であるときに、六十五歳支給までの七、八年間、国民はどのようにして所得保障を得べきか、明快に回答をお願いしたい。

第三に、サラリーマンの妻の年金権の問題であります。本院予算委員会でも厚生大臣は「妻は国民年金の強制加入者にするべきだ」と言われましたが、これはいつから実現されるのか、伺いた

第四に、十八歳未満の子供のいない四十歳未満の未亡人には厚生年金の遺族年金は支給しないという点であります。政府がこのような考え方をしなくてはならない発想の原点をお伺いするとともに、夫を失った未亡人に対して、どのような方法で所得を得るべきか、その方途をお示し願いたい。特に、子供が生まれない妻の場合、病身であることが多いので、なおさらこの問題は深刻であります。

第五に、政府は米国との間に年金協定を結ぼうとしていますが、それ以外の国々とは結ぶ段階になつていません。したがって、諸外国で働いている方及びその妻には国民年金は加入できないのであります。諸外国にいる邦人の年金権の問題をど

のように解決しようとしているのか、お伺いいたします。

第六に、国民年金の特例納付の受付期限が六月三十日まであり、残り二カ月余りです。政府の調査でもいわゆる無年金者はなお四十万人いると過日発表されましたが、国民皆年金での無年金者の存在はきわめて大きな問題であります。政府として、無年金者をなくすために、残された二カ月の間どのような方法で加入促進を図っていくつもりか、お伺いいたします。と同時に、今後、無年金者が出た場合、どのようにして年金権に結びつけていくか、お伺いしたい。

第七に、わが国に六月三十日までに帰化された方々で国民年金の強制加入適用者は特例納付によつて年金権につながる被保険者になることができるとありますが、七月一日以降に帰化される方々には特例納付はありません。政府として、国民皆年金、無年金者解消の立場から、この問題をどのように解決しようとするのか、伺いたい。

第八に、厚生省は、老齢福祉年金のいわゆる増額分を年金加入者に負担させるということを目指して来年度から実施したいとのことですが、年金財政は支給開始をおくらせたいほど厳しいものがあります。国庫負担が限界に達したという理由から野党要求の修正部分を被保険者に負担を強いるということは納得できないのであります。同案の撤回を求めるとともに、老齢福祉年金の大幅増額をさらに求めるものであります。政府の老

齢福祉年金に対する見解をお伺いいたします。

第九に、最近、郵政省の個人年金、企業の退職金の企業年金、生命保険の養老年金などが、公的年金だけでは満足しない国民の不満を満たすために話題になっております。ところで、社会保障の充実という立場から見た場合、これらのいわゆる年金諸制度は決して喜ばしいものではないのであります。政府として、公的年金とその他の年金のお互いの位置づけをどのように考えているのか、お伺いいたします。

最後に、政府の一貫性を欠いた場当たり的な年金改革によつてわが国の年金制度は複雑なものになってあります。八〇年代に入った今日、社会保障制度審議会の建議の通り、国民から期待される年金制度の実現を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇 拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 内田さんの第一の御質問は、高齢化社会に移行して年金財政がますます厳しくなる中で、政府は年金制度の未来像をどのように描いておるかという御質問でございます。世界にも類例のない速度で高齢化社会に移行しつつある今日でございます。国民の年金制度に対する期待も非常に高まりを見せておる中で、政府といたしましても従来からその改善に努力してきたところでございます。

今後の年金制度のあり方につきましては各方面

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一〇二四

からいろいろの御提言をいただいておりますが、政府としては、申すまでもなく、年金制度が全体として均衡のあるものでなければならぬと考えております。また、高齢化社会において老後生活の本来の意味の支えになるものでなければならぬと考えております。したがって、今後年金制度に對しまして計画的な改革を進めながら、漸次あなただの言われる未来像なるものを明らかにしてまいり、必要があると考えて鋭意努力しておるところでございます。

第二の問題は、社会保障制度審議会が提出したいろいろな建議があるが、これを一体実現する意思があるかという御質問でございます。社会保障制度審議会の建議でございますが、申すまでもなく、有力な建議としてこれを参考にしましてまいらなければなりません。この基本的な年金構想の実現につきましては大変多額の費用負担が予想されますけれども、それが可能かどうかという問題、それから現行制度からの円滑な移行がいかに行われるかという問題、また、その財源を付加価値税に求められておるように思いますが、その実現性の問題等々、また、何よりも急速な高齢化に對応いたしまして十分な財源を安定して確保する道を考えなければならぬわけでございますので、これは政府としても慎重に検討を要する問題点が多いと考えております。今後とも同審議会の御意見を十分参考にしながら、高齢化社会におきまして年金制度が真に老後生活の

支えとなるよう鋭意対策を進めてまいりたいと考えております。

その他の問題につきましては所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣野呂恭一君登壇 拍手〕

○国務大臣野呂恭一君 年金制度の未来像についてのお尋ねでございますが、これは大変大きな問題でございます。一言で申し上げるわけにはまいりませんが、先ほど總理からお答えがありましたとおり、年金制度が全体として均衡のある発展を遂げて来るべき高齢化社会に對応できる改革を進めていかなければならないと考えております。公的年金制度間の整合性についてのお尋ねでございますが、年金制度は個々の制度ごとに沿革がある点も考慮しながら、できる限り整合性のあるものとしていくことが望ましいのでございます。今後とも政府が一体となつてこの問題について検討を進めていく所存でございます。

厚生年金支給開始年齢のあり方についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたとおり、将来の高齢化社会を見通します場合に、支給開始年齢の問題は避けて通れない事柄でございます。この点は各方面の認識も共通しておるものと考えておりますので、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべき課題であると考えておる次第でございます。

また、雇用問題との関連につきましては、現在進められております高齢者雇用対策の一層の推進

が図られながら年金制度と雇用政策との有機的な連携が図られますように労働省と十分協議して対処してまいりたいと考える次第でございます。

次に、サラリーマンの妻の年金権の問題でございますが、現行の年金制度においてすでにサラリーマンの妻の八割近くが国民年金に任意加入の形をとっておることは先ほど申し上げたとおりでございます。こういう事実を踏まえまして、女性の年金権の問題につきましては、わが国の年金制度の基本的な問題として妻の年金権を十分確保し、また、任意加入になっております国民年金の制度のあり方についても引き続き幅広い議論を尽くして検討してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

遺族年金の問題でございますが、お子さんのある未亡人やお年寄りの未亡人の遺族年金を重点といたしまして今回の改正において手厚い改善を図る一方、社会保険審議会の厚生年金保険部会における御意見に沿いまして、子供さんのいない若い未亡人につきましては、その年齢やあるいは就労可能性などを考えますときに、遺族年金を支給しないことにすることもやむを得ないのではないかと考えたわけでございます。御理解を願いたいと思ひます。ただし、遺族が障害の状態にあるような場合におきましては、これまでどおり遺族年金を支給することとしたしておるわけでございます。

現在実施しております無年金者の問題について

の特例納付についてでございますが、本年度が特例期間の最終年度でございますので、特に大都市を重点にいたしましていまだに年金権が確保されていない者に対しまして納付勧奨に全力を挙げておるわけでございます。今後ともこれを進めてまいりますとともに、低所得者に対する世帯更生資金の貸付制度も活用いたしまして、無年金者の救済に最大限の成果を得られますように一層の努力を尽くしてまいりたいと考えます。今後は、さらに国民の年金に對する期待にこたえるべく、年金制度の周知徹底に努めまして、すべての国民に年金権が確保されますよう一層努力しなければならぬと考えておるわけでございます。

なお、帰化された方の国民年金の加入についての問題でございますが、国民年金の制度は、原則として御承知のとおり二十五年間保険料の拠出をしていただくということが要件になっている仕組みでございます。このことは御承知のとおりでございますが、このような年金制度の体系から、帰化した者を対象として特例を設けることは困難でございます。

さらに、老齢福祉年金の額についての御指摘でございますが、現在のきわめて厳しい財政事情のもとでできる限りの改善を図ってきたところでございまして、老齢福祉年金等の経過的年金の引き上げの財源を拠出金によって賄おうとする構想につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

最後に、公的年金と私的年金の位置づけについてのお尋ねでございますが、国民の老後の設計に当たりまして企業年金などの健全な発展もこれは私はきわめて重要な問題と考えておるわけでございますが、政府といたしましては、国民の老後生活の支えとしての公的年金制度の長期的な安定を図り、均衡ある発展が得られるように格段の努力をしましてまいりたいと考える次第でございます。

配のない生活ができる政治をどうかお願いいたします。と結んであります。総理、これが庶民の願いであり、切実な声ではないでしょうか。総理は、老人問題に関する世論調査によると、五十歳以上の圧倒的多数が国に望むことの第一に「年金をふやす」ことを挙げているのを御承知でしょうか。総理、あなたはこの国民の期待にこたえるというお立場かどうか、まず基本姿勢を伺いたいと思います。

○副議長(秋山長道君) 小笠原貞子君。

〔小笠原貞子君登壇 拍手〕

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、厚生年金保険法等の改正案につき質問をいたします。

先日、私のところに手紙が参りました。その要旨は次のようなものでございました。

私は、復員後、三十四年間、中小企業で一生懸命働いて、昨年、体も弱り、六十歳で退職いたしました。退職金は三百万円。現在は月八万円の厚生年金だけがただ一つの収入。灯油や電気、ガス代等の相次ぐ値上げで生活は苦しく、悠々自適とは全くほど遠い生活です。それにつけても、数億円も賭博で負けた国会議員やKDDの賄賂ぶりを見るにつけ腹が立ってなりません。

とあり、そして最後に、
ぜいたくを望むわけではありません。せめて心

わが国が高齢化社会を迎えるに備えて、わが党は国会に老後保障問題特別委員会の設置を主張してまいりましたが、総理が年金を充実させる必要を認めるならば、厚生年金等の支給開始年齢を六十歳から六十五歳へ繰り下げる根拠となる附則を当然削除すべきであります。

政府は、六十五歳への繰り下げの理由の一つに、諸外国の制度との比較論を持ち出していらっしゃいます。この比較論は根本的に誤っていません。確かに一部の国では六十五歳支給であります。フランス、イタリアは六十歳支給であり、西ドイツも六十三歳から支給されていきます。しかも、わが国と根本的に異なるのは、退職と年金受給開始とが当然のことではあります。連動しているという事です。

総理、六十五歳支給案がどれだけ世論の手ひどい批判を浴びたかはあなたも十分御承知だからこそ、一時延期の措置を余儀なくされたにすぎませ

ん。これこそまさに参議院選挙対策上のごまかしそのものであります。この際、こそくんな手段を弄せず、深く世論に従い、削除することを要求するものですが、お答えをいただきたいと思ひます。

労働大臣に伺います。
労働省は昭和六十年に六十歳定年制の実現を目指すと述べていらっしゃいますが、必ず実現させる自信がどうか、責任のある答弁を求めます。

次に、婦人の年金権に関して伺います。

本改正案では、遺族年金を四十歳未満の子供のない妻には支給しないとされていきます。そもそ遺族年金とは、夫の突然の死亡に際し、その遺族の従来生活の維持を補うことを本旨とする制度であります。ところが、本改正案は遺族年金制度の破壊に通ずる改悪で、これは絶対に認めることはできません。この部分の削除も強く求めるものであります。厚生大臣の答弁を伺いたいと思ひます。

次に、私は、年金財政の管理運営に関して質問をいたします。

厚生年金等積立金は、五十五年度には二十九兆円に達すると見込まれていきます。これが昭和八十年には厚生年金だけで実に三百兆円以上になると試算されています。積立金は資金運用部に預託され、運用部資金として財政投融资の有力な財源にされていきます。一体、政府は、この巨額を従来どおりの管理運営方針で処理するつもりなので

すか。

社会保険審議会が「積立金の管理運用については、拠出者の意向が反映するよう政府は検討せよ」と繰り返し指摘しているのは当然のことです。年金の積立金とは、政府出資金でなく、国民の拠出金であります。この拠出金の管理運営に拠出者は直接参加する当然の権利があります。イタリアでは、年金制度の管理運営に当たる全国家社会保険公庫の運営審議会並びに理事会ともに労働者代表を多数とする民主的運営が行われています。

私は、この際、積立金の管理運用制度のあり方を、抜本的に、そして民主的に改正する必要があると思ひますが、総理の所見を伺います。

大平内閣は、国鉄運賃、たばこ代、電力、ガス料金的大幅な値上げを認めましたが、相次ぐ公共料金の値上げ、そしてそれが引き金になって狂乱物価の再来が始まっています。その上、所得税減税が三年連続して見送られたため、ひどい実質大増税となつていきます。国民の暮らしの不安がますます大きく広がっている中で、本改正案は保険料の大幅な引き上げを行い、国民に一層負担を強い

るものであります。
厚生年金の場合、月収二十万円の労働者で毎月千八百円、年間二万一千円の負担増となります。国民年金は、来年度より夫婦で月九千円の保険料になり、公共料金を初めとする諸物価の高騰の中で、低所得者にはたえがたい負担となることは

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

明らかであります。

政府は、この際、給付に必要な負担増は当然だという、国民の願いを無視する発想を根本的に改めるべきであります。

わが党は、すでにフランス、イタリヤ、イギリス、スウェーデン等で実施されているように、保険料の負担割合を労働者に軽くするようかねてより主張してきました。その立場から、当面、労働者三、事業主七の割合にするように重ねて主張するのですが、厚生大臣の答弁を求めます。

あわせて、国民年金保険料の一律定額方式を所得比例制に改めることを早急に検討すべきだと思いますが、お答えいただきたい。

最後に、老齢福祉年金の引き上げについて伺います。

御承知のように、わが党は、戦前戦後を最も苦勞されてきた人々で国民年金への加入が認められなかった方々に支給される老齢福祉年金は、直ちに二万五千円に、年度内に三万円にすべきであるとの予算修正を要求いたしました。大平内閣は遺憾なことにこれを拒否されました。これは七十歳以上のお年寄りのささやかな願いへのまことに冷たい回答であります。老齢福祉年金受給者は六年後には半減の見込みです。

大平総理、三万円福祉年金の早期実現を改めて要求するものであります。努力されるかどうか、はつきりお答えをいただきたい。

大平内閣は、日本型福祉社会を宣伝しながら、

健康保険制度の改善、老人医療費の有料化、厚生年金支給開始年齢の六十歳から六十五歳への繰り下げ、児童手当の改廃など、福祉の切り下げ、社会保障の制度的改悪に着手し、低福祉高負担型につくりかえることをたくらんでいます。

私は、こうした社会保障制度と福祉の切り下げのねらいに断固反対するものです。軍事費を削減して、福祉の充実こそを図ることをここに強く要求して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇 拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 小笠原さんの最初の御質問は、国民の多くが年金の充実を期待しているが、これに対する基本的な姿勢はどうかというお尋ねでございました。

すでに高杉さん、内田さんにもお答え申し上げましたとおり、世界に類例のない高齢化社会がわが国において進行中でございますし、国民の年金制度に対する期待は大変大きいものがあることは、御指摘のとおり政府もよく承知いたしておるわけでございまして、これに対しまして鋭意改善に当たっておりますのでございます。また、年金制度のあり方につきましては各方面から御提言もいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、年金制度間の均衡のある発展を期しながら、高齢化社会において老後生活の本当の支えとなるような年金制度を持つように計画的に改革を進めてまいります。

第二の御質問は、厚生年金等の支給開始年齢の

繰り下げは削除せよということでございます。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の支えとなる年金水準を維持しながら現在の数倍もの多くの老人の年金生活を支えていくためには、若い世代の負担が相当大きくなっていかざるを得ないという状況が予想されるわけでございます。

しかし、若い世代の方々の負担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはいろいろの工夫がこらされなければならぬと考えます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討を進めていく必要があることはたれしも御異存がないところと思うのでございまして、そういう観点から、先ほど厚生大臣からもお答え申し上げておりますとおり、支給開始年齢の問題は避けて通れない課題であると思っております。

次回、財政再計算期において真剣に取り組まねばならない課題であると私は考えております。

第三は、年金積立金の管理運用制度を根本的に改めて、提出者の参加の方向で改むべきではないかという御意見でございます。

今日、年金積立金は非常に膨大になっておりまして、その運用いかんは国の財政金融に大きな影響を与えるようになっておるわけでございまして、資金運用部において統合的に管理運用してまいるという現行の仕組みが最も適した仕組みであると考えております。しかし、仰せのように提出者の意思を反映しなければならぬことも政府も十

分考えておるところでございます。資金運用審議会におきましては、社会保険審議会委員並びに国民年金審議会の委員の御参加をいただきまして保険料提出者の御意思の反映に努めておるところでございます。

最後に、老齢福祉年金を三万円に早期に改善するよう努力すべきでないかという御質問でございました。

老齢福祉年金の額につきましては、現在きわめて厳しい財政事情のもとでございますけれども、できる限りの改善を図るべく最善の努力を圖っておるつもりでございます。御提言のようにいま直ちに三万円に引き上げるといふことはきわめて困難であることは御理解いただきたいと思っております。

〔国務大臣野呂恭一君登壇 拍手〕

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘の厚生年金の支給開始年齢の問題でございますが、先ほど総理から答えられましたとおり、将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の支えになる年金水準を保つためには年金制度を安定的に運営するためには制度の見直しが必要でございますが、国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していくべきものと考えておるわけでございます。支給開始年齢の問題は、やっぱりこれは避けて通ることのできない問題でございますので、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべき課題であるので、そういう趣旨の規定を設ける必要があると考えておるのでございます。いま撤回する意思はござい

ません。

なお、遺族年金の問題でございますが、先ほど
もたびたび申し上げておりますとおり、遺族年金
の重点をどこに置くかという選択の問題でもござ
います。政府といたしましては、子供さんのあ
る未亡人やお年寄りの未亡人の遺族年金を重点に
置いての改善を図ったわけでございまして、四十
歳未満の子供のない未亡人については、いろいろ
審議会の御意見等もございましたが、この際遺族
年金を支給しないこともやむを得ないのではない
かという御意見を尊重いたしまして、そういう
ことにいたしましたわけでございまして、御理解を
願いたいと思います。

保険料の負担割合の変更の問題についてござ
います。厚生年金保険等の被用者保険におきま
しては原則として労使折半の負担が定められてい
るところでございますが、これが基本方針であり
ますが、これを改めるといふことになりまして、
各種被用者保険間の均衡、あるいは中小企業の事
業主の負担能力の現状等から考えまして、私は大
変困難な問題ではないかというふうに考えるわけ
でございます。

また、国民年金の保険料の所得比例制の問題に
つきましては、現在の定額制を所得に応じた保険
料の方式に改めることについては、きわめて多岐
にわたります。被保険者についてその所得を的確
に把握することができるかどうか、こういう点に
むずかしい問題を抱えておるのでございます。し

たがいます。現在の制度で進めてまいりたいと
考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣藤波孝生君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤波孝生君) 小笠原議員から御指摘
のありました定年制の状況であります。長期的
に見ますと、景気が非常に停滞しております
時期にでも徐々に定年が延長になっておりまし
て、五十五歳がほとんど一般化しておりますの
がだんだんと年齢が引き上がってきておる、こ
ういう状態にございます。最近におきましては鉄鋼
や私鉄が定年延長の実施に踏み切りましたので非
常に空気が一般化してきておりまして、各業界に
わたりまして定年延長の実施を進めていきます企
業がふえてきておる、こういう状態に今日なっ
ております。

政府といたしましては、六十年代までに六十歳
定年制を一般化させる、こういう目標に向かいま
して、業種別の労使会議を開催いたしまして定年
延長についてのコンセンサスを形成していく、さ
らに、定年延長奨励金制度の積極的な活用、高年
齢者雇用率の達成指導、こういった施策を一つ一
つ着実に進めまして行政指導をして、昭和六十
年度の六十歳定年の一般化に向かって自信をもつて
行政を進めてまいりたい、このように考えておる
次第でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いた
しました。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	安井 謙君	副議長	秋山 長造君
議員	太田 淳夫君	矢原 秀男君	桑名 義治君
塩田 啓典君	三木 忠雄君	井上 計君	馬場 富君
上林繁次郎君	金丸 三郎君	中野 明君	田代富士男君
栗林 卓司君	金井 元彦君	矢追 秀彦君	渋谷 邦彦君
藤井 恒男君	片山 正英君	小平 芳平君	中尾 辰義君
上原 正吉君			
和泉 照雄君	渡部 通子君	内田 善利君	峯山 昭範君
柳澤 鍊造君	龜長 友義君	黒柳 明君	阿部 憲一君
遠藤 政夫君	原田 立君	宮崎 正義君	木島 則夫君
河本嘉久蔵君	鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	中村 利次君
多田 省吾君	白木義一郎君	新谷寅三郎君	八木 一郎君

下村 泰君	山田 勇君	江田 五月君	山田 雅也君
前島英三郎君	市川 房枝君	青島 幸男君	田 英夫君
有田 一寿君	北 修二君	熊谷 弘君	下条進一郎君
田原 武雄君	高橋 圭三君	成相 善十君	岩崎 純三君
後藤 正夫君	佐々木 満君	森下 泰君	最上 進君
竹内 潔君	野呂田芳成君	志村 愛子君	古賀雷四郎君
中村 慎二君	原 文兵衛君	糸山英太郎君	斎藤 十朗君
上條 勝久君	梶木 又三君	初村清一郎君	稲嶺 一郎君
山崎 竜男君	安田 隆明君	細川 護熙君	小林 国司君
中山 太郎君	大石 武一君	郡 祐一君	塚田十一郎君
江藤 智君	大谷藤之助君	熊谷太三郎君	楠 正俊君
鍋島 直紹君	山東 昭子君	戸塚 進也君	夏目 忠雄君
望月 邦夫君	堀内 俊夫君	増岡 康治君	田代由紀男君
岩上 二郎君	前田 勲男君	三浦 八水君	山本 富雄君

中村 啓一君	林 寛子君
福島 茂夫君	藤井 裕久君
降矢 敬義君	高平 公友君
衛藤征士郎君	浅野 拡君
宮田 輝君	藤川 一秋君
福岡日出磨君	鳩山威一郎君
秦野 章君	林 道君
中村 太郎君	中西 一郎君
坂元 親男君	青井 政美君
安孫子藤吉君	石破 二郎君
藤田 正明君	嶋崎 均君
松垣徳太郎君	石本 茂君
世耕 政隆君	鈴木 省吾君
久次米健太郎君	上田 稔君
徳永 正利君	加藤 武徳君
木村 睦男君	丸茂 重貞君
植木 光教君	小澤 太郎君
岩動 道行君	町村 金五君
玉置 和郎君	長谷川 信君
伊江 朝雄君	増田 盛君
遠藤 要君	斎藤栄三郎君
森田 重郎君	野末 陳平君
降矢 敬雄君	堀江 正夫君

真鍋 賢二君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	勝又 武一君
永野 嚴雄君	高橋 誉富君
坂野 重信君	亀井 久興君
広田 幸一君	矢田部 理君
久保 亘君	井上 吉夫君
大島 友治君	岡田 広君
粕谷 照美君	片山 甚市君
浜本 万三君	山内 一郎君
西村 尚治君	内藤善三郎君
片岡 勝治君	土屋 義彦君
長田 裕二君	西ヶ久保重光君
瀬谷 英行君	山崎 昇君
小野 明君	坂倉 藤吾君
佐藤 三吾君	下田 京子君
安武 洋子君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
山中 郁子君	小巻 敏雄君
内藤 功君	安恒 良一君
吉田 正雄君	大木 正吾君
丸谷 金保君	神谷信之助君
橋本 敦君	志苦 裕君
野田 哲君	対馬 孝且君

小笠原貞子君	查脱タケ子君
小山 一平君	寺田 熊雄君
宮之原貞光君	立木 洋君
佐藤 昭夫君	小谷 守君
竹田 四郎君	川村 清一君
田中寿美子君	栗原 俊夫君
渡辺 武君	市川 正一君
村田 秀三君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	河田 賢治君
宮本 順治君	
内閣総理大臣	大平 正芳君
法務大臣	倉石 忠雄君
外務大臣	大来佐武郎君
大蔵大臣	正示啓次郎君
臨時代理大臣	谷垣 專一君
文部大臣	野呂 恭一君
厚生大臣	武藤 嘉文君
農林水産大臣	地崎宇三郎君
運輸大臣	大西 正男君
郵政大臣	藤波 孝生君
労働大臣	

国務大臣	小淵 惠三君
(総理府)総務長官	
国務大臣	長田 裕二君
(科学技術)庁長官	
政府委員	
郵政政務次官	長谷川 信君
議長の報告事項	
一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
辞任	補欠
柄谷 道一君	井上 計君
地方行政委員	
辞任	補欠
郡 祐一君	戸塚 進也君
夏目 忠雄君	二木 謙吾君
丸谷 金保君	野口 忠夫君
法務委員	
辞任	補欠
丸茂 重貞君	斎藤栄三郎君
外務委員	
辞任	補欠
二木 謙吾君	夏目 忠雄君

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二) 議長の報告事項

大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君	農林水産委員	栗原 俊夫君	和田 静夫君
大蔵委員	片山 甚市君	田中寿美子君	大蔵委員	野口 忠夫君	丸谷 金保君	大蔵委員	竹田 四郎君	小谷 守君	大蔵委員	和田 静夫君	栗原 俊夫君	大蔵委員	福間 知之君	松前 達郎君	大蔵委員	鈴木 一弘君	原田 立君	大蔵委員	渡辺 武君	河田 賢治君	文教委員	松前 達郎君	福間 知之君	文教委員	上田耕一郎君	小巻 敏雄君	社会労働委員	中村 禎二君	長谷川 信君	堀江 正夫君	長田 裕二君	岩崎 純三君	上原 正吉君	田中寿美子君	片山 甚市君	原田 立君	渡部 通子君	井上 計君	柄谷 道一君			

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その一) 議長の報告事項

行法の一部を改正する法律案

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会提出、第九十一回国会衆議院送付)

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

食糧自給力強化に関する決議

同日委員長から次の報告書が提出された。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年

度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書議決報告書

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額總計算書議決報告書

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況總計算書議決報告書

災害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日外国人に対する権益擁護に関する質問主意書(二宮文造君提出) 郵趣に関する質問主意書(二宮文造君提出)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第四確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百七十九年)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定の締結について承認を求めるの件貿易の技術的障害に関する協定の締結について承認を求めるの件

承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の議定書の締結について承認を求めるの件

輸入許可手続に関する協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

幹線道路の沿道の整備に関する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案農業災害補償法の一部を改正する法律案刑法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業事業団法案

犯罪被害者等給付金支給法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律案

同日議長は、国土審議会特別委員本院議員寺下岩藏君の逝去による同特別委員の補欠として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

記

(東北地方開発特別委員会)

参議院議員 安孫子藤吉君

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第四確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百七十九年)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定の締結について承認を求めるの件

貿易の技術的障害に関する協定の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

輸入許可手続に関する協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

幹線道路の沿道の整備に関する法律

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

農業災害補償法の一部を改正する法律

刑法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業事業団法

犯罪被害者等給付金支給法

行政書士法の一部を改正する法律

同日議院において採択した「農業改良普及事業に関する請願」外十四件の請願は、即日これを内閣に送付した。

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

堀江 正夫君 永野 厳雄君
市川 正一君 山中 郁子君
井上 計君 柄谷 道一君

地方行政委員

辞任 補欠
衛藤征士郎君 菅野 儀作君
金丸 三郎君 中村 太郎君
佐藤 三吾君 宮之原貞光君

法務委員

辞任 補欠
斎藤栄三郎君 中西 一郎君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

永野 厳雄君

宮之原貞光君

外務委員

菅野 儀作君
夏目 忠雄君

大鷹 淑子君

泰野 章君
安孫子藤吉君

大蔵委員

辞任 補欠
塚田十一郎君 真鍋 賢二君
中村 太郎君 金丸 三郎君
浅野 祐君 泰野 章君
小谷 守君 竹田 四郎君
栗原 俊夫君 和田 静夫君
松前 達郎君 福岡 知之君
片岡 勝治君 安永 英雄君
原田 立君 鈴木 一弘君
河田 賢治君 内藤 功君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

文教委員

辞任

塩見 俊二君

山東 昭子君

吉田 実君

望月 邦夫君

土屋 義彦君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

補欠

岩崎 純三君

井上 吉夫君

高平 公友君

志村 愛子君

坂元 親男君

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その一) 議長の報告事項

農林水産委員

辞任

補欠

久次米健太郎君 大鷹 淑子君
岩上 二郎君 安孫子藤吉君
和田 静夫君 栗原 俊夫君
鈴木 一弘君 原田 立君
内藤 功君 河田 賢治君

商工委員

辞任

補欠

真鍋 賢二君 塚田十一郎君
岩崎 純三君 塩見 俊二君
小笠原貞子君 市川 正一君

運輸委員

辞任

補欠

高平 公友君 吉田 実君
広田 幸一君 粕谷 照美君
内田 善利君 太田 淳夫君
柳澤 鍊造君 田淵 哲也君

通信委員

辞任

補欠

竹田 四郎君 小谷 守君

建設委員

辞任

補欠

太田 淳夫君 内田 善利君

予算委員

辞任

補欠

井上 吉夫君 藤田 正明君

決算委員

辞任

補欠

伊江 朝雄君 夏目 忠雄君
坂元 親男君 鍋島 直紹君
大森 昭君 和田 静夫君
矢追 秀彦君 黒柳 明君
市川 房枝君 喜屋武眞榮君

懲罰委員

辞任

補欠

鍋島 直紹君 二木 謙吾君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

高杉 勉忠君 森下 昭司君
広田 幸一君 福岡 知之君
内田 善利君 渋谷 邦彦君
下田 京子君 佐藤 昭夫君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 小巻 敏雄君 (小巻敏雄君の補欠)

農林水産委員会

理事 北 修二君 (北修二君の補欠)

運輸委員会

理事 山本 富雄君 (山本富雄君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案(安永英雄君外二名発議)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

外国人登録法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

航空業務に関する日本国とニュー・ジールランドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とフィジーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

海条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これをエネルギー対策特別委員会に付託した。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

沖縄県における駐留軍用地等の返還及び野留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外十一名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案可決報告書

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

刑事補償法の一部を改正する法律案可決報告書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

船舶のトン数の測度に関する法律案可決報告書

労働安全衛生法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
可決報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
可決報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等
の一部を改正する法律案可決報告書

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件議決報告書

文教委員会請願審査報告書(第一号)

通信委員会請願審査報告書(第一号)

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号（その一）

一〇三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和五十五年四月二十五日

○第九十一回 参議院會議録第十一号(その二)

〔本号(その二)参照〕

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

- 1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めることを目的とする。
- 2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。
- (1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十

四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

- (2) 千九百八十年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千六百四十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千八百八十万尾)を超えてはならない。

このうち、しろさけの漁獲量は三百八十万尾を、べにさけの漁獲量は百万尾を、ぎんさけの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

- (3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十年五月一日から同年七月三十一日までの間に於いて漁獲することが出来る。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十年五月一日から同年六月十五日までの間に於いて、漁獲が行われるものとする。
- (4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。

ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十ミリメートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五ミリメートル以上

各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書の書き換えに際して、ソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められたソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3

両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

- (1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することが出来る。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。
- (2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することが出来る。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でのその漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けことができずかつ他の締約国に要請をした

ときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を兩締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に關連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従い、かつ、まずの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務員に協力するように、適當な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年四月十五日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
V・カーメンツェフ

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定

日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、それぞれの国における他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式の一層の理解を助長するため、兩國間に更に密接な文化關係を發展させようとする共通の希望に動かされて、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 兩國政府は、學者、教員、學生、研究員、芸術家その他文化的又は教育的活動に従事する者の兩國間における交換を助長する。

2 兩國政府は、兩國の文化的、教育的及び専門的団体の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各國政府は、自国における他方の国の文化機關の設立及び發展を容易にする。

第三条

各國政府は、自国において、大學その他の教育機關における他方の国の言語、文學、文化その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第四条

各國政府は、自国において、他方の国の國民が修學し、研究し、及び訓練を受けることができるように、当該國民に対して奨学金を与えることを容易にする。

第五条

兩國政府は、一方の国において修學上の目的及び適當な場合には職業上の目的のために与えられる學位、資格證書その他の証明書についての他方の国における理解及び評價に資するようなそれぞれの国の教育制度に關する情報の交換について協力する。

第六条

1 各國政府は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) 講演、セミナー、演奏会及び舞台芸術

(c) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(d) ラジオ、テレビジョン、フィルム、音盤、テープその他の機械的手段

2 各國政府は、自国において、他方の国の國民又は団体により製作された文學的、芸術的及び學術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第七条

各國政府は、自国において、他方の国の國民に對し、博物館、美術館、圖書館、文獻センターその他の文化的性質を有する施設の利用について便宜を与える。

第八条

兩國政府は、兩國の報道機關、ラジオ放送機關及びテレビジョン放送機關の間における協力を容易にする。

第九条

兩國政府は、兩國の國民の間の相互理解を促進するため、兩國間の觀光旅行を奨励し、及び容易にする。

第十条

兩國政府は、兩國の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び相互訪問を奨励する。

第十一条

兩國政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

第十二条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、ブエノス・アイレスで行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十三条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十九年十月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直

アルゼンティン共和国政府のために
カルロス・ワシントン・パストール

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約

日本国及びハンガリー人民共和国は、所得に對する租税に關し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ハンガリー人民共和国においては、

(i) 所得税

(ii) 特別法人税

(iii) 特別法人税

(iv) (i)の所得税を基礎として課される地域開発分担金

(v) 営利法人による配当及び利得の分配に對する税

(以下「ハンガリーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ハンガリー人民共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、ハンガリー人民共和国の領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリー人民共和国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はハンガリーの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人

として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から取得する所得のみに關して当該一方の締約国において課税される個人を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(a) 事業の管理の場所
(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間内継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) 一方の締約国の企業が、当該一方の締約国から他方の締約国への機械又は設備の引渡しに關連して据付工事を行うこと。

(g) (a)から(f)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のため

に行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つてゐるという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために付した物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得

も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ハンガリー人民共和国の企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でハンガリー人民共和国において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを

当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約

国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的に関連するものを除く)に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者が取得する利子であつて延払いの形式による貸付金に係るものについては、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該一方の締約国において租税を免除する。

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利

得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

6 1、2及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとみなされる額を支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の規定に受当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) 工業的使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
(b) 文化的使用料に對しては、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。

3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用上の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
(b) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権の使用又は使用上の権利の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第十三条

1 第六條2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が自由職業を行つたため他方の締約国において使用することができ得る恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益に對しては、当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この条約の規定に受当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十四条
1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができ得る恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

1 次条及び第十八條から第二十一條までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行われれば、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができ得る恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二)

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本國とハンガリー人民共和國との間の條約

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約 一〇四〇

る報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属

する場合に、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合に、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

18 次条2の規定が適用される場合を除くは、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な積立てに應ずる給付を行う義務に基づき、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間、所定の時期において定期的な支払われる所定の金額をいう。

19 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に由つて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体に由つて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)にいう退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいずれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国内に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国の租税を免除される。

(a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。

(b) 職業上の資格に必要な訓練を受けること。

(c) 政府又は学術、慈善、文芸若しくは教育の団体等の非営利団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。

2 1にいう給付は、次のものとする。

(a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(b) 交付金、手当又は奨励金

(c) 当該一方の締約国内で提供される人的役務によつて取得する所得であつて一課税年度において合計六十万日本円又はハンガリー・フリントによるその相当額を超えないもの

22 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に定義する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

23 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關するこの条約の署名の日有効な日本国の法令の規定又はこれらの規定でその後にこの1の規定の原則に影

響を及ぼさない改正が行われたものに従い、
(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税を課される所得をハンガリー人民共和国において取得する場合に、その所得について納付されるハンガリーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ハンガリー人民共和国において取得される所得が、ハンガリー人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するハンガリーの租税を考慮に入れるものとする。

2 ハンガリー人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。
(a) ハンガリー人民共和国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。

(b) ハンガリー人民共和国の居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ハンガリー人民共和国は、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を越えないものとする。

(c) ハンガリー人民共和国の居住者が取得する

所得についてこの条約の規定に従つてハンガリー人民共和国において租税が免除される場合には、ハンガリー人民共和国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、締約国の居住者であるか否かを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずに課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずに課されることがある租税又はこれに関連する要件より重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、

当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ、

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事使節団の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約
千九百八十年二月十三日にブダペストで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉原真一

ハンガリー人民共和国のために
ヴィンツェ・イムレ

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約
日本国政府及びポーランド人民共和国政府は、両国間の経済関係の一層の発展及び促進を図ることを希望し、

所得に対する租税に關し、二重課税を回避するための条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとす

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ポーランドにおいては、

(i) 所得税

(ii) 賃金又は給料に対する税

(iii) 所得税及び賃金又は給料に対する税の付加税

(以下「ポーランドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれ

の国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ポーランド」とは、ポーランド人民共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ポーランドの租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はポーランドをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はポーランドの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を包含し、

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈に

より別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

4 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

5 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

6 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超えざる期間に存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、間接その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つてゐるという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人

の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令上所有する意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているか否かを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件

で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために付した物品又は商品の単なる購入を理由として、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国

際運輸に運用することにつき、ポーランドの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でポーランドにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的に関連するものを除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生

する利子であつて、他方の締約国の政府(地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方公共団体を含む)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利

子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

7 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) 工業的使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

(b) 文化的使用料に対しては、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。

3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

(b) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権の使

用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国において使用することができ、恒久的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができ、恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士

の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われず、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、

一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動について取得する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

3 もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)にいう個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得について

は、適用しない。

第二十一条

1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいずれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国において租税を免除される。

(a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をすること。
(b) 職業上の又は専門家の資格に必要な訓練を受けること。

(c) 政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。

2 1にいう給付は、次のものとする。
(a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
(b) 交付金、手当又は奨励金
(c) 当該一方の締約国内で提供される人的役務によつて取得する所得であつて、一課税年度において、当該一方の締約国が日本国である場合には合計六十万日本円、当該一方の締約国がポーランドである場合には合計十萬ポーランド・ズロチを超えないもの

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該所得の

支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてポーランドにおいて租税を課される所得をポーランドにおいて取得する場合には、その所得について納付されるポーランドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ポーランドにおいて取得される所得が、ポーランドの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するポーランドの租税を考慮に入れるものとする。

2

(a) ポーランドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、(b)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。もつとも、ポーランドは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得についてその免除が行われなかつたとしたならば適用されることとなる税率を適用することができ。

(b) ポーランドの居住者が第十条から第十二条

までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、日本国において当該所得について納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対するポーランドの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたポーランドの租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の居住者である者が他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の居住者である者に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条、第十一條又は第十二條の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利子の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

6 この条の規定は、社会化された企業を対象とする所得又は利得に対する税に関するポーランドの特別の制度に影響を及ぼすものではない。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければなら

ない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協

議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、ワルソーで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日(後三十日目の日)に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日

以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために
ステファン・ベルコヴィッチ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 条約第四条2に關し、双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則を考慮に入れて、問題を合意により解決する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的居住者が存する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住者が双方の締約国に存在する場合に、当該個人は、その人的及び経済的關係のより密接な(中核となる重要な利害關係を有する)締約国の居住者とみなす。

(b) 中核となる重要な利害關係を有する締約国

の決定ができない場合又はその使用する恒久的居住者がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の居住が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) 常用の居住が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

2 条約第八条に關し、同条の規定は、賃借しての船舶又は航空機を國際運輸に運用することによつて取得する利得及び次に掲げる利得その他船舶又は航空機を國際運輸に運用することに関連した補助的な活動によつて取得する利得にも適用することが了解される。

(a) 船舶又は航空機を賃借すること(裸用船であるかを問わない。)によつて取得する利得。ただし、船舶又は航空機の國際的な運用に従事する企業が、賃賃により臨時的な所得を取得する場合に限る。

(b) 船舶又は航空機を國際運輸に運用することに関連して、コンテナ、コンテナの運送のためのトレーラーその他の関連設備又ははしけ運搬船方式で運航するはしけを使用し、保持し又は賃賃することによつて取得する利得。条約第二十四条に關し、「すべての種類の税」には、ポーランドの營業許可手数料及び在住登録手数料を含まないことが了解される。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために
ステファン・ベルコヴィッチ

特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に關するブダペスト条約

序

この条約の締約国(以下「締約国」という。)は、特許手続上の微生物の寄託の國際的承認のための同盟を形成する。

第二章 定義

この条約及び規則の適用上、

(i) 「特許」というときは、特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証をいうものとする。

(ii) 「微生物の寄託」とは、文脈により、この条約及び規則に従つて行われる行為、すなわち、微生物を受領し及び微生物について受託する國際寄託当局に対する微生物の送付若しくは國際寄託当局による当該微生物の保管又はこれらの双方をいう。

(iii) 「特許手続」とは、特許出願又は特許に關する行政上又は司法上の手続をいう。

(iv) 「特許手続上の公表」とは、特許出願又は特許につき、公的に、公表すること又は公衆の閲覧に供することをいう。

(v) 「政府間工業所有權機關」とは、第九条(1)の宣言を書面により提出した機關をいう。

(vi) 「工業所有權庁」とは、締約国又は政府間工業所有權機關の特許を与える権限のある當局をいう。

(vii) 「寄託機關」とは、微生物について受領し、受託し及び保管し並びに微生物の試料を分譲する機關をいう。

(viii) 「國際寄託當局」とは、第七条に定めるところにより國際寄託當局としての地位を取得した寄託機關をいう。

(ix) 「寄託者」とは、微生物を受領し及び微生物について受託する國際寄託當局に対し微生物を送付する自然人又は法人及びこれらの承継人をいう。

(x) 「同盟」とは、前条の同盟をいう。

(xi) 「總會」とは、第十条の總會をいう。

(xii) 「機關」とは、世界知的所有權機關をいう。

(xiii) 「國際事務局」とは、機關の國際事務局及び、知的所有權保護合同國際事務局(BIRPI)が存続する限り、知的所有權保護合同國際事務局をいう。

(xiv) 「事務局長」とは、機關の事務局長をいう。

(xv) 「規則」とは、第十二条の規則をいう。

第三章 實體規定

(1) 自國の特許手続上微生物の寄託を容認し又は要求する締約国は、いずれかの國際寄託當局に対する微生物の寄託を自國の特許手続上承認する。その承認には、國際寄託當局により示された寄託の事実及び日付の承認並びに國際寄託當局の分譲した微生物の試料は当該國際寄託當局に寄託された当該微生物の試料であるとの承認を含むものとする。

(b) 締約国は、(a)に規定する微生物の寄託について國際寄託當局の交付する受託証の写しを要求することができる。

(2) 締約国は、この条約及び規則に規定する事項に關する限り、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれらに定める要件に追加する要件を満たすことを要求してはならない。

第四章 再寄託

(1) 國際寄託當局は、いずれかの理由、特に、次の理由により、寄託された微生物の試料を分譲することができない場合には、試料を分譲することができないことを確認した後速やかに、分譲することができない旨を理由とともに寄託者に通知する。この場合において、寄託者は、(2)の規定が適用される場合を除くほか、この(1)に定めるところにより、原寄託に係る微生物と同一の微生物の再寄託をする權利を有する。

(i) 寄託された微生物が生存していないこと

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

一〇四八

と。

(iii) 寄託された微生物の試料を外国に送付することが必要であるが、当該外国への送付又は当該外国における受領がそれぞれ輸出又は輸入の制限により妨げられていること。

(b) 再寄託は、原寄託をした国際寄託当局にするものとする。ただし、

(i) 原寄託をした寄託機関がすべての種類の微生物について若しくは寄託された微生物の属する種類の微生物について国際寄託当局としての地位を喪失した場合又は原寄託をした国際寄託当局が寄託された微生物についての業務の遂行を一時的若しくは確定的に停止する場合には、再寄託は、他の国際寄託当局にするものとする。

(ii) (a) (ii)に規定する理由により試料を分譲することができない場合には、再寄託は、他の国際寄託当局にすることができ、

(c) 寄託者は、再寄託に当たり、再寄託される微生物が原寄託に係る微生物と同一である旨を陳述した文書に署名し、これを提出する。寄託者の陳述について争いがある場合には、立証責任は、関係法令の定めるところによる。

(d) 原寄託に係る微生物につき過去に交付されたすべての生存に関する証明書が当該微生物の生存を示していた場合において、寄託者が(a)の通知を受領した日から三箇月以内に再寄託をしたときは、再寄託は、再寄託をした日にしたものとして取り扱う。ただし、再寄託を(a)から(c)まで及び(e)の規定に従つてすることを条件とする。

(e) (i) (i)の規定が適用される場合において、(b) (i)に規定する国際寄託当局としての地位の喪失(国際寄託当局としての地位の終止又は限定)又は業務の遂行の停止が国際事務局により公表された日から六箇月以内に寄託者が(a)

の通知を受領しないときは、(d)に規定する三箇月の期間は、当該公表の日から三箇月とする。

(2) 寄託された微生物が他の国際寄託当局に移送された場合には、当該他の国際寄託当局が当該微生物の試料を分譲することができる限り、(1) (a)に規定する権利は、生じない。

第五条 輸出及び輸入の制限

締約国は、特定の種類の微生物の自国の領域からの輸出又は自国の領域への輸入について制限を設けている場合には、国の安全を確保し又は健康若しくは環境に対する危険を防止するため、のみ、その制限をこの条約により寄託された微生物又は寄託されようとしている微生物について適用することが極めて望ましいことを認識する。

第六条 国際寄託当局としての地位

(1) 国際寄託当局としての地位を取得するためには、寄託機関は、いずれかの締約国の領域内に存在していなければならない。また、当該寄託機関が存在する締約国が当該寄託機関につき(2)に定める要件を満たしており及び引き続き満たすとの保証を与えなければならない。この保証は、政府間工業所有権機関が与えることもできる。この場合において、寄託機関は、当該政府間工業所有権機関のいずれかの構成国の領域内に存在していなければならない。

(2) 寄託機関は、国際寄託当局として、次の要件を満たさなければならない。

(i) 永続的なものであること。

(ii) この条約に従つて科学的及び管理的な業務を遂行するため、規則に定める必要な職員及び施設を有すること。

(iii) 公平かつ客観的であること。

(iv) 寄託に関し、いかなる寄託者にとつても同一の条件の下での利用が可能なるものであること。

(v) 規則の定めるところにより、すべての又は特定の種類の微生物について受託し、当該微

生物についての生存試験を行い及び当該微生物を保管すること。

(vi) 規則の定めるところにより、受託証を寄託者に対して交付し及び必要な場合に於て生存に関する証明書を交付すること。

(vii) 寄託された微生物につき、規則に定める秘密の保持の要件を満たすものであること。

(viii) 規則に定める条件及び手続に従い、寄託された微生物の試料を分譲すること。

(3) 規則には、次の場合においてとられる措置を定める。

(i) 国際寄託当局が、寄託された微生物についての業務の遂行を一時的若しくは確定的に停止する場合又は当該国際寄託当局に対して与えられた保証によれば受託することとなつていないいずれかの種類の微生物についての受託を拒否する場合

(ii) 国際寄託当局について国際寄託当局としての地位を終止させ又は限定する場合

第七条 国際寄託当局としての地位の取得

(1) (a) 寄託機関は、その領域内に当該寄託機関が存在する締約国が事務局長に対して書面で通告を行うことにより、国際寄託当局としての地位を取得する。通告には、当該寄託機関が前条(2)に定める要件を満たしており及び引き続き満たすことを保証する旨の宣言を含める。国際寄託当局としての地位は、政府間工業所有権機関が事務局長に対して中段の宣言と同様の宣言を含む通告を書面で行うことによつても取得することができる。

(b) 通告には、規則に定める寄託機関に関する情報も含める。通告を行うに当たつては、寄託機関が国際寄託当局としての地位を取得する日を指定することができる。

(2) (a) 事務局長が通告に(1) (a)の宣言が含まれておりかつ(1) (b)のすべての情報を受領したと認めるときは、国際事務局は、その通告を速やかに公表する。

かに公表する。

(b) 国際寄託当局としての地位の取得の日は、通告の公表の日又は、(1) (b)の規定に基づき指定された日が通告の公表の日よりも遅い日である場合には、当該指定された日とする。

(3) (1)及び(2)の規定に係る手続の細目については、規則に定める。

第八条 国際寄託当局としての地位の終止及び限定

(1) (a) 締約国又は政府間工業所有権機関は、いずれかの国際寄託当局が第六条に定める要件を満たしていなかったこと又は現在満たしていないことを理由として、当該いずれかの国際寄託当局の国際寄託当局としての地位を終止させ又はその地位を特定の種類の微生物に係る地位に限定するよう総会に請求することができる。ただし、締約国又は政府間工業所有権機関は、当該締約国又は政府間工業所有権機関が前条(1) (a)の宣言を行つた国際寄託当局については、その請求をすることができない。

(b) 締約国又は政府間工業所有権機関は、(a)の請求を行うのに先立ち、前条(1)の通告を行つた関係締約国又は関係政府間工業所有権機関に対し、請求に係る理由を事務局長を通じて通知する。その通知がされるのは、当該関係締約国又は関係政府間工業所有権機関が通知の日から六箇月以内に請求の根拠となつた原因を除去するために適切な措置をとることができるようになることである。

(c) 総会は、請求について十分な根拠があると認めた場合には、(a)に規定するいずれかの国際寄託当局の国際寄託当局としての地位を終止させ又はその地位を特定の種類の微生物に係る地位に限定することを決定する。総会の決定には、投じられた票の三分の二以上の多数の賛成を必要とする。

(2) (a) 前条(1) (a)の宣言を行つた締約国又は政府間

工業所有権機関は、事務局長に於て通告により、すべての又は特定の種類の微生物について宣言を撤回することができるものとし、また、宣言に係る保証がすべての又は特定の種類の微生物について妥当しなくなつた場合には、当該種類の微生物について宣言を撤回しなければならぬ。

- (b) (a)の通告は、規則に定める日から、すべての種類の微生物について行われた場合には国際寄託当局としての地位を終止させ、また、特定の種類の微生物のみについて行われた場合には国際寄託当局としての地位を当該種類の微生物以外の微生物に係る地位に限定する。
- (3) (1)及び(2)の規定に係る手続の細目については、規則に定める。

第九条 政府間工業所有権機関

- (1) (a) 二以上の国により広域特許を与える業務が委任されており、かつ、その構成国のすべてが工業所有権の保護に関する国際同盟（パリ同盟）の構成国である政府間機関は、第三条(1)(a)に規定する承認に係る義務、同条(2)に規定する要件に係る義務並びに政府間工業所有権機関に適用されるこの条約及び規則のすべての規定を受諾する旨の宣言を書面により事務局長に提出することができる。宣言は、第十六条(1)の規定によるこの条約の効力発生前に提出された場合にはこの条約の効力発生後に提出された場合には、宣言において一層遅い日が指定されていない限り、宣言の提出の後三箇月で効力を生ずる。一層遅い日が指定されている場合には、宣言は、当該指定されている日に効力を生ずる。
- (b) (a)の宣言を行つた政府間機関は、第三条(1)(b)の権利を有する。

- (2) 政府間工業所有権機関は、この条約又は規則の規定のうち政府間工業所有権機関に係るもの

の規定が改正され又は修正された場合には、事務局長に於て通告により、(1)の宣言を撤回することができる。その撤回は、次に掲げる日に効力を生ずる。

- (i) 通告が改正又は修正の効力発生の日前に受領された場合には、当該効力発生の日
- (ii) 通告が(1)に規定する日の後に受領された場合には、通告において指定されている日又は、その指定がないときは、通告を受領した日の後三箇月目の日

- (3) 政府間工業所有権機関は、(2)に規定する場合以外の場合においても、事務局長に於て通告により、(1)(a)の宣言を撤回することができる。その撤回は、事務局長が通告を受領した日の後二年で効力を生ずる。この(3)の規定に基づく撤回の通告は、(1)(a)の宣言が効力を生じた日から五年の期間中は受領されない。

- (4) 政府間工業所有権機関が(2)又は(3)の撤回を行つた場合には、当該政府間工業所有権機関による第七條(1)の通告に基づき寄託機関が取得した国際寄託当局としての地位は、事務局長による撤回の通告の受領の日の後一年で終止する。

- (5) (1)(a)の宣言、(2)又は(3)の撤回の通告、第七條(1)(a)の宣言に含められる第六條(1)中段の規定に基づく保証、前条(1)の請求及び同条(2)の撤回の通告は、政府間工業所有権機関の最高機関による事前の明示の承認を必要とする。この場合において、最高機関の構成国は、政府間工業所有権機関のすべての構成国でなければならず、承認に係る最高機関の決定は、構成国の政府の公式の代表により行われなければならない。

- 第二章 管理規定
- 第十条 総会
- (1) (a) 総会は、締約国で構成する。

- (b) 各締約国は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、随員及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各政府間工業所有権機関は、總會並びに總會の設置する委員会及び作業部会の会合において特別オブザーバーにより代表される。

(d) 同盟の構成国ではないが機関の加盟国又は工業所有権の保護に関する国際同盟（パリ同盟）の構成国である国及び特許の分野を専門とする政府間機関（第二条(4)に定義する政府間工業所有権機関を除く）は、總會の会合に並びに、總會が決定する場合に、總會の設置する委員会及び作業部会の会合にオブザーバーを出席させることができる。

- (2) (a) 総会は、次のことを行う。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) この条約により總會に特に与えられた権利を行使し及び任務を遂行すること。
- (iii) 事務局長に対し改正会議の準備に関する指示を与えること。
- (iv) 事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。
- (v) 同盟の活動を容易にするために必要と認める委員会及び作業部会を設置すること。

- (vi) (1)(d)の規定が適用される場合を除くほか、締約国以外の国、政府間機関（第二条(4)に定義する政府間工業所有権機関を除く）及び国際的な非政府機関のうちいずれのものもが總會の会合にオブザーバーとして出席することができるかを決定すること並びに国際寄託当局がいかなる問題について總會の会合にオブザーバーとして出席することができるかを決定すること。
- (vii) 同盟の目的を達成するため他の適当な措置をとること。
- (viii) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。

- (b) 総会は、機関が管理業務を行つて他の同盟も利害関係を有する事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することができる。
- (4) 各締約国は、一の票を有する。
- (5) (a) 締約国の二分の一をもつて定足数とする。
- (b) 総会は、定足数に満たない場合においても、決定を行うことができる。この場合において、決定は、總會の手続に関する決定を除くほか、規則に定める通信による投票で定足数が満たされかつ必要な多数が得られたときにのみ効力を生ずる。

- (6) (a) 第八條(1)(c)、第十二條(4)及び第十四條(2)(b)の規定が適用される場合を除くほか、總會の決定は、投じられた票の過半数による議決で行う。
- (b) 棄権は、投票とみなさない。
- (7) (a) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の一般総会と同一の期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、事務局長の発意により又は締約国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

- (8) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第十一条 国際事務局
- (1) 国際事務局は、次のことを行う。
- (i) 同盟の管理業務、特に、この条約及び規則又は總會により明示的に与えられた任務を遂行すること。
- (ii) 改正会議の事務局としての職務、總會並びに總會の設置する委員会及び作業部会の事務局としての職務並びに事務局長が招集する他のすべての会合で同盟に関する問題を処理するものの事務局としての職務を遂行すること。
- (2) 事務局長は、同盟の首席の職員とし、同盟を

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に関するブダペスト条約

代表する。

(3) 事務局長は、同盟に関する問題を処理するすべての会合を招集する。

(4)(a) 事務局長及び事務局長の指名する職員は、総会並びに総会の設置する委員会及び作業部会のすべての会合に並びに事務局長が招集する他のすべての会合で同盟に関する問題を処理するものに投票権なしで参加する。

(b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会、作業部会及び他の会合における事務局の長としての職務を行う。

(5)(a) 事務局長は、総会の指示に従つて改正会議の準備を行う。

(b) 事務局長は、改正会議の準備に関し政府間機関及び國際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(d) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、改正会議における事務局の長としての職務を行う。

第十二条 規則

(1) 規則は、次の事項に関する規定を設ける。

(i) この条約において、規則に明示的にゆだねられている事項又は規則で定められなければならない旨が明示的に規定されている事項

(ii) 業務の運用上の要件又は手続

(iii) この条約の実施上有用な細目

(2) この条約とともに採択された規則は、この条約に附屬するものとする。

(3) 総会は、規則を修正することができる。

(4)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、規則の修正の採択には、投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(b) 寄託された微生物の試料の國際寄託当局による分譲に関する規定の修正の採択には、提

案された修正に対する反対の票が投じられなければならないことを必要とする。

(5) この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第三章 改正及び修正

第十三条 この条約の改正

(1) この条約は、締約国の会議により隨時改正することができる。

(2) 改正会議の招集は、総会が決定する。

(3) 第十条及び第十一条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて修正することができる。

第十四条 この条約の特定の規定の修正

(1)(a) この条約の規定による第十条及び第十一条の規定の修正の提案は、締約国又は事務局長が行うことができる。

(b) (a)の提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに事務局長が締約国に送付する。

(2)(a) 第十条及び第十一条の規定の修正は、総会が採択する。

(b) 第十条の規定の修正の採択には投じられた票の五分の四以上の多数による議決を、第十一条の規定の修正の採択には投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(3)(a) 第十条及び第十一条の規定の修正は、総会がその修正を採択した時に総会の構成国であつた締約国の四分の三からそれぞれの憲法上の手続に従つて行われた受託についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。

(b) (a)に定めるところにより受託された第十条及び第十一条の規定の修正は、総会がその修正を採択した時に締約国であつたすべての国を拘束する。ただし、締約国の資金上の負担を生じさせ又は増大させる修正は、その修正の受託を通告した締約国のみを拘束する。

(c) (a)に定めるところにより受託されかつ効力

を生じた修正は、総会がその修正を採択した日の後に締約国となるすべての国を拘束する。

第四章 最終規定

第十五条 締約国となるための手続

(1) 工業所有権の保護に関する國際同盟(パリ同盟)の構成国は、次のいずれかの手続により、締約国となることができる。

(i) 署名し、その後批准書を寄託すること。

(ii) 加入書を寄託すること。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

(3) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託した最初の五の国については、その五番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

(2) この条約は、その他の国については、その国が批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、効力発生につき一層遅い日がある場合は、この条約は、その国に指定されている場合には、この条約は、その国について、当該指定されている日に効力を生ずる。

第十七条 この条約の廃棄

(1) いずれの締約国も、事務局長に於てた通告により、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長が(1)の通告を受領した日の後二年で効力を生ずる。

(3) いずれの締約国も、この条約の締約国となつた日から五年の期間が満了するまでは、(1)に定める廃棄の権利を行使することができない。

(4) 寄託機関の國際寄託当局としての地位の取得に係る第七條(1)(a)の宣言を行つた締約国がこの条約を廃棄した場合に、当該寄託機関が取得した國際寄託当局としての地位は、事務局長による(1)の通告の受領の日から一年で終止する。

第十八条 この条約の署名及び用語

(1)(a) この条約に關しては、ひとしく正文である英語及びフランス語による原本一通について

署名する。

(b) 事務局長は、關係政府との協議の上、この条約の署名の日から二箇月以内に、世界知的所有権機関を設立する条約の署名に際し用いられた他の言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

(c) 事務局長は、關係政府との協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語その他総会が指定する言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

(2) この条約は、千九百七十七年十二月三十一日まで、ブダペストにおいて署名のために開放しておく。

第十九条 この条約の寄託、贈本の送付及びこの条約の登録

(1) この条約の原本は、署名のための開放が終了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、第十五條(1)に規定するすべての構成国の政府、第九條(1)(a)の宣言を提出することとができる政府間機関及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及び規則の贈本二通について認証し、これらを送付する。

(3) 事務局長は、この条約を國際連合事務局に登録する。

(4) 事務局長は、すべての締約国、すべての政府間工業所有権機関並びに、要請があつたときは、他の国の政府及び第九條(1)(a)の宣言を提出することとができる他の政府間機関に対し、この条約及び規則の修正の贈本二通について認証し、これらを送付する。

第二十条 通報

事務局長は、締約国、政府間工業所有権機関及び同盟の構成国ではないが工業所有権の保護に関する國際同盟(パリ同盟)の構成国である国に対し、次の事項を通報する。

(i) 第十八條の署名

(ii) 第十五條(2)の批准書又は加入書の寄託

(iii) 第九條(1)(a)の規定に基づき提出された宣言

- 及び同条(2)又は(3)の規定に基づく撤回の通告
- (iv) 第十六条(1)の規定によるこの条約の効力発生の日
- (v) 第七条の規定による通告並びに第八条の規定による決定及び通告
- (vi) 第十四条(3)の規定によるこの条約の修正の受諾
- (vii) 規則の修正
- (viii) この条約又は規則の修正の効力発生の日
- (ix) 第十七条の規定により受領した廃棄通告

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に
関するブダペスト条約に基づく規則

1.1 「条約」

この規則において「条約」とは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約をいう。

1.2 この規則において「条」とは、条約の当該条をいう。

1.3 「署名」

この規則において「署名」というときは、その領域内に国際寄託当局が存在する国の法令が署名ではなく押印を要求している場合には、当該国際寄託当局については、「押印」をいうものとす。

2.1 第二規則 国際寄託当局

2.1 法的地位

政府の機関(中央政府以外の行政機関に附属する公的機関を含む。)及び民間の団体のいずれも、国際寄託当局になることができる。

2.2 職員及び施設

第六条(2)(iii)の要件には、特に次の要件を含む。

- (i) 国際寄託当局が、汚染させることなく生存させておく方法で寄託された微生物を保管する

るに必要な職員及び施設を確保すること。

- (ii) 国際寄託当局が、寄託された微生物を保管するに当たり、当該寄託された微生物の亡失の危険性を最小限にするため、十分な安全措置を講ずること。

2.3 試料の分譲

第六条(2)(iii)の要件には、特に、国際寄託当局が寄託された微生物の試料を迅速かつ適切な方法で分譲しなければならないとの要件を含む。

第三規則 国際寄託当局としての地位の取得

3.1 通告

- (a) 第七条(1)の通告は、締約国にあつては外交上の経路を通じて、政府間工業所有権機関にあつてはその首席の職員によつて、事務局長に對し行われる。
- (b) 通告書には、次の事項を記載する。

- (i) 通告に係る寄託機関の名称及びあて名
- (ii) 通告に係る寄託機関が第六条(2)に定める要件を満たす能力を有していることについての詳細な情報(法的地位、科学的水準、職員及び施設に関する情報を含む。)

- (iii) 通告に係る寄託機関が特定の種類の微生物についてのみ受託しようとする場合には、その種類
- (iv) 通告に係る寄託機関が、国際寄託当局としての地位を取得した後に、微生物の保管、生存に関する証明書の交付及び試料の分譲について課する手数料の額

3.2 通告の取扱い

- (v) 通告が第七条(1)及び3.1の規定に合致している場合には、事務局長はすべての締約国及び政府間工業所有権機関に對し通告を速やかに通報する日
- (vi) 該通告の場合には、第七条(1)(b)に規定する日

し、国際事務局は通告を速やかに公表する。

- (iii) 受託に係る微生物の種類の追加
- 締約国又は政府間工業所有権機関は、第七条(1)の通告を行つた後いつでも、保証を与えていなかった特定の種類の微生物についても保証を与える旨を事務局長に通告することができる。

この場合において、同条並びに3.1及び3.2の規定は、追加された種類の微生物について準用する。

第四規則 国際寄託当局としての地位の終止又は限定

4.1 請求及び請求の取扱い

- (a) 第八条(1)(a)の請求は、3.1(a)に定める方法と同一の方法により、事務局長に申し出る。
- (b) 請求書には、次の事項を記載する。

- (i) 請求に係る国際寄託当局の名称及びあて名
- (ii) 請求が特定の種類の微生物のみに係る場合には、その種類

- (iii) 請求の根拠となる事実の詳細
- (iv) 事務局長は、請求が(a)及び(b)の規定に合致している場合には、すべての締約国及び政府間工業所有権機関に對し、請求を速やかに通報する。

- (v) (e)の規定が適用される場合を除くほか、総会は、(e)の通報から六箇月の経過後八箇月の経過前に請求について審議する。

- (e) 事務局長は、(d)に規定する六箇月の期間の遵守が寄託者(潜在的な寄託者を含む。)の利益を損なうおそれがあると認める場合には、当該六箇月の期間が満了する前に総会を招集することができる。

- (f) 総会が請求に係る国際寄託当局の国際寄託当局としての地位を終止させ又はその地位を特定の種類の微生物に係る地位に限定することとを決定した場合には、その決定は、決定が行われた日の後三箇月で効力を生ずる。

通告、通告の効力発生の日及び通告の取扱い

- (a) 第八条(2)(a)の通告は、3.1(a)に定める方法と同一の方法により、事務局長に對し行われる。

- (b) 通告書には、次の事項を記載する。

- (i) 通告に係る国際寄託当局の名称及びあて名
- (ii) 通告が特定の種類の微生物のみに係る場合には、その種類

通告を行う締約国又は政府間工業所有権機関が当該通告の日から三箇月を経過した日より遅い日に第八条(2)(b)に規定する地位の終止又は限定が効力を生ずることを希望する場合には、当該希望する日

- (c) 第八条(2)(b)に規定する地位の終止又は限定は、(b)(ii)の規定が適用される場合には通告書に記載された日に効力を生じ、その他の場合には通告の日から三箇月を経過した日に効力を生ずる。

- (d) 事務局長は、すべての締約国及び政府間工業所有権機関に對し、第八条(2)の規定により受領した通告及び(c)に規定する効力発生の日を速やかに通報する。国際事務局は、当該通報と同一の内容を速やかに公表する。

- (e) 寄託された微生物についてとられる措置
- 5.1の規定は、第八条(1)若しくは(2)、第九条(4)又は第十七条(4)の規定により国際寄託当局としての地位を終止させ又は限定する場合に準用する。

4.3 第五規則 国際寄託当局による義務の不履行

- (a) 寄託された微生物についての業務の遂行の停止
- (b) 国際寄託当局が条約及びこの規則により行うこととされている寄託された微生物について、のいずれかの業務の遂行を一時的又は確定的に停止する場合には、当該国際寄託当局に

- (c) 国際寄託当局が条約及びこの規則により行うこととされている寄託された微生物について、のいずれかの業務の遂行を一時的又は確定的に停止する場合には、当該国際寄託当局に

- (d) 国際寄託当局が条約及びこの規則により行うこととされている寄託された微生物について、のいずれかの業務の遂行を一時的又は確定的に停止する場合には、当該国際寄託当局に

- (e) 国際寄託当局が条約及びこの規則により行うこととされている寄託された微生物について、のいずれかの業務の遂行を一時的又は確定的に停止する場合には、当該国際寄託当局に

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 特許手続上の微生物の寄託の國際的承認に関するブダペスト条約

一〇五二

- ついて第六条(1)の保証を与えた締約国又は政府間工業所有権機関は、
- (i) 当該國際寄託当局(不履行当局)に寄託された微生物のうち不履行に係るすべての微生物の試料が、変質し又は汚染することなく、不履行当局から他の國際寄託当局(代行当局)に速やかに移送されるよう、すべての可能な措置をとる。
- (ii) 不履行当局にあてられたすべての郵便その他の通信及び不履行当局の所持するすべての書類つづりその他の情報で不履行に係るすべての微生物に関する通信及び情報が代行当局に速やかに送付されるよう、すべての可能な措置をとる。
- (iii) 不履行当局が業務の遂行の停止及び移送につきすべての關係寄託者に対して速やかに通知するよう、すべての可能な措置をとる。
- (iv) 不履行当局の業務の遂行の停止及び停止の範圍並びに(1)から(iii)までの規定により当該締約国又は政府間工業所有権機関がとつた措置について事務局長に速やかに通知する。
- (b) 事務局長は、締約国及び政府間工業所有権機関並びに工業所有権庁に対し、(a)(iv)の規定により受領した通知を速やかに通報する。國際事務局は、事務局長が行つた通報及び事務局長が受領した通知を速やかに公表する。
- (c) 適用される特許手続の下において、寄託者に対し、不履行当局への寄託に係る特許出願をした工業所有権庁に対し移送に係る寄託について代行当局の付した新たな受託番号を当該寄託者が7.5に規定する受託証の受領の後速やかに通知することを要求することができ
- (d) 代行当局は、不履行当局の付した受託番号を新たな受託番号とともに適切な方法で保持する。

- 6.1
- (a) 6.2の規定が適用される場合を除くほか、寄託者は、國際寄託当局に微生物を送付するに当たり、次の事項を記載した文書に署名し、これを提出する。
- (i) 寄託が条約に基づいてされる旨の表示
- (ii) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
- (iii) 微生物の培養、保管及び生存試験に必要な条件の詳細並びに、混合微生物を寄託する場合には、当該混合微生物の組成の説明
- 6.2
- (a) 國際寄託当局が当該國際寄託当局に対して与えられた保証によれば受託することとなつていづれかの種類の微生物についての受託を拒否する場合には、当該國際寄託当局について第七条(1)(a)の宣言を行つた締約国又は政府間工業所有権機関は、事務局長に対し当該拒否及びとつた措置について速やかに通知する。
- (b) 事務局長は、他の締約国及び政府間工業所有権機関に対し、(a)の規定により受領した通知を速やかに通報する。國際事務局は、事務局長が行つた通報及び事務局長が受領した通知を速やかに公表する。
- 第六規則 原寄託及び再寄託の方式
- 6.2
- (a) 6.2の規定が適用される場合を除くほか、寄託者は、第四條の規定に基づく再寄託のために國際寄託当局に微生物を送付するに当たり、原寄託についての受託証の写し及び原寄託に係る微生物が生存していることを示す最新の生存に関する証明書の写しを提出するものとし、また、次の事項を記載した文書に署名し、これを提出する。
- (i) 6.1(1)から(5)までに掲げる事項
- (ii) 第四條(1)(a)の規定による再寄託の理由、同条(1)(c)の規定により必要とされる陳述及び、該当する場合には、同条(1)(e)に規定する日
- (iii) 原寄託について表示した科学的性質又は分類学上の位置であつて、第四條(1)(e)に規定する日におけるもの
- (b) 再寄託が原寄託のされた國際寄託当局にされる場合には、(a)(i)に掲げる事項の記載を要しない。
- 6.3
- (a) 國際寄託当局による要求
- (i) 國際寄託当局は、条約及びこの規則の実施のために必要な形態でこれらの実施のために必要な量の微生物を寄託者が寄託することを要求することができるものとし、また、当該

- 及び当該混合微生物に係るそれぞれの微生物の存在を確認する少なくとも一の方法の説明
- (ii) 寄託者が微生物に付した識別のための表示(番号、記号等)
- (v) 健康又は環境に対し害を及ぼすおそれのある微生物の性質で國際寄託当局が知るこの困難なものの表示(特に、新規の微生物に係る表示)
- (b) (a)の文書には、寄託される微生物の科学的性質及び分類学上の位置を表示することが極めて望ましい。
- 再寄託
- (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、寄託者は、第四條の規定に基づく再寄託のために國際寄託当局に微生物を送付するに当たり、原寄託についての受託証の写し及び原寄託に係る微生物が生存していることを示す最新の生存に関する証明書の写しを提出するものとし、また、次の事項を記載した文書に署名し、これを提出する。
- (i) 6.1(1)から(5)までに掲げる事項
- (ii) 第四條(1)(a)の規定による再寄託の理由、同条(1)(c)の規定により必要とされる陳述及び、該当する場合には、同条(1)(e)に規定する日
- (iii) 原寄託について表示した科学的性質又は分類学上の位置であつて、第四條(1)(e)に規定する日におけるもの
- (b) 再寄託が原寄託のされた國際寄託当局にされる場合には、(a)(i)に掲げる事項の記載を要しない。
- 6.3
- (a) 國際寄託当局による要求
- (i) 國際寄託当局は、条約及びこの規則の実施のために必要な形態でこれらの実施のために必要な量の微生物を寄託者が寄託することを要求することができるものとし、また、当該

- 國際寄託当局の事務手続上寄託者が当該國際寄託当局の作成した様式により正しく記載した文書を提出することを要求することができ
- (b) 國際寄託当局は、國際事務局に対し、(a)の規定に基づく要求及びその変更を通知する。
- 第七規則 受託証
- 7.1
- 受託証の交付
- 國際寄託当局は、寄託者に対し、当該國際寄託当局に付された微生物の寄託又は移送に係る微生物の寄託につき、当該微生物を受領し及び当該微生物について受託したことを証する受託証を交付する。
- 7.2
- 様式、言語及び署名
- (a) 7.1の受託証の様式は、總會が指定する言語で事務局長によりそのひな形が作成される様式(國際様式)と称する。とする。
- (b) ローマ字以外の文字で語を受託証に記載する場合には、その語をローマ字に音訳したものを併記する。
- (c) 受託証には、國際寄託当局を代表する権限を有する者又はその者により正当に権限を与えられた当該國際寄託当局の他の職員が署名する。
- 7.3
- 原寄託についての受託証の記載事項
- 原寄託について交付される7.1の受託証には、國際寄託当局が条約にいう國際寄託当局として受託証を交付する旨を表示し、かつ、少なくとも次の事項を記載する。
- (i) 國際寄託当局の名称及びあて名
- (ii) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
- (iii) 國際寄託当局が微生物を受領した日
- (iv) 寄託者が微生物に付した識別のための表示(番号、記号等)
- (v) 國際寄託当局が寄託について付した受託番号

6.1 (2)の文書に微生物の科学的性質又は分類上の位置が記載されている場合には、その記載がされている旨の表示

8.1 通知
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.1 試験の義務
国際寄託当局は、当該国際寄託当局に寄託された微生物についての生存試験を、
(i) 第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに行う。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.4 再寄託についての受託証の記載事項
第四条の規定に基づく再寄託について交付される7.1の受託証には、原寄託についての受託証の写し及び原寄託に係る微生物が生存していることを示す最新の生存に関する証明書の写しを添付し、かつ、少なくとも次の事項を記載する。

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.5 再寄託の理由及び、該当する場合には、
(a) (ii)の規定により寄託者が記載した第四条(1)(e)に規定する日
(b) 寄託者が6.1(ii)に規定する科学的性質又は分類上の位置を記載した場合には、その記載がされている旨の表示
(c) 原寄託について付された受託番号
(d) 移送に係る受託証

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.6 科学的性質及び分類上の位置の通知
(i) 11.1又は11.2の規定に基づき寄託された微生物の試料を受領する資格を有する者の要請があつた場合には、国際寄託当局は、その者に對し、7.4又は7.5の科学的性質及び分類上の位置を通知する。

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.6 科学的性質及び分類上の位置の通知
(i) 11.1又は11.2の規定に基づき寄託された微生物の試料を受領する資格を有する者の要請があつた場合には、国際寄託当局は、その者に對し、7.4又は7.5の科学的性質及び分類上の位置を通知する。

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.6 科学的性質及び分類上の位置の通知
(i) 11.1又は11.2の規定に基づき寄託された微生物の試料を受領する資格を有する者の要請があつた場合には、国際寄託当局は、その者に對し、7.4又は7.5の科学的性質及び分類上の位置を通知する。

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

7.6 科学的性質及び分類上の位置の通知
(i) 11.1又は11.2の規定に基づき寄託された微生物の試料を受領する資格を有する者の要請があつた場合には、国際寄託当局は、その者に對し、7.4又は7.5の科学的性質及び分類上の位置を通知する。

8.2 証明書の交付
(a) 寄託者は、微生物の寄託に際し当該微生物の科学的性質又は分類上の位置を表示しなかつた場合には、後日これらを表示することができ。また、寄託者は、既に表示した科学的性質及び分類上の位置を修正することができる。

10.2 生存に関する証明書
(a) 国際寄託当局は、寄託された微生物についての生存に関する証明書を、
(i) 寄託者に対し、第六規則の寄託又は5.1の移送の後速やかに交付する。

11.1 生存に関する証明書の交付する国際寄託当局の名称及びあて名
(i) 寄託者の氏名又は名称及びあて名
(ii) 微生物の寄託の日及び、該当する場合に、微生物の移送の日
(iii) 国際寄託当局が付した受託番号
(iv) 生存に関する証明書の交付の日
(v) 生存試験がどのような条件下で行われたかに関する情報（生存に関する証明書の交付を受ける者が要請した場合において、生存試験の結果が否定的であつたときのみ記載する。）

たこと。

④ 当該締約国又は政府間工業所有権機関若しくはその構成国において採用されている特許手続上試料を入手する必要があること。

(iv) 試料及び試料に関連する情報を④に規定する特許手続のためにのみ使用すること。

寄託者に対する試料の分譲又は寄託者の承諾を得た試料の分譲

國際寄託当局は、次の者に対し、寄託された微生物の試料を分譲する。

(i) 請求を行つた寄託者

(ii) 請求を行い、かつ、試料の分譲を承諾する旨の寄託者の宣言書を出した当局、自然人又は法人(以下「承諾を得た当事者」という。)

試料の分譲について法令上の資格を有する当事者に対する試料の分譲

(a) 國際寄託当局は、当局、自然人又は法人の請求があつたときは、總會によつてその内容が定められた様式により請求がされること及び工業所有権庁が当該様式により次のことを証明することを条件として、当該請求を行つた当局、自然人又は法人(以下「証明された当事者」という。)

に對し、寄託された微生物の試料を分譲する。

(i) 特許を求める出願で当該微生物の寄託に係るものが当該工業所有権庁にされてお

り、かつ、当該出願の対象が当該微生物又は当該微生物の利用に係るものであること。

(ii) 当該工業所有権庁が特許手続上の公表を行つたこと。(④ただし書の規定が適用される場合には、その公表についての証明をする必要はない。)

⑤ 当該工業所有権庁に係る特許手続を定める法令上、証明された当事者が当該微生物の試料の分譲を受ける権利を有していること及び、当該法令が一定の条件の下でその

権利を認めている場合には、これらの条件が現実に満たされたことを当該工業所有権庁が認めること、又は証明された当事者が当該工業所有権庁の所定の様式による文書に署名を行つたこと及び、そのことにより、当該工業所有権庁に係る特許手続を定める法令上、証明された当事者に対する試料の分譲のための条件が満たされたものとみなされること。

ただし、当該工業所有権庁に係る特許手続を定める法令上、証明された当事者に対する試料の分譲を受ける権利を有している場合において、その公表がまだ行われていないときは、証明書には、その権利を有する旨を明瞭に記載し、かつ、慣行に従つて引用することにより当該法令の關係規定(判決を含む。)を表示する。

(b) 工業所有権庁は、自己が与えかつ公表した特許に係る微生物の寄託について國際寄託当局が付した受託番号を表の形式で当該國際寄託当局に随時通知することができ、通知を受けた國際寄託当局は、通知に係る微生物の試料の分譲の請求を行つた当局、自然人又は法人(以下「請求する当事者」という。)

に對し、当該微生物の試料を分譲する。受託番号を通知した工業所有権庁は、寄託された微生物で通知に係るものについては、(a)に規定する証明を行つたことを要しない。

共通規則

(a) 11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書、証明書又は通知書は、次の言語により作成する。

(i) 英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語を使用している國際寄託当局に於てられるこれらの文書については、それぞれ、英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語。ただし、ロシア語又はスペイン語を使

用している國際寄託当局に對しては、英語又はフランス語でこれらの文書を提出することができる。この場合において、11.1から11.3までの規定による關係者又は当該國際寄託当局の要請があつたときは、國際事務局は、無料で、ロシア語又はスペイン語による翻訳文を速やかに作成し、これについて認証する。

(i) の規定に従つて提出される文書以外の文書については、英語又はフランス語。ただし、その文書が於てられる國際寄託当局の使用している一の言語によることもできる。

(b) (a)の規定にかかわらず、ロシア語又はスペイン語を公用語とする工業所有権庁が11.1の請求を行う場合には、当該工業所有権庁は、請求書をロシア語又はスペイン語により作成することができ、この場合において、当該工業所有権庁の要請があつたときは、國際事務局は、無料で、英語又はフランス語による翻訳文を速やかに作成し、これについて認証する。

(c) 11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書、証明書又は通知書には、署名し、日付を付する。

(d) 11.1から11.3までの規定による請求書、宣言書又は証明書には、次の事項を記載する。

(i) 請求を行う工業所有権庁、承諾を得た当事者又は証明された当事者の氏名又は名称及びあて名

(ii) 寄託について付された受託番号

(iii) 11.1の規定による宣言書及び請求書には、寄託に係る出願又は特許の日付及び番号

(iv) 11.3(a)の規定による請求書及び証明書には、⑤に規定する事項並びに11.3(a)に規定する証明を行つた工業所有権庁の名称及びあて名

て名

(e) 11.3(b)の規定による請求書には、次の事項を記載する。

(i) 請求する当事者の氏名又は名称及びあて名

(ii) 寄託について付された受託番号

(f) 分譲される試料が収められる容器には、國際寄託当局が寄託について付した受託番号を表示し及び第七規則に規定する受託証の写しを添付する。

(g) 分譲の請求を行つた者(寄託者を除く。)に對し試料を分譲した國際寄託当局は、試料を分譲した旨を、また、その日付並びに試料の分譲を受けた工業所有権庁、承諾を得た当事者、証明された当事者又は請求する当事者の氏名又は名称及びあて名を書面で速やかに寄託者に通知する。通知書には、請求書の写し、請求に当たり11.1又は11.3(d)の規定により提出された宣言書の写し並びに11.3(b)の様式による請求書及び証明書の写し又は請求する当事者の署名のある請求書の写しを添付する。

(h) 11.1の規定による試料の分譲は、無料で行

う。11.2又は11.3の規定により試料の分譲を請求する場合には、12.1(a)の規定により課する手数料は、寄託者、承諾を得た当事者、証明された当事者又は請求する当事者が請求に先立つて又は請求の時に支払う。

第十二規則 手数料

(a) 國際寄託当局は、条約及びこの規則に規定する次の業務についての手数料を課することができる。

(i) 保管

(ii) 8.2に規定する証明書の交付

(iii) 生存に関する証明書の交付(10.2(e)前段に

規定する交付を除く。

(iv) 試料の分譲 (11. (b) 前段に規定する試料の分譲を除く。)

(b) 保管についての手数料は、9.1 に定める微生物の保管の全期間に対するものとする。

(c) 手数料については、寄託者の国籍若しくは住所により、又は生存に關する証明書の交付若しくは試料の分譲を請求する当局、自然人若しくは法人の国籍若しくは住所により異なる額を課してはならない。

12.2

(a) 国際寄託当局が課する手数料の額の変更については、当該国際寄託当局について第七条 (1) の宣言を行った締約国又は政府間工業所有権機関が事務局長に対して通知する。その通知には、新たな手数料が適用される日の表示を含めることができる。

(b) 事務局長は、すべての締約国及び政府間工業所有権機関に対し、(a) の規定により受領した通知及び (c) に規定する適用の日を速やかに通報する。国際事務局は、事務局長が行った通報及び事務局長が受領した通知を速やかに公表する。

(c) 新たな手数料は、(a) の規定により表示された日から適用する。ただし、増額の場合又は適用される日の表示がない場合には、国際事務局による手数料の額の変更の公表の後三十日目の日から適用する。

13.1

第十三規則 国際事務局による公表
公表の方法
条約及びこの規則に規定する国際事務局による公表は、工業所有権の保護に關するパリ条約に規定する国際事務局の月刊の定期刊行物により行われる。

13.2

(a) 13.1 に規定する定期刊行物においては、少なくとも各年の最初の号に、それぞれの国際寄託当局に寄託することができる微生物の種類及びそれぞれの国際寄託当局が課する手数料の額を国際寄託当局ごとに示した最新の表を掲載する。

(b) 次の事実に關するすべての情報は、一回に限り、その事実の発生の後最初に発行される当該定期刊行物に掲載される。

(i) 国際寄託当局としての地位の取得、終止又は限定及び終止又は限定に關連してとられた措置
(ii) 3.3 に規定する受託に係る微生物の種類の変更
(iii) 追加

(iv) 国際寄託当局の業務の停止、特定の種類の微生物に關する受託の拒否及び停止又は拒否に關連してとられた措置
(v) 国際寄託当局が課する手数料の額の変更
(vi) 6.3 (b) の規定により通知された要求及びその変更

14.1

第十四規則 代表団の費用
費用の負担
總會の会合及び委員会、作業部会又は同盟に關する問題を處理する他の会合に参加する各代表団の費用は、当該代表団を任命した国又は団体が負担する。

15.1

第十五規則 總會における定足数の不足
通信による投票
(a) 第十条 (b) の場合には、事務局長は、總會の決定 (總會の手続に關するものを除く。) が行われたときに代表を出していなかった締約国に対し、その決定を通知し及びその通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。

(b) (a) に規定する期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した締約国の数が (a) の決定が行われたときの定足数の不足を満たし、かつ、必要とされる多数の賛成が得られることとなる場合には、(a) の決定は、効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十七年四月二十八日にブダペストで成した。

(署名欄は省略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に關する条約

美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現在及び将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のかけがえのない一部をなすものであることを認識し、

野生動植物に關してはその価値が芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見地から絶えず増大するものであることを意識し、国民及び国家がそれぞれの国における野生動植物の最良の保護者であり、また、最良の保護者でなければならないことを認識し、

更に、野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、このため、適当な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。

(b) 「標本」とは、次のものをいう。

(i) 生死の別を問わず動物又は植物の個体

(ii) 動物にあつては、附属書 I 若しくは附属書 II に掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書 III に掲げる種の個体の部分

若しくは派生物であつて容易に識別することができないものうちそれぞれの種について附属書 III により特定されるもの

(iii) 植物にあつては、附属書 I に掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができないもの、又は附属書 II 若しくは附属書 III に掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができないものうちそれぞれの種について附属書 III 若しくは附属書 II により特定されるもの

(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海からの持ち込みをいう。

(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいう。

(e) 「海からの持ち込み」とは、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいづれかの国へ輸送することをいう。

(f) 「科学立局」とは、第九条の規定により指定される国の科学機関をいう。

(g) 「管理立局」とは、第九条の規定により指定される国の管理機関をいう。

(h) 「締約国」とは、その国についてこの条約が効力を生じている国をいう。

第二条 基本原則
1 附属書 I には、絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるものを掲げる。これらの種の標本の取引は、これらの種の存続を更に脅かすことのないよう特に嚴重に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る。

2 附属書 II には、次のものを掲げる。

(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を嚴重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種

若しくは派生物であつて容易に識別することができないものうちそれぞれの種について附属書 III により特定されるもの

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

(b) (a)の種以外の種であつて、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなればならない種

3 附属書Ⅲには、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種を掲げる。

4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引を認めない。

第三条 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。

(d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。

3 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標

本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないことを助言したこと。

(b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

(c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないことを認めること。

4 附属書Ⅰに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたことを認めること。

(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。

(c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていることを認めること。

5 附属書Ⅰに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

(c) 当該持込みがされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるも

のでないことを認めること。

第四条 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。

3 締約国の科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種の標本に係る輸出許可書の自国による発給及びこれらの標本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附属書Ⅱに掲げるいづれかの種につき、その属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準を及び附属書Ⅰに掲げる個体数となるような当該いづれかの種の個体数の水準よりも十分に高い個体数の水準を当該いづれかの種の分布地域全体にわたって維持するためにその標本の輸出を制限する必要があると決定する場合、適当な管理当局に対し、その標本に係る輸出許可書の発給を制限するためにとるべき適当な措置を助言する。

4 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸入については、輸出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。

5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたことを認めること。

(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されたと認めること。

6 附属書Ⅱに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように取り扱われることを認めること。

7 6の証明書は、科学当局が自国の他の科学機関及び適当な場合には国際科学機関と協議の上行う助言に基づき、一年を超えない期間につきその期間内に持込みが認められる標本の総数に限り発給することができる。

第五条 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸出で附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものについては、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護

に關する自國の法令に違反して入手されたものでないことを認めること。

(b) 生きてゐる標本の場合には、輸出國の管理當局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されることを認めること。

3 附屬書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、4の規定が適用される場合を除くほか、原産地證明書及びその輸入が附屬書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものである場合には輸出許可書を事前に提出することを必要とする。

4 輸入國は、再輸出に係る標本につき、再輸出國內で加工された標本であること又は再輸出される標本であることを証する再輸出國の管理當局が発給した證明書をこの条約が遵守されている証拠として認容する。

第六條 許可書及び證明書

1 前三條の許可書及び證明書の発給及び取扱いは、この条に定めるところにより行う。

2 輸出許可書には、附屬書Ⅳのひな形に明示する事項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の日から六箇月の期間内に行われる輸出についてのみ使用することができる。

3 許可書及び證明書には、この条約の表題、許可書及び證明書を発給する管理當局の名称及び印章並びに管理當局の付する管理番号を表示する。

4 管理當局が発給する許可書及び證明書の写しには、写しであることを明示するものとし、写しが原本の代わりに使用されるのは、写しに特記されている場合に限る。

5 許可書又は證明書は、標本の各送り荷について必要とする。

6 輸入國の管理當局は、標本の輸入について提出された輸出許可書又は再輸出證明書及びこれらに対応する輸入許可書を失効させた上保管する。

7 管理當局は、適當かつ可能な場合には、標本の識別に資するため標本にマークを付することができ、この7の規定の適用上、「マーク」とは、権限のない者による模倣ができないようにするように工夫された標本の識別のための消すことのできない印章、封鉛その他の適當な方法をいう。

第七條 取引に係る免除等に関する特別規定

1 第三條から第五條までの規定は、標本が締約國の領域を通過し又は締約國の領域において積み替えられる場合には、適用しない。ただし、これらの標本が税關の管理の下にあることを条件とする。

2 第三條から第五條までの規定は、標本につき、この条約が当該標本に適用される前に取得されたものであると輸出國又は再輸出國の管理當局が認める場合において、当該管理當局がその旨の證明書を発給するときは、適用しない。

3 第三條から第五條までの規定は、手回品又は家財である標本については、適用しない。ただし、次の標本（標本の取得がこの条約の当該標本についての適用前になされた管理當局が認める標本を除く。）については、適用する。

(a) 附屬書Ⅰに掲げる種の標本にあつては、その所有者が通常居住する國の外において取得して当該通常居住する國へ輸入するもの

(b) 附屬書Ⅱに掲げる種の標本にあつては、(i) その所有者が通常居住する國以外の國（その標本が野生の状態に捕獲され又は採取された國に限る。）において取得し、(ii) 当該所有者が通常居住する國へ輸入し、かつ、(iii) その標本が野生の状態に捕獲され又は採取された國においてその輸出につき輸出許可書の事前の発給が必要とされているもの

4 附屬書Ⅰに掲げる動物の種の標本であつて商業的目的のため飼育により繁殖させたもの又は附屬書Ⅱに掲げる植物の種の標本であつて商業

的目的のため人工的に繁殖させたものは、附屬書Ⅱに掲げる種の標本とみなす。

5 動物の種の標本が飼育により繁殖させたものであり若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたものであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれらの繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸出國の管理當局が認める場合には、当該管理當局によるその旨の證明書は、第三條から第五條までの規定により必要とされる許可書又は證明書に代わるものとして認容される。

6 第三條から第五條までの規定は、管理當局が発給し又は承認したラベルの付された標本、乾燥標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該ラベルの付された生きてゐる植物が、管理當局に登録されている科学者又は科学施設の間に商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には、適用しない。

7 管理當局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第三條から第五條までの要件を免除し、許可書又は證明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 輸出者又は輸入者が、標本の詳細について管理當局に登録すること。

(b) 標本が2又は5のいずれかに規定する標本に該当するものであること。

(c) 生きてゐる標本の場合には、管理當局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように輸送され及び世話をされると認めること。

第八條 締約國のとの措置

1 締約國は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標本の取引を防止するため、適當な措置をとる。この措置には、次の

ことを含む。

(a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれらの双方について処罰すること。

(b) 違反に係る標本の没収又はその輸出國への返送に關する規定を設けること。

2 締約國は、1の措置に加え、必要と認めるときは、この条約を適用するためにとられた措置に違反して行われた取引に係る標本の没収の結果負うこととなつた費用の國內における求償方法について定めることができる。

3 締約國は、標本の取引上必要な手続が速やかに完了することをできる限り確保する。締約國は、その手続の完了を容易にするため、通關のために標本が提示される輸出港及び輸入港を指定することができる。締約國は、また、生きてゐる標本につき、通過、保管又は輸送の間に傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように適切に世話をすることを確保する。

4 1の措置がとられることにより生きてゐる標本が没収される場合には、

(a) 当該標本は、没収した國の管理當局に引き渡される。

(b) (a)の管理當局は、当該標本の輸出國との協議の後、当該標本を、当該輸出國の負担する費用で当該輸出國に返送し又は保護センター若しくは管理當局の適當かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所へ送る。

(c) (a)の管理當局は、(b)の規定に基づく決定（保護センター又は他の場所の選定に係る決定を含む。）を容易にするため、科学當局の助言を求めることができるものとし、望ましいと認める場合には、事務局と協議することができる。

5 4にいう保護センターとは、生きてゐる標本、特に、没収された生きてゐる標本の健康を維持し又は生育を助けるために管理當局の指定する施設をいう。

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

第十條 取引

6 締約国は、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。

- (a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所
- (b) 発給された許可書及び証明書の数及び種類、取引の相手国、標本の数又は量及び標本の種類、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の名称並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別

7 締約国は、この条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。

- (a) 6 (b)に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書
- (b) この条約を実施するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する二年ごとの報告書

8 7の報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。

第九條 管理当局及び科学当局

1 この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。

- (a) 自国のために許可書又は証明書を発給する権限を有する一又は二以上の管理当局
- (b) 一又は二以上の科学当局

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と連絡する権限を有する一の管理当局の名称及び住所を寄託政府に通報する。

3 締約国は、1の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。

4 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理当局から要請があつたときは、許可書又は証明書を認証するために使用する印章その他のものの図案を通報する。

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該条約の締約国でない国の権限のある当局が発給する文書であつて、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認容することができる。

第十一條 締約国会議

1 事務局は、この条約の効力発生の後二年以内に、締約国会議を招集する。

2 その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも二年に一回通常会合を招集するものとし、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合にいつでも特別会合を招集する。

3 締約国は、通常会合又は特別会合のいずれにおいても、締約国は、この条約の実施状況を検討するものとし、次のことを行うことができる。

- (a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成すること。
- (b) 第十五条の規定に従つて附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正を検討し及び採択すること。
- (c) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。
- (d) 事務局又は締約国の提出する報告書を受領し及び検討すること。
- (e) 適当な場合には、この条約の実効性を改善するための勧告を行うこと。

4 締約国は、通常会合において、2の規定により開催される次の通常会合の時期及び場所を決定することができる。

5 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を制定することができる。

6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関

並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

7 野生動植物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の少なくとも三分の一が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。

- (a) 政府間又は非政府のもの、いずれであるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体
- (b) 国内の非政府機関又は非政府団体であつて、その所在する国によりこの条約の目的に沿うものであると認められたもの

これらのオブザーバーは、出席することを認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

第十二條 事務局

1 事務局の任務は、この条約の効力発生に伴い、国際連合環境計画事務局が提供する。同事務局長は、適当と認める程度及び方法で、野生動植物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機関若しくは団体の援助を受けることができる。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

- (a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- (b) 第十五条及び第十六条の規定により与えられる任務を遂行すること。
- (c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に寄与する科学的及び技術的研究(生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別

方法に関する研究を含む。)を行うこと。

- (d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に関する追加の情報であつてこの条約の実施を確保するために必要と認めるものを当該締約国に要請すること。
- (e) この条約の目的に関連する事項について締約国の注意を喚起すること。
- (f) 最新の内容の附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲをこれらの附属書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報とともに定期的に刊行し、締約国に配布すること。
- (g) 締約国の利用に供するため事務局の業務及びこの条約の実施に関する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。
- (h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための勧告を行うこと(科学的及び技術的性格の情報を交換するよう勧告を行うことを含む)。
- (i) 締約国の与える他の任務を遂行すること。

第十三條 国際的な措置

1 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種がその標本の取引によつて望ましくない影響を受けていると認められる場合又はこの条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。

2 締約国は、1の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、是正措置を提案する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によつて明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。

3 締約国会議は、締約国の提供した情報又は2の調査の結果得られた情報につき、次の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該条約の締約国でない国の権限のある当局が発給する文書であつて、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認容することができる。

第十四条 国内法令及び国際条約に対する影響

る影響

1 この条約は、締約国が次の国内措置をとる権利にかなる影響も及ぼすものではない。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送の条件に関する一層厳重な国内措置又はこれらの取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を完全に禁止する国内措置

(b) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種以外の種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を制限し又は禁止する国内措置

2 この条約は、標本の取引、捕獲若しくは採取、所持又は輸送についてこの条約に定めているものの以外のものであるものを定めておるもの又は将来効力を生ずることのあるものに基づき国内措置又は締約国の義務にかなる影響も及ぼすものではない。これらの国内措置又は義務には、関税、公衆衛生、動植物の検疫の分野に関するものを含む。

3 この条約は、共通の対外関税規制を設定し若しくは維持し、かつ、その構成国間の関税規制を撤廃する同盟若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは国際協定であつて現在締結されており若しくは将来締結されることのある条約若しくは国際協定の規定のうち又はこれらの条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの同盟又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に関するものにかなる影響も及ぼすものではない。

4 この条約の締約国は、自国がその締約国である他の条約又は国際協定がこの条約の効力発生の時に有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附属書Ⅱに掲げる海産の種に対し保護を与えている場合には、自国において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基づいて捕獲し又は採取した附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引についてこの条約に基づく義務を免除される。

5 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該標本が4に規定する他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の持込みがされた国の管理当局の発給する証明書の必要とする。

6 この条約のいかなる規定も、国際連合総会議決第二千七百五十号C(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

第十五条 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正
1 締約国会議の会合において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合における検討のため、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができ、改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に通告する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議については、2(b)又は2(c)の規定を準用するものとし、会合の遅くとも三十日前に改正案に係る回答をすべての締約国に通告する。

(b) 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この1(b)の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二に算入しない。

(c) 会合において採択された改正は、会合の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

2 締約国会議の会合と会合との間において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合と会合との間における検討のため、この2に定めるところにより、郵便手続による附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。

(b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告する。事務局は、また、当該海産の種に関連する活動を行つてゐる政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を特に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。

(c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告するものとし、その後できる限り速やかに自己の勧告を締約国に通告する。

(d) 締約国は、事務局が(b)又は(c)の規定に従つてその勧告を締約国に通告した日から六十日以内に、関連する科学的な資料及び情報とともに改正案についての意見を事務局に送付することができる。

(e) 事務局は、(d)の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。

(f) 事務局が(e)の規定により回答及び勧告を通告した日から三十日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正は、その後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

(g) 事務局がいずれかの締約国による異議の通告を受領した場合には、改正案は、(b)から(d)までの規定により郵便投票に付される。

(h) 事務局は、異議の通告を受領したことを締約国に通報する。

(i) 事務局が(h)の通報の日から六十日以内に受領した賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の二分の一に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次の会合に付託する。

(j) 受領した票の合計が締約国の総数の二分の一に達した場合には、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。

(l) 改正案が採択された場合には、改正は、事務局によるその旨の通報の日の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

第十六条 附属書Ⅲ及びその改正

1 締約国は、いつでも、その種について第二条3にいう規制を自国の管轄内において行う必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附属書Ⅲには、附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、これらの種の学名及び第一条(b)の規定の適用上これらの種の個体の部分又は派生物であつてそれぞれの種について特定されたものを掲げる。

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

ない。

2 事務局は、1の規定により提出された表を受領した後でできる限り速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日の後九十日

2 事務局は、1の特別会合の少なくとも九十日前に改正案を締約国に通告する。

で附屬書Ⅲの一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の受領の後いつでも、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、いずれの種又はいずれの種の個体の部分若しくは派生物についても留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示し

3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託政府に寄託した後六十日で、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正は、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後六十日で、効力を生ずる。

3 附屬書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日後三十日で効力を生ずる。

該紛争について当該他の締約国と交渉する。

2 締約国は、1の規定によつても紛争を解決することができなかった場合には、合意により当該紛争を仲裁、特に、ヘーグ常設仲裁裁判所の仲裁に付することができる。紛争を仲裁に付した締約国は、仲裁裁定に従うものとする。

4-1の規定により表を提出する締約国は、当該表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の写しを、自国がその提出を適当と認める解釈又は事務局がその提出を要請する解釈とともに事務局に提出する。締約国は、

第十九条 署名
この条約は、千九百七十三年四月三十日までワシントンにおいて、その後は、千九百七十四年十二月三十一日までベルヌにおいて、署名のために開放しておく。

自國の表に記載された種が附屬書Ⅲに掲げられている間、当該記載された種に係る国内法令の改正が採択され又は当該国内法令の新しい解釈が採用されるごとにこれらの改正又は解釈を提出する。

第二十条 批准、受諾及び承認
この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府であるスイス連邦政府に寄託する。

第二十一条 加入

1 事務局は、締約国の少なくとも

の書面による要請があるときは、この条約の改正を検討し及び採択するため、締約国会議の特別会合を招集する。改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この1の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二に算入し

第二十二條 効力発生

- 1 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された日の後九十日で効力を生ずる。
- 2 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託され

た日の後九十日で効力を生ずる。

第二十三条 留保

この条約については、一般的な留保は、付することができない。特定の留保は、この条、第十五条及び第十六条の規定に基づいて付することができる。

いづれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができる。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種

締約国は、この条の規定に基づいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第二十四条 廃棄

いづれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、この条約をいつでも廃棄することができる。廃棄は、寄託政府が通告を棄することができ、寄託政府が通告を棄した後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条 寄託政府

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証謄本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託したすべての国に送付する。

政府は、すべての署名国及び加入国並びに

に事務局に對し、署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力發生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに廢棄通告を通報する。

の条約が効力を生じたときは、寄託政府

は、国際連合憲章第百二条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証謄本

を国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十三年二月三日にワシントンで作成し

附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱ

この附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に

属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。

略号「s.d.p.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。

「ラ」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。

種又は種よりも大きな分類群に付されている
一個の星印(*)は、当該種又は種よりも大きな

分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個性群、亜種又は種が附属書Ⅰに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種が

附屬書」から除外されていることを示す。
種又は種よりも大きな分類群に付されている
二個の星印(**)は、当該種又は種よりも大きな

な分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附属書Ⅱに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種

が附屬書一から除外されていることを示す。
種又は種よりも大きな分類群に付されている
符号「+」及び数字は、当該種又は種よりも大きな

な分類群に属する地理的に隔離された個体群、亜種又は種のうち次のとおり特定されたものの

みを附屬書に掲げていることを示す。

+201 南米の個体群

+202 (A) 北太平洋の資源

(B) 経度零度の子午線と東経七十度の子午線によつて囲まれ、かつ、赤道と南極大陸によつて囲まれる区域の資源

ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群

+204 イタリアの個体群

+205 北米産のすべての亜種

+206 アジアの個体群

+207 インドの個体群

+208 オーストラリアの個体群

+209 ヒマラヤの個体群

+210 アメリカ合衆国の個体群

+211 ニュー・ジラランド産のすべての種

+212 チリの個体群

+213 科に属する南米産及び北米産のすべての種

+214 オーストラリアの個体群

8 種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する地理的に隔離された個体群、亜種、種、種の集団又は科のうち次のとおり特定されているものが附屬書から除外されていることを示す。

-101 (A) アイスランド沖の北大西洋の資源

(B) ニューファウンドランド島沖の北大西洋の資源

(C) 南緯四十度の緯度線と南極大陸によつて囲まれ、かつ、西経百二十度の子午線と西経六十度の子午線によつて囲まれる区域の資源

-102 ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群

-103 パンテラ・ティグリス・アルタイカ (II) パンテラ・ティグリス・アムレンシス

-104 オーストラリアの個体群

-105 コンドル科

-106 アメリカ合衆国の個体群

-107 オーストラリアの個体群

-108 パプア・ニューギニアの個体群

-109 チリの個体群

-110 多肉組織を有しないすべての種

9 この条約は、附屬書IIに掲げる植物の種又は種よりも大きな分類群にあつては、個体(生死の別を問わない)及び個体のすべての部分又は派生物であつて容易に識別することができるものについて適用する。もつとも、種又は種よりも大きな分類群に符合()及び数字が付されている場合には、当該種又は種よりも大きな分類群に属する種(生死の別を問わない)のほかに、その部分又は派生物のうち次のとおり特定されているものについてのみ適用する。

>3 幹

>2 材木

>1 根

動物界

哺乳綱

単孔目

有袋目

カンガルー科

ベトンギア(spp.)
カロプリエンヌス・カンベストリス(Be)

ラゴケステス・ヒルストゥス
ラゴストロフス・ファスキア
トックス

オニニコガレア・フレナタ
オニニコガレア・ルナタ

クスクス科

ブルーラミス科
ウオンバット科
バンディクート科

ラスイオリヌス・クレフティイ
カイロプス・エカウダトックス
(Be)

マクロティス・ラゴティス
マクロティス・レウクラ

ペラメレス・ボウガインヴィル
レ

スミントプスイス・ロンギカウ
ダタ

フクロネコ科

ふくろおおかみ科

食虫目

はりねずみ科

霊長目

きつねざる科

アルロケプス(spp.)

附 属 書 I

附 属 書 II

ザグロス(spp.)

デンドロラガス・ベネティアス

デンドロラガス・ルンホルツイ

デンドロラガス・イヌストゥス

デンドロラガス・ウルスイヌス

ファランゲル・マクラトックス

ファランゲル・オリエンタリス

ブルラミヌス・パルヴス

エリナケウス・フロンタリス

霊長目(spp.)(*)

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二) 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約

1061

ケイロガレウス(spp.) ハバラムル(spp.) レムル(spp.) レビレムル(spp.) ミクロケプス(spp.) ファネル(spp.) アヴァヒ(spp.) インドリ(spp.) プロビテクス(spp.) ダウベントニア・マダガスカリ エンシス カルリミコ・ゴイルディイ カルリトリクス・アウリタ カルリトリクス・フラヴィケプ ス レオントビテクス(レオンティ デウス)(spp.) サグイヌス・ビコロル サグイヌス・レウコプス サグイヌス・オイディプス アロウアタ・パルリアタ(ヴィ ルロサ) アテレス・ゲオフロイイ・フロ ンタトゥス アテレス・ゲオフロイイ・パナ メンシス ブラキユテレス・アラクノイデ ス カカヤオ(spp.) キロボテス・アルピナス サイミリ・オイルステディイ ケルコケプス・ガレリトゥス・ ガレリトゥス コロプス・パディウス・キルキ イ コロプス・パディウス・ルフオ ミトラトゥス マカカ・スイレヌス ナサリス・ラルヴァトゥス プレスビュティス・エンテルル ス	おまきざる科	おながざる科
---	--------	--------

プレスビュティス・ゲエイ プレスビュティス・ピレアトゥス プレスビュティス・ポテンジア ニ ピュガトリクス・ネマイウス スイミアス・コンコロル ヒュロパテス(spp.) スュンファラングス・スュンダ クテュルス しょうじょう科(spp.)	てながざる科	しょうじょう科	貧 齒 目 ありくい科	なまけもの科 アルマジロ科	有 鱗 目 せんざんこう科	うさぎ目 うさぎ科	うさぎ目 うさぎ科	齧 齒 目 りす科	ポケットねずみ科 ねずみ科	プレスビュティス・フメウス ブセウドミヌス・ブライコニス レポリルルス・コンディトル ブセウドミヌス・フメウス ブセウドミヌス・スホルトリド ゲイ	マニス・テンミンキ カプロラグス・ヒスピドゥス ロメロラグス・デアジ キヌノミヌス・メクスィカヌス ラリスクス・ホセイ ラトゥファ(spp.) デイボドミヌス・フィリリプ スイイ・フィルリプスイイ ノトミヌス(spp.)	マニス・クラスイカウダタ マニス・ヤヴァニカ マニス・ベンタダクテュラ ネソラグス・ネトスケリ	ミユルメコファガ・トリダク テュラ タマンドゥア・テトラダクテ ュラ・カパデンシス ブラデュプス・ポリヴィエン シス
--	--------	---------	----------------	------------------	------------------	--------------	--------------	--------------	------------------	--	--	--	---

昭和五十五年四月二十五日

参議院会議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇六三

チンチラ科	くじら目	かわいるか科	いるか科	ねずみいるか科	とくくじら科	ながすくじら科	せみくじら科	食肉目	いぬ科
クセロミヌス・ミヌオイデス ズニゾミヌス・ペドゥンクラ トウス キンキルラ(spp.) (+201)	リボテス・ヴェクスイルリフェ ブラタニスタ・ガンゲティカ ブラタニスタ・ミノル ソタリア(spp.) ソウサ(spp.) ネオフォカイナ・フォカイノイ デス フォコイナ・スイヌス エスクリクティウス・ロプス トウス(グラウクス) バライノプテラ・ボレアリス (*) (+202)	バライノプテラ・ムスクルス バライノプテラ・フェサル (*) (-101)	メガプテラ・ノヴァイアングリ アイ バライナ・ミヌステイケトウス エウバライナ(spp.) カニス・ルプス(*) (+203)	カニス・ルプス(*) (-102)	クリュソキオン・プラキウス クオン・アルピヌス ドゥスイキオン・クルバイウス ドゥスイキオン・フルヴィベス ドゥスイキオン・グリセウス ヴァルベス・カナ	カニス・ルプス(*) (-102)	クリュソキオン・プラキウス クオン・アルピヌス ドゥスイキオン・クルバイウス ドゥスイキオン・フルヴィベス ドゥスイキオン・グリセウス ヴァルベス・カナ	カニス・ルプス(*) (+203)	カニス・ルプス(*) (+203)
くじら目(spp.)(*)									
くま科	あらいぐま科	いたち科	じゃこうねこ科	ハイエナ科	ねこ科				
ヴァルベス・ヴェロクス・ヘベス ヘラルクトス・マヤヌス セレナルクトス・ティベタヌス トレマルクトス・オルナトウス ウルスス・アルクトス(*) (+204)	ウルスス・アルクトス・イサベルリヌス ウルスス・アルクトス・ネルソニ ウルスス・アルクトス・ブルイノスス アオニクス・ミクロドン エンヒュドラ・ルトリス・ネレイス ルトラ・フェリナ ルトラ・ロンギカウデイス(ブラテンシス/アネクテニス) ルトラ・ルトラ ルトラ・プロヴォカクス ムステラ・ニグリベス プテロヌラ・プラストイリエン スイス プリオノドン・バルディコロル ヒュアイナ・ブルネア	ウルスス(タラルクトス)・マリタイムス アイルルス・フルゲンス コネバトウス・フンボルドティ	ルトリナイ(spp.)(*) クリュプトプロクタ・フェロク ス キエノガレ・ベネティ エウプレレス・ゴウドティイ エウプレレス・マヨル フォサ・フォサ ヘミガルス・デルビュアヌス プリオノドン・リンサング	ハイエナ科 ねこ科	ハイエナ科 ねこ科				
ウルスス・アルクトス(*) (+205)					ねこ科(spp.)(*)				

昭和五十五年四月二十五日

参議院会議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇六五

か ば ら く だ 科	し か 科	ブ ロ ン グ ホ ー ン 科	う し 科
ヴイクグナ・ヴィクグナ アクスイス(ヒュエラフス)・カ ラミアネンスイス アクスイス(ヒュエラフス)・ク リ アクスイス(ヒュエラフス)・ポ ルキヌス・アナミティクス プラストケルス・ディコトムス ケルヴス・ドゥヴァウケリ ケルヴス・エラフス・ハングル ケルヴス・エルディ ダマ・メソボタミカ ヒボカメルス・アンティセン スイス ヒボカメルス・ビスルクス モスクス・モスキフ・エルス (**) (+209) オゾトケロス・ベゾアルティク ス プドゥ・ブドゥ アンティロカブラ・アメリカ ナ・ペニンサラリス アンティロカブラ・アメリカ ナ・ソノリエンスイス ビソン・ピソン・アタバスカイ ボス・ガウルス ボス(グルニエンズ)・ムトウス プバルス(アノア)・デブレシ コルニス プバルス(アノア)・ミンドレン スイス	コイロプスイス・リペリエン スイス ラマ・グアナニコイ ケルヴス・エラフス・バクトリ アヌス	モスクス(spp)(*) プドゥ・メフィストファイル アンティロカブラ・アメリカ ナ・メクスイカナ アダクス・ナソマクラトゥス	アダクス・ナソマクラトゥス
鳥 レ ア 網 目 科	し ぎ だ ち や う 目 し ぎ だ ち や う 科	プ テ ロ ク ネ ミ ア ・ ペ ナ タ 	レ ア ・ ア メ リ カ ナ ・ ア ル ベ ス ケ ン ス
プバルス(アノア)・カルレスイ カブラ・ファルコネリ・キルタ ネンスイス カブラ・ファルコネリ・イエ ル カブラ・ファルコネリ・メガケ ロス カブリコルニス・スマトライン スイス ダマリスキス・ドルカス・ドル カス ヒボトラグス・ニゲル・ヴァリ アニ ネモルハイドゥス・ゴラル ノヴィボス(ボス)・サウヴェリ オリユクス・レウコリユクス オヴィス・アンモン・ホドグソ ニ オヴィス・オリエンタリス・オ フィオン オヴィス・ヴィグネイ バントロプス・ホドグソニ ルビカブラ・ルビカブラ・オル ナタ	リエンコトウス・ルフエスケ ン リエンコトウス・ルフエスケ ン リエンコトウス・ルフエスケ ン リエンコトウス・ルフエスケ ン リエンコトウス・ルフエスケ ン リエンコトウス・ルフエスケ ン	カブラ・ファルコネリ(*) ケファロフス・モンティコラ コプス・レケ オリユクス(タオ)・ダンマ オヴィス・アンモン(*) オヴィス・カナデンシス	

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇六七

き じ 科	ら い ち ょう 科		
		ミトウ・ミトウ・ミトウ	オレオファス・デルビアス
		ビビレ・ヤクティンガ	ビビレ・ビビレ・ビビレ
		テュンバックス・クピド・アト	ワテリ
		カトレウス・ワリキイ	コリス・ヴィルギニアス・
		リドグワイイ	クロソプティロン・クロソプ
		ティロン	クロソプティロン・マントクリ
		クム	
		キルトニクス・モンテズマ	イ・メアルンスイ
		キルトニクス・モンテズマ	イ・モンテズマイ
		フランコリス・オクロペク	トウス
		フランコリス・スウエルス	トライ
		ガルルス・ソネラティイ	イタギニス・クルエントウス
			ロフオフォルス・インペヤス
			ロフオフォルス・ルイスイ
			ロフオフォルス・スクラテリ
			ロフ・エドワルドス
			ロフ・インペリアリス
			ロフ・スウインホイ
			ポリュプレクトロン・エンファ
			ヌム
		リュルルス・ムロコスイエウイ	クジ
		アルグスイアス・アルグス	

ち ど り 目	の が ん 科	く い な 科	つ る 目	つ る 目	つ る 目
					スルマテイクス・エルリオ
					スルマテイクス・フミアイ
					スルマテイクス・ミカド
					テトラオガルルス・カスピウス
					テトラオガルルス・テイベタヌ
					トラゴパン・ブリュティイ
					トラゴパン・カボティ
					トラゴパン・メラノケファルス
					グルス・アメリカナ
					グルス・カナデンシス・ネ
					スオテス
					グルス・カナデンシス・ブル
					グルス・ヤボネンシス
					グルス・レウコグラヌス
					グルス・モナカ
					グルス・ニグリコリス
					グルス・ヴィピオ
					トリコリンナス・スルヴェス
					トリリス
					リノケトス・ユバトウス
					クラミドティス・ウンドウラ
					コリオティス・ニグリケプス
					エウボドティス・ペンガレン
					オティス・タルダ
					ガルリラルルス・アウストラリ
					ス・ヘクトリ
					グルス・カナデンシス・ブラ
					テンスイス
					トルニクス・メラノガステル
					ペディオノムス・トルカトウス
					バレアリカ・レグロルム
					ポリュプレクトロン・マラケン

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

し ぎ 科	か も め 科	は と 目 科	お う む 目 科
ヌメニウス・ボレアリス	トリンガ・グティフェル	カロイナス・ニコバリカ ドゥクラ・ミンドレンシス	アマゾナ・グイルディンギイ アマゾナ・インベリアリス アマゾナ・レウコケファラ アマゾナ・プレトレイ・プレ レイ アマゾナ・ロドコリユタ アマゾナ・ヴェルスイコロ アマゾナ・ヴィナケア アマゾナ・ヴィタタ アノドリユンクス・グラウクス アノドリユンクス・レアリ アラティンガ・グアルバ
ヌメニウス・ミストゥス ヌメニウス・テヌイロストリス	ラルス・ブルニケファルス	ガルリコルンバ・ルゾニカ ゴウラ・クリスタタ ゴウラ・スケエブマケリ ゴウラ・ヴィクトリア	カカトウア(カカトイ)・テヌイ ロストリス カリユプトトリユンクス・ラタミ コラコプシス・ニグラ・バル クリユイ キヌアノリセウス・パタゴス ス・ビニロニ
キヌアノランフス・マルヘルビ			
キヌアノランフス・スピクスイ イ キヌアノランフス・アウリケブ ス・フォルベシ			
キヌアノランフス・ノヴァイゼ ランディアイ			
ふ く ろ う 目 科	め ん ふ く ろ う 目 科	ふ く ろ う 目 科	ほ と と ぎ す 目 科
デト・ソウマグネイ アテネ・ブレウイテイ ニノクス・ノヴァイセエラン ディアイ・ロイアナ	ゲオプスイタクス・オキデンタ リス(Bee) ネオフエマ・クリュソガステル	ベゾボルス・ワルリクス ピオノプスイタ・ピレアタ	プセフォトウス・クリュソプテ リユギウス プセフォトウス・ブルケルリム ス(Bee) プスイタクラ・クラメリ・エコ プスイタクス・エリタクス・プ リンケプス ピュルラ・クルエンタタ リユンコプスイタ・パキユリ ンカ ストリゴプス・ハプロプティル ス
キヌアノランフス・ウニココロ エウニユンフィクス・コルヌ トウス	ネオフエマ・スブレンディダ オボプスイタ・ディオフタル マ・コクセニ	ボイケファルス・ロプストウス ポリュテリス・アレクサンドラ イ プロボスキゲル・アテルリムス プロソベイア・ペルソナタ	プセフォトウス(ノルティエ ラ)・ハイマトガステル・ナレ タイ
タニユグナトウス・ルキオネン スイス			
ガルリレクス・ボルフェレオロ フス タウラコ・コリユタイクス ふくろう目(spp.) *			

あまつばめ目 はちどり科 きぬばねどり目 きぬばねどり科	ニノクス・スカミビラ・ナタリ ストゥス・グルネイイ ランフォドン・ドルニイ ファロマクルス・モキノ・コス タリケンヌス ファロマクルス・モキノ・モキノ
ぶつぼうそう目 さいちよう科	ブケロス・ニコルニス・ホンラ イ
きつつき目 きつつき科	リノブラクス・ヴィギル カンペファイル・インベリアリ ス ドリユオコブス・ヤヴェンヌス ス・リカルドス
すずめ目 やいろちよう科	ビクス・スカマトゥス・フラ ヴィロストリス
かざりどり科	ビタ・コキ コティンガ・マクラタ ルビコラ・ペルヴィアナ ルビコラ・ルビコラ
くさむらどり科 つばめ科 ひたき科	クスイフォレナ・アトロブル レ アトリコルニス・クラモサ ダス・オオルニス・ブラキ ル ルス・ロンギロストリス プセウドケリドン・スイリン タ ライ

めじろ科 みつすい科 あと科	ダス・オオルニス・プロアドベン テイ・リトラリス(♀♂) ビカタルテス・ギンノケファ ルス ビカタルテス・オレアス ゾステロプス・アルボグラリス メリファガ・カスイディクス スピヌス・ククルラトゥス
かえでちよう科 むくどり科 ふうちよう科	レウコプサル・ロトスキルディ バタグル・パスカ
かめ目 かめ科	ゲオクレミヌス・ハミルトニイ (♀♂)モニア・ハミルトニイ ゲオイミヌダ・トリカリナタ (♀♂)ニコリア・トリカリナタ カクガ・テクタ・テクタ モレニア・オケルラタ テルラベネ・コアファイラ
りくがめ科	ゲオケロネ・エレファントプス (♀♂)テストッド・エレファント プス ゲオケロネ・ラディアタ (♀♂) テストッド・ラディアタ ゲオケロネ・イニフォラ (♀♂) テストッド・イニフォラ ゴフェルス・フラヴォマルギナ トゥス プサンモバテス・ゲオメトリカ カレタ・カレタ ケロニア・ミヌダス(♀♂)
うみがめ科	ムスキカバ・ルエキ プソフォデス・ニグログラリス スピヌス・ヤルレルリイ エンブレマ・オクラタ ふうちよう科(spp.) クレンミヌス・ムレンベルギ りくがめ科(spp.)(*) うみがめ科(spp.)(*)

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇七〇

おさがめ科 すっぽん科	よこぐしがめ科 へびくしがめ科	わに目 アリゲーター科	クロコダイル科
エレクトモケリウス・インブリカタ レビドケリウス・ケンビイ レビドケリウス・オリヴァア デルモケリウス・コリアア リセミス・プンクタタ・プンクタタ トリオニクス・アテル トリオニクス・ガンゲティク トリオニクス・フルム トリオニクス・ニグリカンス プセウデミドゥラ・ウンブリナ ボドクネミス(spp.) アリゲーター科(spp.)(*)	アルリガトル・スイネンシス カイマン・クロコディルス・アパボリエンシス カイマン・ラティロストリス メラノスクス・ニゲル クロコデイルス・アクトゥス (*) (+210) クロコデイルス・カタフラクトゥス クロコデイルス・インテルメデイウス クロコデイルス・モレレティイ クロコデイルス・ニロティクス クロコデイルス・ノヴァイグイ ネアイ・ミンドレンシス クロコデイルス・パルストリス クロコデイルス・ボロス (*) (-108) クロコデイルス・ロンビフェル クロコデイルス・スィアメン スィス	クロコダイル科(spp.)(*)	クロコダイル科(spp.)(*)
ガビアル科 むかしとかげ目 むかしとかげ科 とかげ亜目 やもり科	ひれあしとかげ科 きのぼりとかげ科 カメレオン科 たてがみとかげ科	テグとかげ科	どくととかげ科 おおとかげ科
オステオライムス・テトラスピ トミストマ・スケレゲリイ ガヴィアリス・ガンゲティクス スフェノドン・プンクタトゥス キヌルトダクテイルス・セルベ ンズインストラ フェルスマ(spp.) パラデルマ・オリエンタリス ウロマステクス(spp.) カマイレオ(spp.) アンブリュリンクス・クリス タトゥス コノロフス(spp.) キヌクルラ(spp.) イグアナ(spp.) フリュノソマ・コロナトゥム・ ブラインヴィルレイ クネミドフォルス・ヒュペリ トルス クロコディルス・ラケルティ ヌス ドラカイナ・グイアネンシス トゥピナンピス(spp.) ヘロデルマ(spp.) ヴァラヌス(spp.)(*) ボア科(spp.)(*)	ヴァラヌス・ベンガレンシス ヴァラヌス・フラヴェスケン ス ヴァラヌス・グリセウス ヴァラヌス・コモドインシス アクラントフィス(spp.) ボリエリア(spp.) カサレア(spp.) エビクラテス・イノルナトゥス エビクラテス・スプフラヴス ピュトン・モルルス・モルルス		

昭和五十五年四月二十五日

参議院会議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇七一

へ び 科

サンジニア・マダガスカリエン
スイス

両 生 綱

さんしょうお
目おおさんしょう
お科アンドリアス・ダヴィディアス
(メダガスカラ・ダ
ヴィディアス)
アンドリアス・ヤボニクス(メ
ダガスカラ・ヤボニクス)とらふさんしょう
うお科

かえる 目

ひきがえる 科

ブフォ・ペリグレネス

ブフォ・スベルキリアリス
ネクトフリノイデス(Grp.)まがいどくがえる
科アテロプス・ヴァリウス・ゼテ
キ

魚 綱

ちょうざめ 目

ちょうざめ 科

アキペンセル・ブレヴィロスト
ルムアキペンセル・フルヴェスケ
ンアキペンセル・オクスエリ
ン

アキペンセル・ストウリオ

アラバイマ・ギガス

オステオグロッ
サ目
オステオグロッサ
ム科スクレロパガス・フォルモス
ス

さ け 目

さ け 科

コレゴヌス・アルペナイ

こ い 目

こ い 科

カスミステス・クヌス

な ま ず 目

な ま ず 科

プロバルプス・ユルリエニ

し ろ べ い 目

し ろ べ い 科

パンガシアノドン・ギガス

め だ か 科

か だ や し 科

す ず き 目

す ず き 科

ステイゾステディオ・ヴィ
レウム・グラウクム

に べ 科

シラカンサス 目

シラカンサス 科

キエノスキオン・マクドナル
ディ

肺 魚 目

セラトダス 科

軟体動物門

不 等 筋 目

い し が い 目

い し が い 科

コンラディラ・カイラタ

ミューテイルス・コルス

ラティメリア・カルンナイ

ネオケラトドゥス・フォルステ
リ

サルモ・クリエソガステル

ステノドゥス・レウキクテ
ス・レウキクテブラゴプテルス・アルゲン
ティ

プテュコケイルス・ルキウス

キエノレピアス・コンスタン
キキエノレピアス・マルモラト
ウ

キエノレピアス・ミニムス

キエノレピアス・オパレス
ケンキエノレピアス・スプレ
ンデンクスイフォールス・コウキ
ア

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

ドロマス・ドロマス

エビオブラスマ・フロレンティ
ナ・クルティスイ(『デウスノ
ミア・フロレンティナ・クル
ティスイ』)

エビオブラスマ・フロレンティ
ナ・フロレンティナ(『デウス
ノミア・フロレンティナ・フロ
レンティナ』)

エビオブラスマ・サンブソニ
(『デウスノミア・サンブソニ』)

エビオブラスマ・スルカタ・ペ
ロブリカ(『デウスノミア・ス
ルカタ・ペロブリカ』)

エビオブラスマ・トルロサ・グ
ベルナクルム(『デウスノミ
ア・トルロサ・グベルナクルム』)

エビオブラスマ・トルロサ・ト
ルロサ(『デウスノミア・トル
ロサ・トルロサ』)

エビオブラスマ・トゥルギドゥ
ラ(『デウスノミア・トゥルギ
ドゥラ』)

エビオブラスマ・ワルケリ(『
デウスノミア・ワルケリ』)

フスコナイア・クネオルス
フスコナイア・エドガリアナ

ランブスイリス・ヒギンスイ
ランブスイリス・オルビク
ラ・オルビク
ランブスイリス・サトゥラ

ランブスイリス・ヴィレスケン
ス

プレトバスイス・キカトリコス
ス
プレトバスイス・コオペリアヌ
ス

エビオブラスマ・トルロサ・ラ
ンギアナ(『デウスノミア・ト
ルロサ・ランギアナ』)

フスコナイア・スプロトゥンダ
ランブスイリス・ブレヴィクラ

レクスイングトニア・ドラベル
ロイデス
プレオロベマ・クラヴァ

昆虫綱目

前總目
みずつば科
綱
目
科
目
目
目

プレウロベマ・プレスム
ボタミリス・カバクス(=プロ
ブテラ・カバクス)
カドルラ・インテルメディア
カドルラ・スバルサ
トクソラスマ・キユリン
ドレルラ(=カルンクリナ・キユリン
ドレルラ)
ウニオ(メガロナイアス・?
ニクリニアナ
ウニオランブスイリス・?
タンピコインスイス・テコマテ
ンスイス
ヴァイルロサ・トラバリス(=ミ
クロミニア・トラバリス)

バプステラ・ブルケルリマ
(=パプイナ・ブルケルリマ)
パラファンタ(=pp)
(+211)
コアフィリクス・フブスイ
コクリオピナ・ミルレリ
ドゥランゴネルラ・コアフィラ
イ
メクスイビュルグス・カルラン
ザイ
メクスイビュルグス・クリンケ
アヌス
メクスイビュルグス・エスコベ
ダイ
メクスイビュルグス・ルゴイ
メクスイビュルグス・モヤルラ
リス
メクスイビュルグス・ムルティ
リネアトウス
メクスイタウマ・カドリバル
ディウム
ニユンフォイルス・ミンクレ
イイ
バルデイスカラ・カランバ

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

107111

あげはちよう科	植物界	きょうちくとう科	さといも科	うこぎ科	なんようすぎ科	ががいも科	ビブリダ科	サポテン科	パタナット科	なでしこ科	ふくらゆきのした科	せんりよう科	ひのき科	へご科	そてつ科	たかわらび科	ディディエラ科
オルニトプテラ(spp.) (ダブルラによる。)	バルナスイウス・アボルロ トロゴノプテラ(spp.) (ダブルラによる。)	トロイデス(spp.) (ダブルラによる。)	バキユボディウム(spp.)	バナクス・キンケフ・オリウス (*) (+212)	アラウカリヤ・アラウカナ (*) (-109) (2)	ケロベギア(spp.) フレレア・インディカ ビュプリス(spp.) サポテン科(spp.) (+213) リブサリス(spp.)	カリョオカル・コスタリケンセ ギンノナルボス・ブルゼワ スキイ メランドリウム・モンゴリクス スイレネ・モンゴリカ ステルラリア・プルヴァイナ タ	ミクロキユカス・カロコマ	フィトズロイア・クブレソイ デ ス ビルゲロデンドロン・ウ ヴィ フルム	ヘゴ科(spp.) (*) そてつ科(spp.) (*) たかわらび科(spp.) (*) ディディエラ科(spp.)	ケファロトゥス・フォルリクラ リス せんりよう科(spp.) (+214) サウスレア・ラバ(1)	ふともも科	くわ科	のぼたん科	せんだん科	ゆり科	やまのいも科
プレブサ・ホオケリアナ	ヴァンタニア・バルボウ レイ エンゲルハルトティア・ブ テロ カルバ アンモビブタンツス・モン ゴ リクム キノメトラ・ヘミトモフル ラ	ブラテュミスキウム・ブレ イ オ スタキウム タキガリア・ヴェルスィコロ ル	アロイ・アルビダ アロイ・ピルランシイ アロイ・ポリュフェルラ アロイ・トルンクローブフ ティ イ アロイ・ヴォスィイ ラヴォイスィエラ・イタン パ ナ グアレア・ロンギペティ オ ラ	バトカルプス・コスタリ ケン スイス	カトレイア・スキネリ カトレイア・トリアナ イ ディディエキエア・クニン ガ ミ イ ライリア・ヨンゲアナ ライリア・ロバタ リュカステ・ヴァイルギナ リス 変 種 アルバ	ディオスコレア・デルトイデア (1) エウフォルビア(spp.) (-110) ケルクス・コベイエンシ ス (2) アニゴザントス(spp.) マクロピディア・フリギノ サ	テルモプシス・モンゴリ カ アロイ(spp.) (*)	スウィエテニア・ファミリス (2) ヴェルティコルディア(spp.) らん科(spp.) (*)									

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

一〇七四

や し 科	ベリステリア・エラタ レナンテラ・インスコオティ ヴァンダ・コイルレア
ま つ 科	アレカ・イボト クリエサリドカルプス・デキビ エンヌ クリエサリドカルプス・ルテス ケニス ネオデュプス・デカリ フイリビネンヌ ザラカ・クレメンシアナ
ま き 科	アビエス・グアテマレンヌ アビエス・ネプロデンス ボドカルプス・コスタリス ボドカルプス・パルラトレイ
す べ り ひ ゆ 科	アナカンブセロス(spp.) キョクラメン(spp.) パンクシア(spp.) コノスベルム(spp.) ドリユアンドラ・フォルモサ ドリユアンドラ・ポリュケフ ラ
さ く ら そ う 科	オロタンヌス・ゼイヘリ プロテア・オドラタ
や ま も が し 科	バルメア・ストルマイ
あ か ね 科	リベス・サルドウム
み か ん 科	ソラヌム・スルヴェストレ スタンゲリア科(spp.)(*) バスイロクス・ロン・エクス ケルティス・アイトネンヌ
ゆきのした(グロ スラリア)科	ポロニア(spp.) クロウエア(spp.) ゲレズノウ・ヴェルルコサ
な す 科	スライム(2)
スタンゲリア科	バスイロクス・ロン・エクス ケルティス・アイトネンヌ
あ お ぎ り 科	バスイロクス・ロン・エクス ケルティス・アイトネンヌ
じんちようげ科	バスイロクス・ロン・エクス ケルティス・アイトネンヌ
に れ 科	バスイロクス・ロン・エクス ケルティス・アイトネンヌ

附 属 書 Ⅲ

- 1 この附属書に記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。
- 2 略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。
- 3 種よりも大きな分類群であつて2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。
- 4 種又は種よりも大きな分類群に付されている一つの星印(*)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附属書Ⅰに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種が
- 5 この附属書から除外されていることを示す。二個の星印(**)は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附属書Ⅱに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種がこの附属書から除外されていることを示す。
- 6 種又は種以外の分類群に付されている国名は、当該種又は種以外の分類群をこの附属書に掲げるよう提案した締約国の国名である。
- 7 この条約は、この附属書に掲げる動物又は植物の種又は種以外の分類群に属する種の個体(生死の別を問わない。)及び個体のすべての部分又は派生物であつて容易に識別することができものについて適用する。

動物界	哺乳綱	翼手目	へらこうもり科	ヴァンビュロプス・リネアトゥス	ウルグアイ
貧齒目	なまけもの科	ブラデユプス・グリセウス	コイブス・ホフマニ	コスタ・リカ	コスタ・リカ
アルマジロ科	カバソウス・ケントラリス	カバソウス・ギンヌルス(タトウアイ)	ウルグアイ	ウルグアイ	ウルグアイ

鳥綱	
レ ア 目	ネパール ガーナ
レ ア 科	ウルグアイ
こうのとり目	
さぎ科	ガーナ
	ガーナ
	ガーナ
こうのとり科	ガーナ
	ガーナ
とき科	ガーナ
	ガーナ
	ガーナ
がんかも目	ガーナ
がんかも科	コスタ・リカ
きじ目	
ほうかんちょう科	ネパール
きじ科	ガーナ
	ネパール
はと目	
はと科	ガーナ
	モーリシアス
おうむ目	ガーナ
おうむ科	コスタ・リカ
	コスタ・リカ
	ガーナ
ほととぎす目	
えぼしどり科	モーリシアス
すずめ目	モーリシアス
ひたき科	ウルグアイ
	ウルグアイ
ほおじろ科	
むくどりもどき科	

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)の日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書

一〇七六

あとり科 はたおりどり科 かめ目 すっぽん科 よこびがめ科	あとり科(spp.)(*) はたおりどり科(spp.) トリオニクス・トリウングイ ス ペロメドゥサ・スプルファ ベルスイオス(spp.)	ガーナ ガーナ ガーナ ガーナ
植物界 グネツム科 もくれん科 けしき科 すいせいじき科	グネツム・モンタヌム タラウマ・ホドグソニイ メコノプスイス・レギア ボドカルプス・ネリフアリウス テトラケントロン(spp.)	ネパール ネパール ネパール ネパール

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

輸出国の国名

この許可書は、次の者が行う次のものの輸出について発給する。この許可書の発給を受けた者は、この条約を了知していることを宣言する。

氏名又は名称

住所

附属書I)

この条約の附属書II)(注1)に掲げる種の

附属書III)

り繁殖された場所又は栽培された場所

この標本は、

(氏名又は名称)

年 月 日に

から積み出される。

(許可書申請者の署名)

年 月 日に

において

(輸出許可書を発給する管理当局の印章及び署名)

(注1) 適用がないものを削除する。

(注2) 産品の種類を示す。

標本又はその部分若しくは派生物の説明書(付されたマークの説明を含む。)

生きている標本
(学名及び俗名)

数 性 別 大きさ(又は量) (付された場合)

部分又は派生物
(学名及び俗名)

数 量 産品の種類 (付された場合)

検査を行う当局の印章

(a) 輸出に関する当局

(b) 輸入に関する当局(*)

* この許可書は、この印章により新たな取引には無効とした上管理当局に提出されなければならない。

(署名欄は省略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正

第十一條3(a)中「作成すること」の下に「及び財政規則を採択すること」を加える。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びイタリア共和国政府は、

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びイタリア共和国政府は、

千九百六十九年三月二十日に東京で署名された

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための

の日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する

ことを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第二條(1)を次のように改める。

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) イタリアにおいては、

(i) 個人所得税

(ii) 法人所得税

(iii) 地方所得税

(これらの租税が源泉徴収により徴収される場合を含む。)

(以下「イタリアの租税」という。)

第二条

条約第二十三条(2)を次のように改める。

(2) イタリアの居住者が日本国において租税を課される所得を有するときは、イタリアは、その者について第二条に掲げる所得税の額を算定するに際し、この条約の明文の規定による別段の定めがある場合を除くほか、当該所得をその租税の課税対象に含ませることができる。

この場合において、イタリアは、算出された租税の額から日本国において納付された租税の額を控除する。ただし、その控除の額は、イタリアの租税の額のうち全所得に対する当該所得の割合に相当する部分を超えないものとする。

もつとも、その控除は、イタリアの法令に

基づき当該所得が取得者の申請によりイタリ

アにおいて源泉分離課税の対象となる場合には、認められない。

第三条

1 この議定書は、批准されなければならない。

批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この議定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 (1) この議定書は、千九百七十四年一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

(2) 千九百七十四年一月一日以後に開始し、かつ、この議定書の効力発生の日以前に終了する各課税年度において生ずる所得に関し、条約第二十三条(2)の規定に基づきイタリアの居住者が行う日本国の租税の額を控除するため該租税の賦課の日(いずれか遅い方の日から二年以内に行わなければならない。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十四日にローマで、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、

英語の本文による。

日本国政府のために

影井梅夫

イタリア共和国政府のために

アントニオ・パスリーニ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、

千九百六十九年二月十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約(以下「条約」という。)を改正するため議定書を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第二条(1)を次のように改める。

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 連合王国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 譲渡収益税

(iv) 開発用地税

(v) 石油収入税

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

第二条

条約第十一条を次のように改める。

第十一条

(1) 日本国の居住者である法人が連合王国の居住者に支払う配当に対しては、連合王国において租税を課することができる。当該配当に對しては、日本国においても、また、日本国の法令に従つて租税を課することができる。

その租税の額は、当該配当の受益者が連合王国の居住者である場合には、次のものを超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日(先立つ十二箇月の全期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の少なくとも二十五パーセントを有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

(2) 連合王国の居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当に対しては、日本国において租税を課することができる。当該配当に對

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

一〇七八

しては、連合王国においても、また、連合王国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該配当の受益者が日本国の居住者である場合には、次のものを超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の議決権の少なくとも十パーセントを直接又は間接に支配する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

(3) 連合王国に居住する個人が、連合王国の法令により、連合王国に居住する法人が支払う配当に關してタックス・クレジットを受ける権利を有する限り、(2)の規定に代えて、次の規定を適用する。

(a)(i) 連合王国の居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当に対しては、日本国において租税を課することができる。

(ii) 日本国の居住者が(b)の規定により配当に關してタックス・クレジットを受ける権利を有する場合には、連合王国においても、連合王国の法令に従い、当該配当の額と当該タックス・クレジットの額との合計額に対して十五パーセントを超えない率で租税を課することができる。

(iii) 規定する場合を除くほか、その受益者である日本国の居住者に連合王国の

居住者である法人が支払う配当については、連合王国において配当に対するすべての租税を免除する。

(iv) (iii)にいうタックス・クレジットの額は、日本国の居住者に支払われるときは、日本国の税法の適用上配当の額として取り扱う。

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、連合王国の居住者である法人が支払う配当の受益者である日本国の居住者は、連合王国に居住する個人が当該配当を受領したとしたならば取得することとなる当該配当に關するタックス・クレジットを受ける権利及び当該居住者の納付すべき連合王国の租税の額を超える当該タックス・クレジットの額の支払を受ける権利を有する。

(c) (b)の規定は、配当の受益者が、単独に又は関連を有する一若しくは二以上の法人とともに、当該配当を支払う法人の議決権の少なくとも十パーセントを直接又は間接に支配する法人である場合には、適用しない。この規定の適用上、二の法人のうち一の法人が他の法人によつて直接若しくは間接に支配されている場合又は当該二の法人が第三の法人によつて直接若しくは間接に支配されている場合には、当該二の法人は、関連を有するものとする。この場合において、二の法人のうち一の法人の五十

パーセントを超える議決権が他の法人によつて支配されているときは、当該一の法人は、当該他の法人によつて支配されているものとする。

(4) この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいい、配当を支払う法人が居住者とされる締約国の法令上法人の配当その他利得の分配として取り扱われるその他のものを含む。ただし、配当には、次条の規定に基づいて租税の軽減が認められる利子を含まない。

(5) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第八条又は第十五条の規定を適用する。

(6) この条の規定に基づく一方の締約国の租税

の軽減に対しては、当該一方の締約国の法令に基づき租税の軽減又は免除に対する制限であつて納税義務の適正な履行を確保するため及び不当に租税上の利益を取得することを防止するために施行されている規定によつて課されるものと同一の制限を課するものとする。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的に関連するものを除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第三条

条約第十二条(6)を次のように改める。

(6) 居住者でない法人に支払われる利子のみについて定めるいづれか一方の締約国の法令の規定の運用に当たり、他方の締約国の居住者である法人に支払われる利子は、当該利子を支払う法人の配当その他利得の分配として取り扱われることはない。この規定は、利子の

支払の基因となつた債権が、善意の商業上の理由によらずに主としてこの条の規定を利用するために設定され又は移転されたものである場合には、適用しない。

第四条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条

(1) 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わないものとし、また、信託から支払われる所得を除く。）で前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第七条(2)に定義する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と實質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第八条又は第十五条の規定を適用する。

第五条

条約第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA

一方の締約国の公認投資基金に参加する者

が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として、第十一条又は第十二条の規定により他方の締約国において租税の軽減又はタックス・クレジットを受ける権利を有する場合には、租税の軽減又はタックス・クレジットの請求は、当該基金の運用者又は受託者が当該基金に参加する者に代わつて行うことができる。当該他方の締約国は、当該請求の全部又は一部を承認するに当たつて、当該一方の締約国と協議した後、当該基金に参加する者のうち租税の軽減又はタックス・クレジットを受ける権利を有しない者に対して租税の軽減又はタックス・クレジットを認めることを排除するため適当と認める条件を課することができる。当該請求の承認は、当該基金に参加する者が第十一条又は第十二条の規定により受ける権利を有しない租税の軽減又はタックス・クレジットについて、当該他方の締約国の租税を追徴する権利又は支払額の返還を請求する権利を害するものではない。この条の規定の適用上、連合王国の公認投資基金とは、千九百五十八年の詐欺（投資）防止法第十七条又は千九百四十年の詐欺（投資）防止法（北部アイルランド）第十六条により認可されたユニット・トラストをいい、日本国の公認投資基金とは、証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条に定義する証券投資信託又は貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条に定義する貸付信託をいう。ただし、こ

れらの規定が、この条約を改正する議定書の署名の日に有効であり、かつ、当該署名の日以後改正されていないか又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

第六条

条約第三十条を次のように改める。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 連合王国においては、

(i) その通告が行われた年の翌年の四月六日以後に開始する各課税年度分の所得税及び譲渡収益税

(ii) その通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税

(iii) その通告が行われた年の翌年の四月一日以後に生ずる実現開発価値に対する開発用地税

(iv) その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間分の石油収入税

(b) 日本国においては、

その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

後に開始する各課税年度分の所得

第七条

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにロンドンで交換されるものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日の後三十日の期間が満了した時に効力を生ずるものとし、この議定書によつて改正された条約は、次のものについて適用する。

(a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国においては、

(i) 批准書が交換された年の翌年の四月六日以後に開始する各課税年度分の所得税及び譲渡収益税

(ii) 批准書が交換された年の翌年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税

(iii) 批准書が交換された年の翌年の四月一日以後に生ずる実現開発価値に対する開発用地税

(iv) 批准書が交換された年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間分の石油収入税

(b) 日本国においては、

批准書が交換された年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

第八条

この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本国のために

大来佐武郎

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

マイケル・ウィルフォード

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約

日本国及びフィリピン共和国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、所得税及び法人税（以下「日本国の租税」という。）

(b) フィリピンにおいては、フィリピンの所得税（以下「フィリピンの租税」という。）

(2) この条約は、(1)に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて(1)に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

(1) この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「フィリピン」とは、フィリピン共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、フィリピン共和国を構成する領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィリピンをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はフィリピンの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) フィリピンについては、フィリピンの市民権を有するすべての個人並びにフィリピンの法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがフィリピンの租税に関しフィリピンの法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(2) 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

(2) (1)の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 店舗その他の販売所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 倉庫

(g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

(3) 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該

一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(5) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(7)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が(4)に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、(4)の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

(b) 当該一方の締約国内で、専ら又は主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文を取得すること。

(c) 当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品又は商品の在庫を保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わつて反復して注文に応ずること。

(6) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(7)の規定が適用される

独立の地位を有する代理人を除く。)を通じてコンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務を提供する場合に、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について一課税年度において合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、このような役務が経済協力又は技術協力に関する両締約国の政府間の合意に基づいて提供される場合には、当該企業は、この条のいかなる規定にもかかわらず、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

(7) 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う真正な仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

(8) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

(9) 保険業を営む一方の締約国の企業が、使用人又は代表者(7)に規定する独立の地位を有する

代理人を除く。)を通じて、他方の締約国内で保険料の受領(再保険に係る保険料の受領を除く。)をする場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険の保険(再保険を除く。)をする場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。

第六条

(1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ

(2) 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令上有する意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

(3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

(4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

- (1) 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができない。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- (2) (3)の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- (3) 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- (4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利

得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

- (5) 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。
- (6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

- (1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて他方の締約国において取得する利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。その租税の額は、この条約の署名の日に有効な当該他方の締約国の法令により課される租税の額の六十パーセントとする。
- (2) (1)の規定は、共同計算、共同経営又は国際経

営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合
- であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなるとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
- 第十條
- (1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- (2) (1)の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次のものを超えないものとする。

ないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払の日から先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の少なくとも二十五パーセントを直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント
- (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の二十五パーセント

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

- (3) (2)の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う配当に対してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。
- (4) この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

- (5) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その配当を支払う法

人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(6) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的に関連するものを除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、次のものを超えないものとする。

(a) 当該利子が公債、債券又は社債について支払われるものである場合には、当該利子の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該利子の額の十五パーセント

(3) (2)の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う利子に対してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

(4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

この規定の適用上、「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、日本輸出入銀行、海外経済協力基金及び国際協力事業団

(b) フィリピンについては、フィリピン開発銀行

(c) いずれかの締約国の政府が資本の全部を所有する金融機関(a)及び(b)に掲げる金融機関を除く。)で両締約国の政府が隨時合意するもの

(5) この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

(6) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権において、当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(7) 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該

一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

(8) 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、また、当該締約国の法令に

従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、次のものを超えないものとする。

(a) 当該使用料が、映画フィルムの使用又は使用の権利及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には、当該使用料の額の十五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該使用料の額の二十五パーセント

(3) (2)の規定にかかわらず、フィリピンの居住者である法人であつて、フィリピンの投資奨励法令の下において投資委員会に登録され投資優先産業における創始的部門に従事するものが、その受益者である日本国の居住者に支払う使用料に対してフィリピンにおいて課される租税の額は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

(4) この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報

の対価として受領するすべての種類の支払金という。

(5) (1)から(3)までの規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(6) 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

(7) 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の

額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 一方の締約国の居住者が第六条(2)に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国において使用することができる恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(3) 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつ

て取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(4) 一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産とする法人、組合又は信託の株式その他の持分の譲渡から生ずる収益に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

(5) (1)から(4)までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することができる恒久的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じて合計百二十日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」には、特に、学術上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士

の独立の活動を含む。

第十五条

(1) 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に

おいて行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が文化交流を目的とする両締約国の政府間の特別の計画に基づいて行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、その所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

(2) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七

条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができ、

もつとも、そのような活動が他方の締約国の居住者である芸能人又は運動家によつて文化交流を目的とする両締約国の政府間の特別の計画に基づいて行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、その所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条(2)の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(1)(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課する

ことができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

(2)(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)にいう個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(3) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約 一〇八六

年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

(1) 大学、学校その他の公認された教育機関において専ら教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授、教員又は研究者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(2) (1)の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

(1) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、主として、

(a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をするため、

(b) 職業上の若しくは専門家の資格に必要な訓練を受けるため、又は

(c) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究をするため、

当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

(iii) 当該一方の締約国内で提供する人的役務によつて取得する所得であつて年間千五百合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えないもの

(2) (1)の規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するために合理的又は慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、その特典は、いかなる場合にも、(1)(a)の場合には引き続き五年を超える期間、(1)(b)及び(1)(c)の場合には引き続き三年を超える期間、与えられることはない。

(3) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該他方の締約国の居住者の使用人として又は当該居住者との契約に基づき、当該居住者以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得することとを主たる目的として一年を超えない期間当該一方の締約国内に滞在するものは、その経験の習得に関連して提供する自己の人的役務に対するその期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、海外から受領する金額と当該一方の締約国内で支払われる金額との合計が年間四千合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えない場合は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することとができる。

超えない場合に限る。

(4) 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該一方の締約国の政府が主催する計画に参加する者として訓練、研究又は勉学を主たる目的として一年を超えない期間当該一方の締約国内に滞在するものは、その訓練、研究又は勉学に関連して提供する自己の人的役務に対するその期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、海外から受領する金額と当該一方の締約国内で支払われる金額との合計が年間四千合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することとができる。

第二十二条

(1) 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することとができる。

(2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条(2)に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

(1) フィリピンにおいて生ずる所得について納付されるフィリピンの租税の額は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、当該所得について納付される日本国の租税の額から控除する。控除を行うに当たり、当該所得が、フィリピンの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人がその所得について納付するものとする。

(2) 日本国において生ずる所得について納付される日本国の租税の額は、フィリピン以外の国において納付される租税をフィリピンの租税から控除することに関するフィリピンの法令に従い、当該所得について納付されるフィリピンの租税の額から控除する。控除を行うに当たり、当該所得が、日本国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の過半数を所有するフィリピンの居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人がその所得について納付するものとする。

日本国の租税を考慮に入れるものとする。

- (3) (1)の第一文に規定する控除の適用上、フィリピンの租税は、常に、第十条(3)の規定が適用される配当については二十パーセントの率で、第十一条(2)(a)又は(3)の規定が適用される利子及び第十二条(3)の規定が適用される使用料については十五パーセントの率で支払われたものとみなす。

第二十四条

- (1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に課める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

- (3) 第九条、第十一条(8)又は第十二条(7)の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使

用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

- (4) 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- (5) この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、フィリピンは、次の法令によつて与えられる租税上の特典を享受する者をその国民に限定することができる。

- (a) 投資奨励法(共和国法第五千八百八十六号)、輸出奨励法(共和国法第六千三百三十五号)、観光産業投資奨励計画(大統領令第五百三十五号)又は農業投資奨励法(大統領令第五百五十九号)。ただし、これらの法令が、この条約の署名の日以後改正されていなければ、かつ、当該署名の日以後改正されていなければ、かつ、その改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(b) フィリピンの経済開発計画のためにフィリピンにおいて制定されるその他の法令で、両締約国の政府間の合意により決定されるもの。

第二十五条

- (1) いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、当該締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条(1)の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- (2) 権限のある当局は、(1)の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。

- (3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約の対象である租税に関し、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ、

(4) 両締約国の権限のある当局は、(2)及び(3)の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

- (1) 両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、この条約の対象である租税に関する脱税を防止するため、又はこの条約の対象である租税の回避に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課徴収に関与する者又は当局(裁判所を含む)、これらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所を含む)及び当該情報に関係を有する者以外のいかなる者又は当局にも開示してはならない。

- (2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

昭和五十五年四月二十五日 参議院會議録第十一号(その二) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約 一〇八八

するような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、日本国の居住者であるフィリピンの市民に対してフィリピンの法令に従つて租税を課するフィリピンの権利を害するものと解してはならない。もつとも、日本国は、当該租税について税額控除を認めることを義務付けられない。

第二十九条

(1) この条約は、両締約国によりそれぞれの憲法及び法律の定めるところに従つて批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにマニラで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) フィリピンにおいては、

(1) 批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる金額について源泉徴収される租税

(3) 批准書の交換が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他の租税

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) フィリピンにおいては、

(1) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる金額について源泉徴収される租税

(2) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他の租税

税

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月十三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
大来佐武郎

フィリピン共和国のために
セザール・ヴィラタ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 条約第七条(1)に關し、一方の締約国の企業が、他方の締約国内にある恒久的施設を通じて販売する物品若しくは商品と同一若しくは類似の種類の物品若しくは商品を当該他方の締約国内において販売することによつて取得する利得又は当該恒久的施設を通じて行うその他の事業活動と同一若しくは類似の種類の事業活動を当該他方の締約国内において行うことによつて取得する利得については、当該同一若しくは類似の種類の物品若しくは商品の販売又は当該同一若しくは類似の種類の事業活動が租税を回避するために行われたものであることが立証された場合に限り、これを当該恒久的施設に帰せられるものとすることができる。

2 条約第七条(3)に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店若しくは他の事務所に支払つた又は振り替えた支払金(実費弁償に係るものを除く。)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めない。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子(当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。)

3 条約第十条(3)、第十一条(3)及び第十二条(3)の規定の適用上、「フィリピンの投資奨励法令」とは、次のものをいう。

(a) 投資奨励法(共和国法第五千八百八十六号)、輸出奨励法(共和国法第六千三百三十五号)及び農業投資奨励法(大統領令第千五百五十九号)。

ただし、これらの法令が、条約の署名の日以後改正され、かつ、当該署名の日以後改正されていなければ、かつ、その改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。

(b) フィリピン共和国の経済開発計画のためにフィリピン共和国において制定されるその他の法令で、両締約国の政府間の合意により決定されるもの

4 条約第十六条に關し、法人の役員が管理的又は技術的性格を有する日常的な職務の遂行につ

きその法人から取得する報酬については、条約第十五条の規定を準用する。この場合において、当該報酬は、勤務についての報酬とみなし、「雇用人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

5 条約のいかなる規定も、フィリピン共和国が、日本国の居住者である法人の収益（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得するものを除く。）で当該法人のフィリピン共和国内に所有する恒久的施設に帰せられるものに対し、当該法人がフィリピン共和国の居住者であるとしたならばその所得に対して課されることとなる租税に加えて租税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、この付加的な租税の額は、当該収益のうち海外に送金される額の十パーセントを超えないものとする。この場合において、「収益」とは、いずれかの年及びその年前の数年においてフィリピン共和国内にある恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対してフィリピン共和国が課するすべての租税（この規定にいう付加的な租税を除く。）の額を控除した額をいう。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年二月十三日に東京で、英語により

本書二通を作成した。

日本国のために

大来佐武郎

フィリピン共和国のために

セザール・ヴィラタ

昭和五十五年四月二十五日 参議院会議録第十一号(その二)

一〇九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
五五〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二 四二、六代
〒107